

自己点検・評価報告書

令和 3 年度

令和 4 年 3 月

國學院大學北海道短期大学部

発刊にあたって

本学は令和3年度に第三評価期間の認証評価を受けた。本報告書は、このたびの認証評価のために作成した「令和3年度 國學院大學北海道短期大学部 自己点検・評価報告書」の本文（基準I～基準IV）を本学の令和3年度の自己点検・評価報告書として刊行するものである。

第三期の認証評価は、自己点検・評価項目を「内部質保証ルーブリック」に基づき、自己点検・評価報告書を作成することが求められていた。ルーブリックは、次の4つの項目から構成されている。(1) 建学の精神を確立している。教育目的・目標を確立している。

(2) 学習成果を定めている。(3) 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。(4) 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。これらの4つの項目につき、それぞれ「レベル1認識・自覚」、「レベル2開発・発展」、「レベル3熟練・習熟」、「レベル4持続的・継続的な質の改善」が設定され、さらに具体的な視点が記されている。

このルーブリックの視座に基づき自己点検・評価報告書を作成するために、令和元年度の夏休み前に報告書の作成の中心を担う学長、ALO、副学長、学科長、コース長、事務局長が協議し執筆担当者と執筆項目、原稿の提出期限を定めた。提出原稿は初めから点検項目に即して執筆するのではなく、点検項目に関する内容を網羅するものを提出し、ALOがこれを元原稿としてその内容を精査し必要な情報を収集しながら、認証評価が求めていた自己点検・自己評価報告書としての記述に仕上げていくことになっていた。

元原稿の提出が遅れたため、年明けから先のルーブリックの観点から報告書を作成する予定であったが、令和2年2月からわが国においても新型コロナ禍が現実のものとなつたことから令和2年度のオリエンテーション及び授業につきコロナ対策に追われることになった。そのため自己点検・評価報告書の作成作業は、令和2年10月過ぎまで中断せざるを得なかつた。中断により報告書作成の着手が大幅に遅れたことから、令和2年11月に報告書の作成体制を見直し、ルーブリックに則った原稿執筆は学長を中心に行うこととし、翌年6月締め切りに向けて作業を再開した。

報告書の原稿は40回を超える修正版を重ねて6月に完成し、併せて提出資料と備付資料、その他の必要資料を整え、提出期限直前に提出することができた。おおよそ11ヶ月の中斷があつたが、第三評価期間における認証評価はこれまで以上に厳格に審査されるであろうと予測していたので、2年前に着手したことが幸いした。

今回の認証評価の面接調査は、コロナ禍のためオンラインで行われることが申し込み受理とともに通知されていた。また面接調査1週間前に事前質問票が送付されることになつていた。面接調査の日程は、評価員との日程調整を経て9月2日と3日に実施されることになった。

面接に先立ち送られてきた事前質問票には80を超える質問が記載されていた。すべてに入念な回答を準備することは時間的に大変であったが、しかし事前に質問が明示されたことによりあらかじめ回答を準備することができ、過去2回の面接調査に比べればより的確に回答をすることができた。評価員もより多くの質問を行うことにより、本学における情報を的確に理解し得たと思われる。

この事前質問票の方法が、第三評価期間から始まつたものか、コロナ禍におけるオンライン面接が契機となつたものは知るところではないが、これまで三度の認証評価を受けた経験から、面接調査が従来の対面方式に戻ることになつても是非とも継続を望みたい。

認証評価のための自己点検・評価報告書では、直面する自己点検・評価の課題を掲げその課題についての改善計画を記述しなければならない。その改善計画の実行とその結果については、7年後の第四評価期間における自己点検・評価報告書で報告しなければならない。この度の報告書において課題として掲げたもののうち特に重要なものは、令和4年度から始まる「國學院大學中期5ヶ年計画」に取り入れ、本学の教育の質の保証と本学の将来への展望に係る課題に着実に取り組むことにしている。

本学は今年で開学41年目を迎えており、この数年永らく勤めた教職員が相次いで定年退職を迎え、教職員共に世代交代が急激に進んでいます。世代交代は不可避であるが、本学の新たな発展につながるものとしていかなければならない。そのためには認証評価への取り組みも中期5ヶ年計画への取り組みも、これからを担う教職員が皆その意義について共通の認識をもち、研究、教育、校務に最善を尽くす必要がある。

令和3年12月下旬、私立短期大学基準協会より本学についての「機関別認証評価結果（案）」の内示があった。基準Ⅰから基準Ⅳまですべてで合格、評価結果として適格であるとの内容である。いずれの基準においても「早急に改善を要すると判断される事項」はない。本学の現状と取り組みにつき、十分に理解を頂いた評価結果といえる。「機関別認証評価結果（案）」は協会の所定の手続きを経たのち、正式な認証評価結果として令和3年度末に通知される。

末尾となつたが、関係各位の多大なるご尽力に心より感謝申し上げる。

（学長 平野泰樹）

認証評価を受けて

本報告書は第三評価機関の認証評価のために令和3年度に作成された自己点検・評価報告書の本文（基準I～基準IV）である。

令和3年度の認証評価では、ALO対象説明会と面接調査がオンラインで行われた。

ALO対象説明会は、大学短期大学基準協会のウェブサイトに掲載され、それを視聴して自己点検・評価報告書作成の準備を行った。説明会の内容・構成は分かりやすく、評価校マニュアル等の資料とともに自己点検・評価報告書作成の指針となった。

面接調査はZoomミーティングを利用して行われた。対面調査と異なっていたのは、必要な資料を提示する際にカメラを使用することや、施設・設備等の観察として写真・動画を用いることであった。当職にとっては初めての認証評価であったが、評価員の先生方からの質問や本学教職員の助力のおかげで順調に行うことができた。この場を借りて深謝する次第である。

これからは、次の認証評価に備えた体制を構築することが課題となる。本報告書をもとにそれを進めていきたい。

(ALO 二ノ宮靖史)

目 次

発刊にあたって

認証評価を受けて（仮題）

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

テーマ	基準 I - A 建学の精神	1
区分	基準 I - A - 1 建学の精神を確立している。	1
区分	基準 I - A - 2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	2
テーマ	基準 I - B 教育の効果	5
区分	基準 I - B - 1 教育目的・目標を確立している。	5
区分	基準 I - B - 2 学習成果を定めている。	7
区分	基準 I - B - 3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	8
テーマ	基準 I - C 内部質保証	12
区分	基準 I - C - 1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	12
区分	基準 I - C - 2 教育の質を保証している。	17

【基準 II 教育課程と学生支援】

テーマ	基準 II - A 教育課程	22
区分	基準 II - A - 1 学科・専攻科ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。	22
区分	基準 II - A - 2 学科・専攻科ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。	24
区分	基準 II - A - 3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。	37
区分	基準 II - A - 4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	39
区分	基準 II - A - 5 学科・専攻科ごとの入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。	40
区分	基準 II - A - 6 短期大学及び学科・専攻科課程の学習成果は明確である。	45
区分	基準 II - A - 7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。	47
区分	基準 II - A - 8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。	51
テーマ	基準 II - B 学生支援	52
区分	基準 II - B - 1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。	52
区分	基準 II - B - 2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行ってい	58

区分	基準Ⅱ－B－3	学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。	61
区分	基準Ⅱ－B－4	進路支援を行っている。	64
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】			
テーマ	基準Ⅲ－A 人的資源	70	
区分	基準Ⅲ－A－1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。	70	
区分	基準Ⅲ－A－2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。	72	
区分	基準Ⅲ－A－3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。	74	
区分	基準Ⅲ－A－4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	74	
テーマ	基準Ⅲ－B 物的資源	76	
区分	基準Ⅲ－B－1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、後者、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	76	
区分	基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。	77	
テーマ	基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	78	
区分	基準Ⅲ－C－1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。	78	
テーマ	基準Ⅲ－D 財的資源	80	
区分	基準Ⅲ－D－1 財的資源を適切に管理している。	80	
区分	基準Ⅲ－D－2 日本私立学校振興・共済事情団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	83	
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】			
テーマ	基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ	88	
区分	基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。	88	
テーマ	基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ	90	
区分	基準Ⅳ－B－1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。	91	
テーマ	基準Ⅳ－C ガバナンス	92	
区分	基準Ⅳ－C－1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。	92	
区分	基準Ⅳ－C－2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。	93	
区分	基準Ⅳ－C－3 短期大学は、高い公共性と社会的会責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	93	
教員個人業績表			95

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I－A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料1 学校法人國學院大學概要 [令和3（2021）年度]
備付資料3 オープンカレッジ講座のご案内
備付資料4 リブランTAKIKAWA
備付資料5 道新ぶんぶんクラブ
備付資料6 地域連携協議会包括資料
備付資料7 高大連携協定書
備付資料8 地域活性化委員会報告書 [令和2（2020）年度]
備付資料9 News CATY
備付資料－規程集049 社会人入学者奨学制度規程

[区分 基準 I－A－1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I－A－1 の現状>

明治維新当時、我が国を欧化万能の風潮が覆い、日本古来の思想・文物が顧みられない状態となつたため、それらの世風を憂慮し、維新達成後に国民道徳の確立をもつて国家独立の基礎としようとする気運が起つて、このような気運を背景として、國學院大學の前身である皇典講究所が明治15年に現在の千代田区飯田橋に創立された。11月4日に行われたその開校式において、初代総裁の有栖川宮熾仁親王が述べられた「凡ソ學問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ故ニ國體ヲ講名シテ以テ立國ノ基礎ヲ鞏クシ徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ盡スハ百世易フベカラザル典則ナリ」という告諭が建学の精神の基底をなす。告諭の趣旨は、明治23年7月、皇典講究所初代所長山田顯義伯の公表した「國學院設立趣意書」によって、次のように拡大・強調された。「学問は根本を明らかにすることが大切なのである。だから、まず建国以来受け継がれてきた日本固有の文化や国民性をよく探求・認識し、人格を磨き、祖国の繁栄はもとより、広く世界の人類・文化のために寄与することこそ日本人として変わることなく目指さなければならない目標である」（提出－1）。

この精神が今日まで継承され、國學院大學が神道精神に立脚した道義の大学として輝かしい伝統と独自の学風を築き上げている。國學院大學北海道短期大学部（以下、本学と称する）の前身である國學院女子短期大学は、この國學院大學の建学の精神を北海道に広めるために北海道滝川市に設立された。

なお、建学の精神は芳賀矢一作詞の校歌に示されており、その校歌の一番は本学の国文学科、二番は英語科から発展した総合教養学科、三番は幼児・児童教育学科の理念・理想

と結びつくものと解釈されてきた。

本学は國學院大學の教育機関の一つとして建学の精神を共有しており、学校教育法における大学の目的（第83条「大学の目的」、第108条「短期大学」）、教育基本法「前文」、「教育の目的」（第1条）、「教育の目標」（第2条）、「生涯学習の理念」（第3条）にのっとり、滝川市を中心とする5市5町（滝川市、芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、新十津川町、上砂川町、浦臼町、奈井江町、雨竜町）の誘致により開設された地域立大学であり、開学後一貫して、地域の行政、経済界、教育界と緊密に連携し、中空知唯一の高等教育機関として、また地域住民への生涯学習機関として活動している。

本学による建学の精神の表明は、学内に対しては、入学式の式辞において國學院大學と本学の成り立ちと建学の精神について説明している。また、建学の精神の基底をなす前述の初代総裁有栖川宮幟仁親王の告諭を碑に刻んだ告諭碑をキャンパスの中央部の丘に創設している。学外向けには本学の「入学案内」やウェブサイトに、学内向けには学生ガイドブックに記載し公表している。

建学の精神を体現する科目として、國學院大學の名称の由来となっている「国学」を全学の必修科目とし、日本の伝統的な学問についての知見を持たせている。

また、必修科目の「教養総合」において、建学の精神を具体的に表現した校歌を斎唱し、建学の精神の理解を深めるように努めてきた。なお、「教養総合」はキャリアサポート科目として、各界の職業経験を有する外部講師による科目として開設した科目であるが、次第にその内容が当初のキャリア科目としての性格を薄めていったことから、加えて講師とのスケジュール調整が困難となったことから、令和2年度をもってその役割を終えることとなった。

開学以来、全学科において宿泊研修を実施してきたが、その宿泊研修においても建学の精神について解説を行ってきた。なお、宿泊研修も学科の特性に応じたものとなり、学科によっては宿泊を伴わない研修への移行も検討されている。令和2年度は新型コロナ・ウイルス禍により、すべての宿泊研修は中止となった。

[区分 基準I－A－2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準I－A－2の現状>

本学は開学直後より、生涯学習事業として、オープンカレッジ（当初は「教養講座」の名称でスタートした市民講座）を開講し、専任教員、兼任教員、市民講師などによる多彩な講座を展開している。また、折々に文化講演会を行ってきた。滝川市の生涯学習振興会（リブランTAKIKAWA）とも連携し、講師の派遣を行っている。さらに、札幌において本学の公開講座を続けてきたが、現在では中止している（備付－3、4）。

正規科目については、現在、限定した期間であるが、オープンスクールとして市民や高

校生に受講を開放している。また、正規科目については科目等履修生制度を設けているが、生涯学習の一環として、受講料を軽減し一般市民がより受講しやすくなる方向で検討している。

また、北海道新聞社の「ぶんぶんクラブ」の講座も継続して担っている。なお、オープンカレッジの受講料については、市民サービスの向上を図るため令和2年度より複数講座の受講生に対する受講料の軽減を実施した（備付－5）。

さらに、本学での学びを強く志向する社会人に対して、社会人特別奨学金制度により入学を受け入れている。これは地域の人材育成を目的とするものである。社会人入試による受験生の中から受給要件を満たした者を選考している。選考は学内の選考委員のみならず学外者の選考委員も複数加わり、書類選考と面接選考で行ってきたが、令和3年度より学内の選考委員のみで選考することができるよう規定を改定した。社会人入試の際に奨学制度希望者について、合否判定と奨学生としての採用判定を同時に行うためである。従前では、社会人入試で合格しても、奨学生として採用されない場合、入学を辞退するケースがあり、また、入試の日に同奨学制度のための面接を実施しようとすると、学外選考委員のスケジュール調整が困難となる等が改正の理由である（備付－規程集049）。

地域との連携については、本学と滝川市との間で平成27年度「北海道滝川市と國學院大學北海道短期大学部との包括連携に関する協定」を締結、協定に基づき、平成28年に滝川市、滝川商工会議所及び本学の三者間で「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会」を設立した。さらに同協議会の下に、ワーキンググループとして「地域立大学研究会」を設置して、実務者協議の場とした。公式な議事録は滝川市が作成している。同協議会と同研究会により、行政と経済界と三位一体の協定のもとで、本学の役割強化と発展に資する諸政策が立案され実施されている（備付－6）。

開学後ほどなくして商工会議所を中心に結成された「國學院大學北海道短期大学部協力会」も、例年総会を開き本学の発展を強力に支援している。また、滝川市立西高等学校及び砂川市立高等学校と高大連携協定を締結し、地域の高校教育へのサポート体制を構築し、講師派遣や授業体験を実施している（備付－7）。

ボランティア活動等は、コミュニティカレッジセンター（CCC）が担当して情報一元管理を図るようにはしているが、ボランティア活動等は多種多様で授業や科目とも関わるものもあり、幅広く必ずしも一元的ではなく、学科、学生支援課、ゼミ、サークル単位での取り組みとして教職員によって機動的に行われている。また後述のように、一部の社会活動、ボランティア活動については、令和元年より、「地域活性化委員会」を設置し（同委員会の規程はその活動内容の具多的な展開を見ながら制定する予定であるため、未整備である。現在は委員長1名の任命により運営されている）、地域活性化としての取り組みとしての位置付けを明確にしている（備付－8）。教員の社会活動としては、滝川市の行政や教育に関わり委員や評議員その他の活動を行っている。

ボランティア活動等の内容としては、次のものがある。

児童教育コースの学生による市内近隣の2つの小学校での放課後学習支援や通学合宿、また、地域イベントにおけるボランティア活動、「そらぶちキッズキャンプ（公益法人による難病の子どもたちのためのキャンプ等の活動）・本学歴代学長が評議員を務める」でのボランティア活動（平成30年度延べ人数347人計111日、令和元年度延べ人数333人、計75日、令和2年度（延べ人数95人、計46日）。

幼児保育コースでのボランティア活動（令和元年度より、幼児保育コースではより計画的に学生をボランティアに参加させるために、年度初めに学生が例年実習をしている教育機関や福祉施設等にボランティア依頼の有無について質問状を送付し、その依頼状況に基づき学生にボランティアに積極的に参加させている）。

神社まつり研究会による神社でのボランティア活動（寒中禊、江部乙神社の神輿渡御、北海道神社御鎮斎等の奉仕活動、奉祝記念講演会〈講師彬子女王殿下〉等の手伝い）。

子育てサロンでの活動。

幼児向け絵本の読み聞かせ。

楽しい発表会（地元保育所、幼稚園、施設等との交流）。

紙袋ラントンフェスティバルでの活動。

はる展（オープンカレッジ展示発表会）での活動。

家主連絡協議会と学生による年に一度の大学外周の清掃活動。

市民と協働の近隣JR無人駅（江部乙駅）の定期的な清掃や駅カフェでの活動

滝川市内での街づくり等の活動。

オープンキャンパスにおける運営スタッフとして高校生との面談・受付・会場設営（飾り付け）・校内案内等での活動。

國學院大學での進学説明会や父母会でのボランティア活動。

キャンパス大使として卒業高校への本学のPR活動。

体験授業のスタッフとしての活動（旭川）。

学生への昼食サービスでの昼食配布スタッフとしての活動。

狂言鑑賞会（一般市民、小中高学生対象）における会場設営・当日の受付・会場への誘導等の活動。なお令和2年度はコロナ禍により狂言の公演は中止した。令和3年度も中止を決定した。

令和元年度に、5年以上続けてきたこれまでの学生による地域活性化の活動をより一層促進するために「地域活性化委員会」を発足し、地域社会での活動をより積極的に実施した。その活動は令和元年度では江部乙町17回、滝川中心街で5回、砂川市で3回、学内で13回、その他で7回である。コロナ禍の令和2年度では、江部乙町12回、滝川中心街3回、砂川市4回、学内2回、オンラインによる活動8回、その他2回である。令和2年度の活動回数は31回で、参加学生数は延べ人数で589名である。内容は、無人駅の江部乙駅の清掃、小学生や高齢者との交流の場ともなる駅カフェの参加、滝川中心街での学生カフェ、公共施設のリニューアルプランへの参加、商店街パンフレット作成、地域のイベントへの参加、滝川商店街の企画への参加、無人店舗前の除雪作業その他多様である。

以上のように、学内外で多様なボランティア活動等が行われている。このボランティア活動、地域活動については一元的に管理対応することが望ましいとの考えもあるが、活動の多様さや実施や対応の迅速化などを考慮すると、直接の関係部署や関係者が対応することが機能的・機動的といえる。

これらの活動は、教授会での報告はむろんであるが、地域の新聞・空知プレス（本学の紙面を「ニュースキャティ News CATY」と呼んでいる。第一面紙面使用は年間6回の契約。本学では学報の機能を果たしている。その他に新聞社の取材記事が多数紙面に掲載されている）で積極的に外部に告知している（備付－9）。

<テーマ 基準 I－A 建学の精神の課題>

特はない。

<テーマ 基準 I－A 建学の精神の特記事項>

特はない。

[テーマ 基準 I－B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料2 入学案内 [令和2（2020）年度]
- 提出資料3 入学案内 [令和3（2021）年度]
- 提出資料5 國學院大學北海道短期大学部学則
- 提出資料6 入学案内 [令和4（2022）年度]
- 提出資料7 ウェブサイト「3つの方針」
- 提出資料8 学生ガイドブック [令和3（2021）年度]
- 提出資料12 シラバス [令和2（2020）年度]
- 備付資料19 北短入学者進路

[区分 基準 I－B－1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I－B－1 の現状>

各学科の教育目的・目標は建学の精神から導かれている。そして、各学科の教育目的・目標を達成するために学習成果を定め、その学習成果を達成するために教育課程を編成し、その教育課程に即して教育をなしえる学生を受け入れており、所定の教育課程を修了することにより所定の学習成果を獲得せしめ、学位授与を行っている。

こうした体系のもとで、本学では学則第12条の2（「教育研究上の目的」）において、各学科の教育目的・目標を建学の精神に基づくものとして定めている。以下、三学科について、その関係を具体的に示す。

建学の精神は、日本固有の文化や国民性の考究、徳性の涵養を大学設立の趣旨の一つとしており、国文学科は「古代から現代にいたる我が国の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史を、体系的に学習・研究することによって、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、我が國のみならず国際社会及び現代社会に広く貢献できる人材を育成すること」を教育目的としている。

建学の精神は、外国の学問・文化を学び、その長所をわが国の学問・文化の発展のために取り入れることを大学設立の趣旨の一つとしており、それに基づき総合教養学科は「英語教育を基礎に、哲学、法律学、経済学などを広くかつ専門的に学ぶことを通して、多元的な価値観と多角的な視野を備え、多様化する国際社会及び現代社会に貢献できる人材を

育成すること」を教育目的としている。

幼児・児童教育学科は、建学の精神に基づいて、次世代の幼児・児童の教育、保育及び福祉の担い手を育成するために、「豊かな感性を培い、人間性を薫陶し、我が国のみならず広く世界の文化や伝統を多角的に学び、初等教育における実践的指導力を備え、地域福祉にも積極的に貢献できる人材を育成すること」を教育目的としている（提出－5）。

学科の教育目的・目標は、学内については、学生ガイドブックに学則を掲載している。また、入学案内にも「学科の教育」として記載している（提出－3）。

学則はウェブサイトに掲載して、学内外に公開している。なお、学則をはじめとする諸規程の規程集は、本学の学習支援システム・学生情報一元化システムUNIVERSAL PASSPORT（以下、UNIPAと略す。）」で学内外から閲覧することができる。また、学科専任教員が行う入学後の履修ガイダンスでも教育目的・目標を学生に説明している。父母会、入試説明会、オープンキャンパス等でも折々に紹介している。

地域の人材育成については、「北海道滝川市と國學院大學北海道短期大学部との包括協定」に基づく「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会」において協議を重ねている。

なお、同協議会は、会則第2条第1項で、事業について第2号「短期大学部教育活動への地域の要請の把握」、第3号「地域の要請に応ずる短期大学部人材育成の具体策の検討」、第4号「前号達成のための短期大学教育課程への提言」、第5号「短期大学部の学位授与の方針、教育課程の編成方針及び入学者受け入れの方針に関する提言」を掲げている。協議会において、「國學院大學北海道短期大学部がもたらす教育効果の把握」として、①高等教育の実施、②職業人の育成、③研究の推進、④研究成果の還元、⑤生涯学習の実施、⑥社会・地域貢献の項目ごとに報告を実施し意見交換をしている。また、地域の幼稚園及び保育所がどのような人材を求めていたかについてアンケートを行い、地域のニーズに応える努力をしている。

また、前述のように、協議会の目的を達成するために、行政（市当局）、経済界（滝川市商工会議所）及び本学が共同研究の組織「地域立大学研究会」を立ち上げ具体的な施策を立て実施している。実施の内容は報告書として三者が共有している。

國學院大學に編入学した学生については、成績、卒業、就職についてのデータにより本学の学習成果を知ることができる。とりわけ卒業後の就職データから全国多方面の職種に進み活躍していることが確認できる。その意味で、地域や社会の要請に十分応えているものと考えている（備付－19）。

いうまでもなく教育目的・目標は建学の精神から導き出される教育の指針であり、それなりに包括的で安定したものでなければならないが、時代の要請に合致しなくなれば当然その改定が必要となる。本学でも、これまで、学科の実質的な改編時には当然のことながら教育目的・目標についての検討を行い、必要に応じて改定してきた。具体的には、英語科から英語コミュニケーション学科を経て現在の総合教養学科に改編された際、あるいは幼児教育学科に児童教育コースが新設され幼児・児童教育学科に改編された際、幼児・児童教育学科に福祉介護コースが新設された際に教育目的・目標も改定が必要であった。また、当然、その際には、教育課程についての変更も併せて行ってきた。

[区分 基準 I－B－2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I－B－2 の現状>

國學院大學北海道短期大学部は、短期大学部としての学習成果を次のように定めている。
「建学の精神にのっとり、幅広い教養と専門知識を修得することにより、多様な文化への理解を深め、自己の価値観を形成し、実社会において自立し、社会に貢献する能力を獲得することを学習成果とする」。

各学科は、前記「学科の教育目的・教育目標」及び上記の短大部「学習成果」に基づき、次のように学習成果を定めている（提出－3、6、7）。

(国文学科)

1. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史の諸相について理解することができる。
2. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史に関する文献・資料を正確に読解することができる。
3. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史について、適切に調査・分析することができる。
4. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史に関する学習を通じて、自ら課題を発見し、自律的に思考することができる。
5. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史に関して思考したことを、口頭及び文章によって、論理的あるいは文芸的に表現できる。

(総合教養学科)

1. 英語を中心とした外国語を学ぶことによって、論理的な思考力と国際的なコミュニケーション能力を身につけることができる。
2. 哲学的な思考方法を身につけ、現実社会の諸問題に対して自ら問いを立て、自ら答えを見いだすことができる。
3. 憲法、民法、刑法など主要法律科目を学び、法律学の基礎と思考方法を修得することにより問題を解決することができる。
3. 経済学及び関連基礎科目を学び、経済を分析する能力を身につけ、社会に貢献することができる。

(幼児・児童教育学科)

(幼児保育コース)

<知識・技能>

1. 建学の精神に基づく伝統文化に関する基礎的な知識を習得することができる。
2. 教育・保育の意義、理念、知識、並びに保育技能を習得し理解することができる。

＜思考力・判断力・表現力＞

3. 獲得した知識や技能を活用し、様々な表現方法により、総合的に実践することができる。
4. 獲得した知識や技能に基づき、保育に関わる諸課題を考究することができる。

＜主体性・多様性・協働性＞

5. 習得した知識や技能をもとに、より発展的な内容について自ら学ぶことができる。
6. 保育現場における様々な課題に協働して取り組むことができる。

(児童教育コース)

＜知識・技能＞

1. 建学の精神に基づく伝統文化に関する基礎的な知識を習得することができる。
2. 教育の意義や理念、教育についての知識を習得することができる。
3. 各教科内容に合わせた指導技能を習得することができる。

＜思考・判断・表現力＞

4. 獲得した知識や技能を活用し、口頭、文章、身体、作品などの方法で表現することができる。
5. 各教科の教育技術を活かし、教育現場において自ら判断し体系的な実践指導ができる。
6. 獲得した知識や技能に基づき、論理的科学的に教育に関わる諸課題を考究することができる。

＜学びに向かう力・人間性＞

7. 教育に関する基礎的な知識や技能をもとに、より発展的な内容について自ら学ぶことができる。
8. 学生同士の協力や地域への支援・連携を通して社会に貢献しようとする人間性を醸成することができる。

学科・コースの学習成果については、ウェブサイトに掲示し、入学案内に主要なものについてわかりやすく記述している。また個々の科目の学習成果については、シラバス（冊子）及びそのウェブ版において「授業のテーマ及び到達目標」欄に掲載している（提出-12）。

学校教育法第108条（短期大学）は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」大学を短期大学とすることを定める。四年制の大学との相違は、「深く専門の学芸を教授研究すること」の他に、「職業又は実際生活に必要な能力の育成すること」を目的に加えたことにある。本学はこの二つの目的を持つ短期大学であり、それぞれの目的に照らして学習成果を折々に点検し、必要に応じて改定している。

[区分 基準I－B－3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I－B－3 の現状>

本学では、建学の精神、教育目的・目標、学習成果及び三つの方針の関係を、次のように体系化し一体的なものとして構築している。すなわち、建学の精神に基づき、学科の教育目的・目標を定め、その教育目的・目標を達成するために学習成果を明示し、この学習成果を獲得できる教育課程を編成し（教育課程編成・実施の方針）、学習成果を獲得できる学生を受け入れ（入学者受け入れの方針）、教育課程の定める所定の単位を修得し、一定の学習成果を修めた者に学位を授与する（卒業認定・学位授与の方針）というものである。このことについては、『自己点検・評価報告書（平成23年度－平成25年度）』及び『平成26年度 第三者評価報告書』（第二期の第三者評価用「自己点検・評価報告書」）に明記している。

なお、上記の体系の下で策定された各学科の三つの方針は、次の通りである（提出－2、7）。

（国文学科）

1. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

古代から現代にいたる我が国の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史を、体系的に学習・研究することができるよう教育課程を編成している。

1年次は、基礎科目を中心とし、基礎学力を養成し、専門領域全体を理解させる。2年次においては、展開科目を中心とし、演習・創作等の科目やより高度な専門科目において、専門的な知見と実践力を養う。集大成として、2年次には、卒業論文を完成させる。

以上の教育課程を通じて、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、我が国のみならず国際社会及び現代社会に広く貢献できる人材を育成する。

2. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

国文学科では、古典を含めて日本語に関する基礎学力を有し、国文学・文芸創作・伝統文化への関心を人一倍抱き、自己を高める努力を厭わない人材を求めている。

3. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

建学の精神に基づき、古代から現代にいたる我が国の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史を、体系的に学習・研究することによって、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、我が国のみならず国際社会及び現代社会に広く貢献できる人材を育成する。この目的を達成するために編成された教育課程の体系的な履修を通して、所定の単位を修得し、一定の学習成果を修めた学生に対し学位を授与する。

（総合教養学科）

1. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

英語力を基礎に、多元的な価値観と多角的な視野を備えた人材を育成することを目指しているが、そのために、学科の必修科目として、いくつかの英語関連の科目及び学科の理念を体現するものとして、共通テーマについて教員が自らの専門領域の視点からそれぞれ展開する科目、さらに情報処理関連の科目を配当し、選択科目として、本学科の教育内容上の柱をなす4領域に関連した専門科目を開講している。

こうした多様な分野の内容について学ぶなかで、多角的な視点を自らのものとすると

同時に、自分の柱とすべき専門分野についても自覚した、多様化する国際社会及び現代社会に貢献できる人材を育成することを目指して教育課程を編成している。

2. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

総合教養学科では、外国語文化・哲学・法律学・経済学・情報技術などを幅広くかつ専門的に学ぶとともに、多元的な価値観と多角的なものの見方や考え方を身につけ、自ら考え、判断するとともに行動する力を培うことを目指す人材を求めている。

3. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

建学の精神に基づき、英語教育を基礎に、哲学、法律学、経済学などを広く専門的に学ぶことを通して、多元的な価値観と多角的な視野を備え、多様化する国際社会及び現代社会に貢献できる人材を育成する。この目的を達成するために編成された教育課程の体系的な履修を通し、所定の単位を修得し、一定の学習成果を修めた学生に対し学位を授与する。

(幼児・児童教育学科)

(幼児保育コース)

1. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1年次に教養科目において、日本文化・伝統、またその根幹をなす美しく正しい日本語、日本人としての所作等について学ぶ。また、幼稚園教諭・保育士の理論系科目の習得を通して、専門領域についての理解を進める。2年次には専門科目の演習等を通じて専門的知識と実践力をより深めつつ、地域との交流を通して社会に貢献する積極的姿勢及び徳性を涵養する。

2. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

幼児保育コースでは、保育教諭を目指す強い意志と熱意をもち、保育教諭としての知識や技能を学習成果として着実に身につけることができる人材を求めている。

3. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

建学の精神に基づき、豊かな感性を培い、人間性を陶冶し、我が國のみならず広く世界の文化や伝統を多角的に学び、初等教育における実践的指導力を備え、地域福祉にも積極的に貢献できる人材を育成する。この目的を達成するために、各コースが設置する教養科目及び専門科目による教育課程の体系的履修を通し、所定の単位を修得し、一定の学習成果を修めた学生に対し学位を授与する。

(児童教育コース)

1. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教師に必要な資質の育成を図るため、基本的には、各教科の概論の理解、教科指導力の育成、専門性を高める教職教養と大学生として身につけるべき一般教養の観点から教育課程を編成している。この教育課程にのっとり、教師に必要な教科の知識と技能及び児童理解に立った指導技術、日常の学校生活と関連した教職に関する専門的知識、心身ともに健全で教育に対する情熱溢れる人間性豊かな教師の育成をめざし、現場経験豊富な教員が個々の学生の状況に即した指導をする。

2. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

児童教育コースでは、教師を目指す強い意志と熱意をもち、教師としての知識や技能を学習成果として着実に身につけることができる人材を求めている。

3. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

建学の精神に基づき、豊かな感性を培い、人間性を陶冶し、我が国のみならず広く世界の文化や伝統を多角的に学び、初等教育における実践的指導力を備え、地域福祉にも積極的に貢献できる人材を育成する。この目的を達成するために、各コースが設置する教養科目及び専門科目による教育課程の体系的履修を通じ、所定の単位を修得し、一定の学習成果を修めた学生に対し学位を授与する。

本学の三つの方針は、学習成果とともに、『自己点検・評価報告書（平成23年度－25年度）』及び『第三者評価報告書（平成26年度）』を作成するための一連の作業において組織的議論を重ねて策定された。具体的には、学科長会議（自己点検・評価委員会を兼ねる）、ALO及び各学科において議論と修正を重ね成文化作業が行われ、成案が得られたのち教授会に上程され審議承認されている。

三つの方針（教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針、卒業認定・学位授与の方針）は教育活動の指針であり、本学では、三つの方針に基づいて教育活動を行っている。各学科では三つの方針を踏まえ、年度初めのガイダンスを行い、学生に教育課程を理解させ、学生の目的に合わせて科目履修を指導している。また、各科目の学習成果についてもシラバスに明記して、学習成果を達成するよう教育活動を行っている。非常勤教員についても、三つの方針と本学の教育方針を説明し、共通理解をはかっている。

シラバスは、教務委員会・FD委員会が事前に内容をチェックし、学習成果を反映しているかを確認している。学習成果の達成度は、成績評価によって示されるが、平成25年度からGPAを導入し、学期ごとに評価を学生にフィードバックしている。学期末には授業評価アンケートを実施し、その評価を受けて、教員は授業改善計画書を作成している。平成30年度からUNIPAを導入しており、授業アンケートをUNIPA上で行うことになった。紙ベースのアンケートからの転換に伴い、授業改善計画書への対応が不十分であったことから、「授業評価結果照会」欄において直接授業改善計画を記述することにした。令和2年から、授業アンケート結果の閲覧と授業改善計画の記述が可能となるよう進めている（授業評価アンケートと授業改善計画書については後述する）。

教育目的、学習成果、三つの方針は、学内外に対して、入学案内、学生ガイドブック、入試（選抜）要項、ウェブサイトに掲載し公表している。平成25年度には建学の精神、教育目的・目標、各学科の学習成果、三つの方針を体系的に一体のものとして構築していくながら、それぞれの媒体で関係の深いものだけを掲示し、あるいは脱落が生じたり、それらを一体のものとして表明してこなかったが、体系性を明示するためにも、今後は上記の媒体において一体のものとして掲示する必要がある。この点を反省し、令和4年度（2022年度）の入学案内からは、建学の精神、教育目的・目標、各学科の学習成果、三つの方針を掲示している。令和3年度の学生ガイドブックにおいても、建学の精神、各学科の学習成果、三つの方針を掲示している（提出－6、8）。

＜テーマ 基準I－B 教育の効果の課題＞

特はない。

＜テーマ 基準I－B 教育の効果の特記事項＞

特はない。

[テーマ 基準 I－C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料6 入学案内 [令和4（2022）年度]
提出資料9 自己点検・評価の推進に関する規程（規程集021）
提出資料12 シラバス [令和2（2020年）年度]
備付資料10 國學院大學21世紀研究教育計画（第4次）
備付資料11 國學院大學北海道短期大学部自己点検・評価報告書 [平成30（2018）年度～令和2（2020）年度]
備付資料20 國學院大學北海道短期大学部研究紀要第31巻「外部評価を活用した授業改善」、同第34巻「教育実習の質を高める指導」

[区分 基準 I－C－1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I－C－1 の現状>

本学では「自己点検・評価の推進に関する規程」を定め、自己点検・評価委員会により自己点検・評価を推進している（提出－9）。自己点検・評価委員会は学長、学科長、コース長、ALO、事務局長等で構成されている。しかしながら、速やかに政策を決定して大学改革を推進していくため、平成25年度に自己点検・評価活動の主たる活動を学科長会議（月例第1木曜日開催：学科長会議は正規の構成員の他、主要委員会委員長、コミュニティカレッジセンター長、産学連携研究所所長、ALOが学長指名により構成員となっている）に委ねることを教授会において申し合わせ、現在に至っている。これにより、学科長会議は常に課題や対策を共有することができ、実質的に諸問題に対して自己点検・評価活動をしている。なお、定期的な自己点検・評価報告書の執筆は、自己点検・評価委員（学長、副学長、学科長、コース長、ALO、事務局長他）が中心となり点検項目、資料等を確認しながら協議を重ねて行っている。

本学の自己点検・評価活動についての理解を得るために、本学の自己点検・評価活動の沿革を記しておきたい。

昭和57年、学校法人國學院大學は本学を國學院女子短期大学として開校し、校名変更を経て今日に至っているが、四年制大学への志向の高まりと少子化により、地方短期大学として幾たびか経営的危機に直面した。そのたびごとに、学内で将来計画委員会を立ち上げ、学科の改組も視野に入れた将来を展望しながら本学の在り方を点検・評価をしてきた。特筆すべきものとしては、平成13年に滝川市、滝川商工会議所、本学の三者を中心とする市民参加の「國學院短期大学活性化プラン」、平成20年7月8日に日本私立学校振興会・共

済事業団に提出した「『定員割れ改善計画』の提出について」、平成21年の「未来経営戦略」、平成26年の「國學院大學北海道短期大学部教育研究・経営基盤整備計画」があるが、現在最も重要なものとしては平成29年度の「國學院大學21世紀研究教育計画（第4次）」をあげることができる（備付-10）。これらは、まさしく全学的な見直しと対策を計画し実施するものであり、本学の自己点検・評価活動そのものである。

現在、すべての重要課題については、月例の学科長会議において、現状を確認し、議論を行い、課題解決に取り組んでいる。したがって、日常的に重要な問題については自己点検・評価を行っているといえる。また、年度ごとに学校法人國學院大學の事業計画書と事業報告書において、本学の事業計画とその達成・進捗状況を報告している。

現在の本学におけるもっとも重要な自己点検・評価活動は、先に掲げた学校法人國學院大學の傘下校すべてが参加している「21世紀研究教育計画（第4次）」である。同計画は、國學院大學が文系総合大学としてあるべき姿を設定し、それに向けて戦略を立て行動計画を実行していくものである。第4次の計画は、平成29年度から平成33年度（令和3年度）の5ヶ年で実施をしているところである。そして、本学もこの計画において下記7つの戦略のもと研究教育の推進を実施している。「21世紀研究教育計画（第4次）」は、本学の自己点検・評価に直結する極めて重要な内容なので、7つの「戦略」と戦略の「行動計画のストーリー」、具体的な「行動計画」（主だったもののみ）そして「達成後の姿」について記述しておく。

本学の同計画は、次のような概要（行動計画は主だったもののみ記載）である。

戦略1 「社会人としての基礎力、課題解決力を有した地域リーダーとなれる人材を輩出し、社会に貢献している。」この戦略の「行動計画のストーリー」として、「進路支援が充実し、個々の進路目標が達成され、学生・保護者は高い満足度を持って卒業し、各々の出身地で地方創生の核として活躍する人材となっている。短期大学部の教育・学生指導が評価され、学生募集に反映されている。」このストーリーを実現するための行動計画として、「編入希望者の基礎学力向上カリキュラムの検討」、「國學院大學以外の編入学受け入れ先の開拓と確保」、「専門職となるための基礎的スキルの修得支援」、「明確な職業意識とライフプラン形成支援」を設定し、年次ごとの計画を実施している。これに具体的な評価指標が具体的な数値とともに設定されており、計画の達成度を示すことになっている（各戦略についても同様である）。達成後の姿として「基礎学力と幅広い知識を有する人材育成によって、國學院大學等への3年次編入学者の学力が向上している。」「編入受け入れ先が計画前より増加し、他大学への編入学が拡大している。」「基礎的スキルの構築等により、専門職への就職率が向上するとともに、就職試験対応力が向上している。」「地域人材の活用によって、学生がそれぞれの出身地の地方創生に貢献している。」を掲げている。

戦略2 「教育課程の見直しが進み、カリキュラム・ポリシーに基づく理念と教育の仕組みが確立している。」この戦略の「行動計画ストーリー」は「学生の学習成果を獲得させるため、専門教育課程のカリキュラムを検証し、教育課程全体の改善・再構築をするとともに、資格取得や英語力の強化を進め、必要に応じて学科名称の変更改組転換等の対策を講じ教育目標の達成を実現する。」そのための行動計画として、「専門教育課程のカリキュラムの検討」、「英語力強化の方策の立案と実施」を設定し、評価目標を詳細に定めている。達成後の姿として「カリキュラム・ポリシーに基づく教養教育・専門教育課

程の構築が完了している。」、「国際化を見据えた英語力の強化が完了し、学生は付加価値をもった学習成果を獲得している。」を掲げている。

戦略3 「教育・保育指導者や、資格を活かせる専門知識と実践力を要請するプログラムが確立している。」この戦略の「行動計画ストーリー」は、「地域、近隣の小学校・幼稚園・保育所との連携、体験活動、アクティブラーニングを授業に取り入れ、学習の質を高めて即戦力養成の場を整え、検証・改善・面談により学生のモチベーションを高める」、「あります座の活動拡充、地域人材の授業参画により、地域に貢献することの意味を体験から深く理解し自覚した人材を育てる」、「道内で活躍する教員・院友教員の情報把握と参画、教育プログラムの再検討を行い、計画的に実行することにより教職を目指す学生の質を高める」、「模範力（人権力、協働力、敬語・マナー等）を涵養する新規科目を開設し、少人数教育により模範力を有する学生を育成する」、「以上の取り組みにより、専門知識と実践力を有する高度専門職業人としての地域人材の育成が進む」。達成後の姿として「積極的に授業参加し、課題解決の姿勢が身についているとともに、教員採用、公務員採用対策に積極的に取り組んでいる。」「地域と連携した活動により、地域に貢献する意義を理解し、地域への就職志向が高まっている。」「国文学科卒業教員や院友教員とのネットワーク構築が教員養成教育に活用され、教職の國學院の一翼を担う国語科教育が強化され、教職志望学生の質的向上が図られている。」「教師・保育士として、子どもたちの模範となる基礎的素養や人間性が涵養され、少人数教育の成果が上がっている。」を掲げている。

戦略4 「学生情報の一元化システムが構築され、学生の学修・生活指導が充実している。」この戦略の「行動計画ストーリー」は、「入学前からの学生指導が集積され、入学後の学生情報は一元化により集中管理されている。この情報により一体感のある学生対応を行い、学生の成長が促され退学者が減少し、目指す進路決定につながり、学生・保護者の満足度が高まり、ひいては入学者の増加につながっている。」そのための行動計画として、「学生情報の集中管理システムに向けた学内組織の設立」、「学生の成長記録の累加と可視化の実施」、「学生基礎力レポートの実施」、「PDCAサイクルによるシステムおよび学生指導の効果を検証し、学生の成果を可視化した評価を令和3年度実施の認証評価（第三者評価）に向けて自己点検評価報告書で公表」。達成後の姿として「学生情報の一元化が指導の強化につながり、学生の成長を促している。」「学生および保護者の満足度が高まるとともに、少人数の地方高等教育機関としての特色を可視化できており、入学者増につながっている。」を掲げている。

戦略5 「地域の自治体や経済界との連携が強化され、本学の知的財産の活用が進んでいる。」この戦略の「行動計画ストーリー」は、「短期大学部の人材、所蔵資料などの知的財産の活用プログラムが実施され、地域連携のネットワークも一層充実することによって、生涯学習拠点（コミュニティ・カレッジ）としての役割が高まり、地方創生を担う高等教育機関として地域の拠点となっている。」そのための行動計画として、「自主講座の活性化と地域連携充実社会貢献プログラムの検討（地域貢献・产学連携・国際交流等）」、「教育機関等連携会議の組織」、「連携協議会の再活性化プログラム作成・同実施」。達成後の姿として「短期大学部および國學院大學の知的財産が活用され、生涯学習拠点（コミュニティ・カレッジ）となっている。」「連携協議会の活性化、教育機関等連携会議の成果によって地域との連携ネットワークが充実し、短期大学部の入り口・教育・出口対策に貢献している。」を掲げている。

戦略6 「学生募集基盤、長期的な財政基盤が確立している。」この戦略の「行動計画ストーリー」は、「滝川市内・道内・道外別に戦略を組み立て、安定的な学生確保を図る。地域との連携強化、地元・道内からの入学者の増加、併願入試説明会の効果的開催による道内・道外の編入学希望者の確保、東北地区の募集基盤等の整備、募集体制の強化を通じて、入学定員の安定的な学生確保を図る。」そのための行動計画として「募集体制の強化と活性化」、「札幌地区広報の充実」、「併願入試連携強化」、「北東北地区の基盤強化」、「施設整備計画の策定と財源の確保」を掲げる。達成後の姿として「奨学金制度の充実や併願入試連携強化等により効率的な学生募集体制が整い、より効果的な学生募集が進んでいる。」「地域連携により、地域からの入学者も一定数が確保され、学生募集にも資している。」「入学定員が安定的に確保され、施設整備計画に基づく財源確保が行われている。」を掲げている。

戦略7 「教育の質を保証するための教職員の総合力が向上している。」この戦略の「行動計画ストーリー」は、「学生の学修成果の獲得を支援する教育体制を確立し、これを運用支援する教職員の能力の向上に向けた教職員研修（FD・SD）活動を充実させ、教育の質を保証する。また、地域連携により、地域からの入学者も一定数が確保され、学生募集にも資している。」そのための行動計画として、「教職員の能力向上」、「教職員のSD・FD研修への参加拡大」、「授業改善の取り組み」、「地域人材の有効活用・活用の拡大」を掲げる。達成後の姿として「社会の要請に応える人材になるための学習成果の獲得ができる学生を育成する教育体制が確立されており、教育の質を保証する教職員の能力向上が確立されている。」「地域と一体となって、学生募集に結果を残している。」を掲げている。

以上のように「21世紀研究教育計画（第4次）」（5ヶ年計画）における取り組みが、現在の本学の自己点検・評価活動の最も重要な基軸となっている。同計画で本学の取り組む事業については、年度ごとに具体的な計画と成果を法人の事業計画書と事業報告書に記載し、理事会、評議員会を経て公表されている。

本学が作成する独自の自己点検・評価報告書については、3年ごとを目途に作成、刊行している。平成29年度末には『自己点検・評価報告書〔平成26（2014）年度～平成28（2016）年度〕』が発刊された。令和元年秋より令和3年度の認証評価のための準備として認証評価の視点から自己点検・評価活動を確認しつつ、本学の自己点検・評価報告書の作成に着手したが、令和2年3月以降、新型コロナ・ウイルス対策により一時作業の中止を余儀なくされた。令和2年9月には、令和3年度の認証評価までの時間を考慮し、自己点検・評価委員会は、直接「認証評価」のための「令和3年度認証評価・國學院大學北海道短期大学部自己点検・評価報告書」の作成に着手し、令和3年5月中の作成を目指して作業を続けた。他方、令和2年11月に、令和2年度の新型コロナ・ウイルス対策の中間的な検証を行い自己点検・評価報告書としてまとめることを決定した。これは、令和3年度も続く新型コロナ危機への取り組みと、授業の正常化に向けて危機管理の視点から、自己点検・評価を行うものである。なお、同報告書は危機管理の視点から、全国初の北海道内全域でのブラックアウトに対する自己点検・評価も行っている。以上の経緯から、令和2年3月に『自己点検・評価報告書〔平成30（2018）年度～令和2（2020）年度〕』を刊行した（備付-11）。

自己点検・評価活動は全学的な取り組みとして行っており、令和2年度は、教職員各部

署各委員会協力のもとに自己点検・評価活動を行い、本学独自の自己点検・評価報告書と令和3年度認証評価のための自己点検・評価報告書の二つの報告書の作成に取り組んだ。

自己点検・評価報告書は、文部科学省を始め、國學院大學理事会、その他関係機関に配布している。また、その一部を折々に本学のウェブサイトに掲載している。

「21世紀研究教育計画（第4次）」は全学的な規模での作業であることはいうまでもないが、その他の日常的な自己点検・評価活動についても、全教職員が関与している。月例の学科長会議は、教学、カリキュラム、募集対策、入試制度改革、事業計画、予算等本学全体の課題について、議論し、点検し、課題解決に取組んでいる。また、各学科は、学科会議において、日常的に学科の教学についての成果や問題点を点検し、改善に努めている。各委員会も、学生支援課及び総務課の職員と一体となって課題に取り組むなかで、点検、評価、課題の解決に当たっている。

自己点検・評価報告書は滝川市内を中心とした高等学校にも配付し、特に高大連携をしている地元高等学校の先生方から高大連携事業の実施時において意見を聴取している。また、幼児・児童教育学科においては、小学校や幼稚園、保育所との交流や実習巡回指導時に聴取した意見を生かしている。

また、國學院大學は高校教員を多く輩出しており、北海道においても数多くいることから、「北海道高等学校院友会」を組織しており、本学は開学時より総会に出席し、助言だけでなく折々に様々短大の発展に協力をもらっている。前述の地域連携包括協議会からも、様々な意見や要望を受け入れている。

自己点検・評価活動により、既述のように男女共学化、学科の改編（英語科は総合教養学科に実質的な改組）、専攻科福祉専攻、児童教育コースの新設等を実現してきた。また、折々に、時代の要請の変化に伴いカリキュラムの改定、カリキュラムの適正な運営のための教員配置、教育内容等を改革・改善してきた。また、各授業科目については、学生による授業アンケート及びアンケート結果に基づく授業改善を図ってきた。「授業評価アンケート」は、前期及び後期に実施し、その概要と分析を授業担当者に提示するとともに、学報に掲載してきた。今後は、学報にではなく、ウェブサイト上に公開する方針である。令和2年度の授業改善計画書は、学習支援システム・学生情報一元化システムとしてUNIPAを導入したことにより、オンラインによる直接記載の方式に変更した。

学生の学習成果や学生の個人情報は教育活動の自己点検に連結していることから、学習成果に関するデータ処理の一元化及び迅速化が喫緊の課題となり、平成30年度から学習支援システム・学生情報一元化システムの選定と事前の稼働を実施し、平成31年度からUNIPAを全面的に稼働した。それに伴い、授業アンケートはアンケート用紙からUNIPAにオンラインで行うことになった。その結果、アンケートへの回答数が非常に減少したため（令和元年度回答率前期46.5%、後期21.7%）、アンケート回答率を上げることが今後の課題である。

自己点検・評価の結果の一つとして、近年、積極的なカリキュラムの改定が行われ、それに伴う専任教員の雇用（令和2年度）や定年教員の補充人事（令和3年度）が行われた。学習成果の向上を図るための措置である。

なお、UNIPAを導入していたことにより、令和2年度のコロナ禍における双方向の遠隔授業・オンライン授業が極めて短期間にかつ円滑に実施することができた。これも、間接的ながら、自己点検・評価活動の成果といえる。

[区分 基準 I－C－2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I－C－2 の現状＞

短期大学部及び学科の学習成果の達成は、個々の科目の達成すべき学習成果の集積によるものである。したがって、教育の質の保証において、まず最も重要なものは学習成果の査定である。学習成果の査定として、基礎的なものとしては個々の科目の成績査定である。この成績査定については、毎年シラバスにおいて科目ごとの学習成果を明記しており、この学習成果を視点に成績評価を行っている。学則第24条第1項は試験御考查方法を定めており、それに基づきシラバスでは「学生に対する評価」欄で、筆記試験、口頭試問、レポート、論文、実技、作品等による査定の手法を示している。これらについては初回の講義で、学生に明示し説明している（提出-12）。所定の学習成果を上げるためにには、一定の回数の授業出席が不可欠であることから、学則第26条において「各授業科目について、出席を要する日数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の試験を受ける資格を有しない」と定めており、15回の講義数の3分の1以上欠席した者に対しては受験資格を認めていない。

さらに学習成果は履修科目全体の成績評価に結実するが、それは学習成果の量的・質的データすなわち「学位取得率、資格取得率、国家試験の合格率」や「学生調査、学生による自己評価、雇用者への調査、インターンシップの参加率、留学率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率」（ウェブサイト上の情報公開資料参照）で評価をしている。これらのデータを踏まえながら、査定の視点を常に学習成果の向上に向けて、学科のカリキュラムや教養科目的カリキュラムの改定や学生指導に結びつけるよう努めている。GPAも成績査定の手法として有益である。

新たな科目的開設等が必要になれば、学習成果の観点から学科・コースで検討し、カリキュラムの改定を行っている。本学では、開学以来、このような改定を継続的に行ってきた。

次に教育の質の保証にとって重要なものは、建学の精神に基づく学科の教育目的・目標から導かれる学習成果が、社会のニーズと一致していることである。それが一致しなくなれば、学科の教育目的・目標、学科の在り方等まで見直さなければならなくなる。本学は、開学以来、男女共学化、学科の実質的な改組、専攻科の開設・募集停止、職業教育や資格取得の強化を行ってきた。その意味で、本学は、時代における社会的要請の変化に対応することで、教育の質の保証に常に努めている。

学科における学習成果の査定として、特徴的なものを記述しておく。

（国文学科）

(1) 国文学科として学習成果の集大成として位置付けている卒業論文について、個人指導や演習形式の授業を通じて、個々の学生と向き合い、進捗状況を把握するとともに課題を

整理し、それらを繰り返すことで、さらに質の高い論文を書くことができるよう指導しているが、この論文の完成に至る指導過程において学習成果の査定がなされ、論文・作品の評価になっている。

(2) 卒業論文の発表会では、発表した報告について専任教員による講評がなされており、これも学習成果の査定の重要な一つである。

(総合教養学科)

1年次の必修科目である「ゼミナールⅠ」は、〈読む〉、〈書く〉〈話す〉についての基礎的な力を養成することを共通の課題としており、また2年次の必修科目の専門ゼミである「ゼミナールⅡ」では、テーマを定めた上での討論、レポート、研究報告書の提出等を実施しているが、これら二つのゼミの成果は、その一部ではあるが、毎年実施される学科の研究発表会において発表され、学習成果を提示している。また、令和元年度より、本学科学生に、1年次と2年次にTOEIC Bridgeを受験させることにした（令和元年度は1年生のみ対象）が、これにより本学科の基礎である英語力の学習成果が査定されている。

(幼児・児童教育学科)

(幼児保育コース)

学習成果に焦点化した具体的査定として、平成24年度卒業生から、カリキュラムマップに基づき、各学習領域に関連する科目のグレード（秀4、優3、良2、可1、不可0点=現在は、S、A、B、C、D）平均得点（学習成果領域得点）を算出し、学習成果が個々の学生においてどの程度到達できているか、また全領域において学習成果を達成した学生の割合を算出しコースの学習成果の到達度としている。また、同コースが目的学科であることを踏まえるならば、厳密な単位認定を経て幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得した学生割合や、実習における実習先からの評価も、学習成果を査定する手段といえる。

(児童教育コース)

児童教育コースは、目的学科という特殊性から学生全員に小学校教諭二種免許状の取得を卒業条件にしている。そのため学習成果は、学生全員が確実に二種免許状を取得できたらどうかが査定基準でもある。これまで在学した学生は、目的意識も高く、確実に二種免許状を取得して卒業している。さらに、大学での学びの集大成でもある教育実習における評価では、10段階評価中8以上が多く、大学での評価に換算すると優もしくは良にあたるため、確実に学習成果が上がっていることを裏づけることができる。また、実習に対する意欲・態度や社会性について、学校からの指摘をもとに授業改善を進めている結果「とてもよくなっている」という評価を得られるまでに成果は上がっている（備付-20）。また、幼稚園教諭二種免許状の資格を取得し、卒業後幼稚園に就職をする学生もあり、その面でも学習成果が上がっているといえる。

科目についても当該科目が当初想定した学習成果を十分に得られる科目であるか、あるいはすでにその役割を終えていないか、新たな学習成果を獲得できる科目が必要ではないかという視点からも査定している。令和2年度の見直しとしては、全学必修科目の「総合教養」が当初の目的としていたキャリアサポートの性格が薄まったこと、他にキャリアサポート科目が複数あることから科目を廃止することにした。「インターンシップ」（教養科目必修扱い）について、現在多くの大学で推奨されている「インターンシップ」は本来の職業教育というよりも、数日間の短期間で行う就職活動として位置付けられている。そ

の当否はともかくとして、そうした状況を踏まえて、令和3年度から選択科目に切り替え、短大部卒業後就職する学生にのみ必修的な性格とすることにした。また、全学必修科目の「パソコン」も、小中高で基礎的な学習が行われていることから、選択科目に改定した。なお、教養科目については幅広い科目的開設に努めてきたが、教養養育を担ってきた教員の退職が相次ぐことから、教養教育の多様性を維持することが課題となっている。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用として、個々の科目についてはシラバスの作成に当たって、記載されている目標が実現できるものとなっているか授業内容をチェックするとともに、学期ごとの授業が終了後、各教員が自己評価や学生によるアンケート結果を踏まえ、授業改善計画書により授業改善策を示すことにしている。

本学の教育の向上・充実のためのPDCAサイクルについて、最も重要な事項として、既述のように学科の改編（教養が重視される時代の要請に向けて英語科を総合教養学科へ改編、幼児教育学科を小学校教員養成のための児童教育コースを設置し幼児・児童教育学科に改編、介護福祉の時代の到来に専攻科に福祉専攻を創設、その後若者の介護敬遠により募集停止に至る）をあげることができる。短期大学から四年制大学への志向が強まる時代において、本学は國學院女子短期大学から國學院大學の短期大学部になることによって國學院大學への編入学を強化した。このように本学は、開学以来、新しい時代にどのような教育が求められているのかを探りつつ、それを達成するための計画を構想し(P)、そしてその計画を実行し(D)、実行する学科の教育を点検し(C)、問題・課題を改善する(A)を実施している。

科目の改廃やカリキュラムの改定も、このPDCAサイクルの一環として継続的に実施している。教養科目については、キャリア教育の充実が求められるようになればキャリア教育に関する科目を新設し、資格取得が重視されるようになれば資格取得の科目を増設してきた。近年では、「國學院大學21世紀研究教育計画（第4次）」において国文学科は史学教育の強化に向けたカリキュラムの改定を実施し、改定カリキュラムの教育を実施するために史学担当教員を令和元年に新規採用した。

また、国文学科、総合教養学科、児童教育コースの受験生は國學院大學への編入学を希望する者が極めて多く、國學院大學への編入学は本学の最も重要な事項であることから、編入学をめぐりカリキュラムの改正や教育の内容を常に点検し改善をしてきた。編入学のための専門科目についてもカリキュラムの強化をはかるとともに、國學院大學からの集中講義を相当数開講しており、集中講義担当者から課題を指摘されれば、カリキュラムの改定や科目の改定の重要な資料としている。そのため、本学は編入学先の学部・学科、教務課、入学課等と緊密に連携している。また、令和元年1月には、國學院大學の全学部の編入学に關係する学部長や担当職員と本学の編入学担当の教職員が編入学した学生の状況等をめぐって率直な意見交換の場を持ち、学部からの要望等を聴取している。

國學院大學に編入学し、卒業した学生については、毎年、その進路（就職、進学等）の就職一覧表が送られてくる。それにより、本学卒業生の進路状況を知ることができる。このように國學院大學との緊密な関係を通して、教育の向上・充実を図っている。

関係法令については、教育の質を担保するため、法令によるカリキュラム改正、教職員免許法等については関係法令を確認し、また、教職員配置に関しては「短期大学設置基準」を確認している。文部科学省のウェブサイトも、毎日チェックするようにしており、常に、適切な運用ができているかを確認して法令遵守に努めている。情報は、常に最新であるよ

う心がけており、重要な情報についてはその重要度に応じて学科長会議や教授会において共有している。また、法人からも折々に関係法令などについての情報提供がなされている。

＜テーマ 基準 I－C 内部質保証の課題＞

○授業アンケートの回答率の向上について（基準 I－C－1）

学習支援システム・学生情報化システム導入により、授業アンケートをアンケート用紙からUNIPAにおいて直接回答させるようにした結果、授業アンケートの回答率が非常に下がったことから、アンケートの回答率を上げることが必要である。

○教養教育の多様性の維持について（基準 I－C－2）

専任教員の退職に伴い、教養教育の多様性の維持が懸念され、その多様性を維持することが今後の課題である。

＜テーマ 基準 I－C 内部質保証の特記事項＞

特はない。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価報告書における行動計画として、次の3点を掲げた。

- (1) 平成25年度に導入したGPAの結果概要をウェブサイトで公表する。
- (2) シラバス及び自己点検・評価報告書を、自己点検・評価の成果としてより積極的に活用する。
- (3) 編入学に向けての教学の強化は最重要課題の一つであり、今後も國學院大學の全学部との連携により、編入学のための教育の充実を図る。

行動計画の実施状況は、次の通りである。

(1) GPAの結果の概要については、ウェブサイトで公表している。また、令和元年度からUNIPA上でGPAを学生個々について見ることができるようになり、履修状況の把握や助言、成績不振者への対応のための参考として用いることが可能になった。

(2) シラバスの活用については、シラバスをウェブ上で公開するとともに、学生には冊子でも配布している。科目担当者は、初回授業で内容を学生とともに確認している。また、平成25年3月に発行された『自己点検・評価報告書（平成23年度－平成25年度）』は、建学の精神・教育目的・目標及び三つの方針と学習成果との関係を体系的に一体のものとして策定した報告書であり、学科において共有し、三つの方針、学習成果についての検証及び検討に用いられている。

(3) 編入学における國學院大學との関係強化については、令和元年度に、國學院大學全学部学科の長、短大部担当理事、入学担当理事と短大部学長、副学長、学科長、学生支援課課長とが情報交換、意見交換、カリキュラムに対する要望の聴取等を行った。なお、國學院大學への編入希望者合格率は90%を超えて推移しており、令和2年度の卒業生については94.3%である（提出－6）。

(1) 授業アンケートの回答率の向上について（基準 I - C - 1）

UNIPAによる授業アンケートの回答率を上げることについては、最終講義で授業アンケート回答を直接呼びかける、UNIPAで複数回呼びかけを行うなど有効な方法を検討し実施する。

(2) 教養教育の多様性の維持について（基準 I - C - 2）

教養教育の多様性の維持については、専任教員による新しい教養科目の開設や非常勤教員の採用等を検討し、教養科目の多様性を維持していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料2 入学案内 [令和2 (2020) 年度]
- 提出資料3 入学案内 [令和3 (2021) 年度]
- 提出資料4 学生ガイドブック [令和2 (2020) 年度]
- 提出資料11 選抜要項 [令和3 (2021) 年度]
- 備付資料10 國學院大學21世紀研究教育計画 (第4次)
- 備付資料19 北短入学者進路
- 備付資料22 教員採用試験合格状況 (令和2年11月3日現在)
- 備付資料23 就活体験記
- 備付資料24 幼児保育コース履修カルテ (ポートフォリオ)
- 備付資料25 ウェブサイト「情報公開」 (研究教育上の情報)
- 備付資料26 スプリングフィールド大学研修報告集
- 備付資料27 学生リアル調査
- 備付資料29 就職先アンケート調査
- 備付資料30 卒業生アンケート調査
- 備付資料－規程集033 学位規程

[区分 基準Ⅱ－A－1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ－A－1 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針については、平成25年度に行われた自己点検・評価活動において、学習成果を明確化したことに伴い、課程の修了に必要な単位を取得し一定の学習成果を修得することを「課程を修める」条件とし、これを新たな卒業認定・学位授与の方針とした。したがって、単位認定・学位授与の方針は必然的に学習成果に対応するものとして定めている。すなわち、卒業に必要な単位の修得については、教育目的及び学習成果を達成すべくカリキュラムの編成を行っており、学生ガイドブックに基づく履修方法と単位の取得により学位授与を認めている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、学習成果との関係を次のように明確に示している。

(国文学科)

「建学の精神に基づき、古代から現代にいたる我が国の文学、言語、伝承、伝統文化及

び歴史を、体系的に学習・研究することによって、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、我が国のみならず国際社会及び現代社会に広く貢献できる人材を育成する。この目的を達成するために編成された教育課程の体系的な履修を通し、所定の単位を修得し、一定の学習成果を修めた学生に対し学位を授与する。」

(総合教養学科)

「建学の精神に基づき、英語教育を基礎に、哲学、法律学、経済学などを広く専門的に学ぶことを通して、多元的な価値観と多角的な視野を備え、多様化する国際社会及び現代社会に貢献できる人材を育成する。この目的を達成するために編成された教育課程の体系的な履修を通し、所定の単位を修得し、一定の学習成果を修めた学生に対し学位を授与する。」

(幼児・児童教育学科)

(幼児保育コース)

「建学の精神に基づき、豊かな感性を培い、人間性を陶冶し、我が国のみならず広く世界の文化や伝統を多角的に学び、初等教育における実践的指導力を備え、地域福祉にも積極的に貢献できる人材を育成する。この目的を達成するために、各コースが設置する教養科目及び専門科目による教育課程の体系的履修を通し、所定の単位を修得し、一定の学習成果を修めた学生に対し学位を授与する。」

(児童教育コース)

「建学の精神に基づき、豊かな感性を培い、人間性を陶冶し、我が国のみならず広く世界の文化や伝統を多角的に学び、初等教育における実践的指導力を備え、地域福祉にも積極的に貢献できる人材を育成する。この目的を達成するために、各コースが設置する教養科目及び専門科目による教育課程の体系的履修を通し、所定の単位を修得し、一定の学習成果を修めた学生に対し学位を授与する。」

以上のように、学位授与の方針には建学の精神に基づいた教育目的を定めており、これらの目的は学習成果を導くものであり、この学習成果を獲得するために、教育課程を組み立てている。

なお、卒業認定・学位授与については、学則第27条（卒業証書の授与）及び文部科学省令「昭和28年文部科学省令」による学位規則第13条に基づき定めた学位規程を定めている（備付－規程集033）。

卒業認定・学位授与の方針には、具体的な卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件については明記していないが、それらは國學院大學北海道短期大学部学則及び学生ガイドブック（「履修のてびき」）に明示している。

卒業の要件は学則第16条で「64単位以上」と定めている。学科における64単位の内訳は、次の通りである。国文学科と総合教養学科は、教養科目16単位以上、専門科目44単位以上、自由選択科目4単位以内、幼児・児童教育学科は教養科目14単位以上、専門科目50単位以上としている。

成績評価は、筆記試験の他、実技試験、レポート・作品等の提出物によるものとしている（学則第23条）。各科目の成績評価の現在の基準は、S（90点以上）・A（80点以上89点以下）・B（70点以上79点以下）・C（60点以上69点以下）及びD（59点以下）で表し、

S・A・B・Cを合格とし、Dを不合格としている（学則第25条。点数の区分については学生ガイドブックにも明記している）。病気・事故・忌引・就職試験等の理由で止むを得ず試験を欠席した場合には、追試験を実施することが、また、試験で不合格となった場合には再試験を行うことができる（学則第24条）。

本学で取得できる資格は、中学校教諭二種免許状・国語、中学校教諭二種免許状・外国語（英語）、保育士、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、図書館司書、ビジネス実務士、情報処理士、レクリエーション・インストラクター、准学校心理士である（学則第17条ないし第21条）である。これらの資格を取得する要件は、学生ガイドブックに明記している。

先に掲げた3学科の「卒業認定・学位授与の方針」は、ともに社会的・国際的に通用性がある。国文学科は、日本の文学や言語、歴史などを中心に日本の伝統文化の造詣を深める教育により日本の伝統・精神・文化を国際社会に提唱することができる人材を育成している。総合教養学科は、英語を基軸にした哲学、法学、経済学、外国文学への専門的な理解を深める教育により、国際社会への理解と視野を持つ人材を育成している。幼児・児童教育学科は、教養科目、語学、専門科目を通して、地域社会からグローバルな社会への幅広い視野を持った教育者や保育者を育成している。また、本学から國學院大學へ編入学した多くの学生も、卒業後、就職、進学、教員等多様な進路に進み社会において活躍をしている（備付-19）。

卒業認定・学位授与の方針の点検については、当該方針が、既述のように、建学の精神、教育目的・目標、学習成果、三つの方針を有機的に体系化していることから、体系的な観点から点検している。現在のところ、三学科ともに当該方針について改定の必要性は、特にないと考えている。

[区分 基準Ⅱ－A－2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ－A－2の現状>

各学科は、既述の通り教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次のように明確に定めている。

(国文学科)

古代から現代にいたる我が国の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史を、体系的に学習・研究することができるよう教育課程を編成している。

1年次は、基礎科目を中心とし、基礎学力を養成し、専門領域全体を理解させる。2年次においては、展開科目を中心とし、演習・創作等の科目やより高度な専門科目において、専門的な知見と実践力を養う。集大成として、2年次には、卒業論文を完成させる。

以上の教育課程を通じて、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、我が国のみならず国際社会及び現代社会に広く貢献できる人材を育成する。

(総合教養学科)

英語力を基礎に、多元的な価値観と多角的な視野を備えた人材を育成することを目指しているが、そのために、学科の必修科目として、いくつかの英語関連の科目及び学科の理念を体現するものとして、共通テーマについて教員が自らの専門領域の視点からそれぞれ展開する科目、さらに情報処理関連の科目を配当し、選択科目として、本学科の教育内容上の柱をなす4領域に関連した専門科目を開講している。

こうした多様な分野の内容について学ぶなかで、多角的な視点を自らのものとすると同時に、自分の柱とすべき専門分野についても自覚した、多様化する国際社会及び現代社会に貢献できる人材を育成することを目指して教育課程を編成している。

なお、令和3年度より、カリキュラムの改定により、一連のコンピュータ関係の科目を資格取得の科目に移行したことから、カリキュラム・ポリシーの文言から「情報関連科目の配当」を削除したことから、改定を行うことになった。

(幼児・児童教育学科)

(幼児保育コース)

1年次に教養科目において、日本文化・伝統、またその根幹をなす美しく正しい日本語、日本人としての所作等について学ぶ。また、幼稚園教諭・保育士の理論系科目の習得を通して、専門領域についての理解を進める。2年次には専門科目の演習等を通じて専門的知識と実践力をより深めつつ、地域との交流を通して社会に貢献する積極的姿勢及び徳性を涵養する。

(児童教育コース)

教師に必要な資質の育成を図るため、基本的には、各教科の概論の理解、教科指導力の育成、専門性を高める教職教養と大学生として身につけるべき一般教養の観点から教育課程を編成している。この教育課程にのっとり、教師に必要な教科の知識と技能及び児童理解に立った指導技術、日常の学校生活と関連した教職に関する専門的知識、心身ともに健全で教育に対する情熱溢れる人間性豊かな教師の育成をめざし、現場経験豊富な教員が個々の学生の状況に即した指導をする。

既述のように、本学では、建学の精神に基づき教育目的・目標を定め、その目的を達成する人材育成のために、教育課程編成・実施の方針を明文化し、その方針にのっとり必要な教育課程を編成し、その教育課程の教育を経て所定の学習成果を修めた者に学位を授与す

るとの方針に基づき卒業を認め学位を授与している。したがって、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応してこれを定めている。

本学では、上記体系の下で教育課程編成・実施の方針に基づき具体的な教育課程を編成しているが、いうまでもなく教育課程はその基本において短期大学設置基準にのっとり体系的に編成しなければならない。同設置基準は第5条「教育課程の編成方針」第1項で「短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」と規定している。さらに、第2項で「教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断能力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と規定する。また、第6条（教育課程の編成方法）は「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする」と規定している。

本学では、上記の規定にのっとり、学科の教育課程を、建学の精神に基づく教育目的を達成すべく学習成果を定め、その学習成果を達成できるよう次のように教育課程を編成している。

本学のカリキュラムの基本構造は、国文学科及び総合教養学科については、教養科目、専門科目及び自由選択科目（教養科目や他学科のものも含む専門選択科目から自由に選べる科目）の三つの科目区分を設けている。幼児・児童教育学科には、教養科目と専門科目の区分のみで、令和2年度まで自由選択科目は設けられていなかった。教養科目は、さらに必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けている。教養科目における必修科目は、本学の建学の精神の他、学生として身につけてほしい共通の学習成果を達成するためのものである。なお、令和3年度より、幼児・児童教育学科においても自由選択科目を導入した。児童教育コースからの國學院大學への編入学との関係から、選択科目の範疇を広げるためである。

こうした体系の大枠のなかで、各学科は以下のカリキュラムマップに示す通り、授業科目の編成を学習成果に対応して編成している。

(国文学科)

1. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史の諸相について理解することができる。
2. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史に関する文献・資料を正確に読み解くことができる。
3. 我が国の古今の文学・言語・伝承・伝統文化・歴史について、適切に調査・分析することができる。
4. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史に関する学習を通じて、自ら課題を発見し、自律的に思考することができる。
5. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史に関して思考したことを、口頭及び文章によって、論理的あるいは文芸的に表現できる。

◎……学習成果の達成に強く関連する科目、○……学習成果の達成に関連する科目（以下の表も同様）

区分	科 目 名	開講 学年	学年 期間	学 習 成 果				
				1	2	3	4	5
必 修	国文総論	1	前期	◎			○	○
	国文基礎演習	1	前期	○	◎	◎	○	◎
	卒業論文 I	1	後期	◎	◎	◎	◎	◎
	卒業論文 II	2	通年	◎	◎	◎	◎	◎
選 択 必 修	日本文学概説 I	1	前期	◎	◎	◎	○	○
	日本文学概説 II	1	後期	◎	◎	◎	○	○
	近代文学概説 A	1	前期	◎	○	○	○	◎
	近代文学概説 B	1	後期	◎	○	○	○	◎
	伝承文学概説 I	1	前期	◎	○	○	○	○
	伝承文学概説 II	1	後期	◎	○	○	○	○
	漢文学概説 I	1	前期	◎	◎		○	
	漢文学概説 II	1	後期	◎	◎		○	
	日本史概論 A	1	前期	◎	○		○	○
	日本史概論 B	1	後期	◎	○		○	
選 択	日本文学演習 A	2	通年	○	◎	◎	◎	◎
	日本文学演習 B	2	通年	○	◎	◎	◎	◎
	日本文学演習 C	2	通年	○	◎	◎	◎	◎
	古典語の基礎 A	1	前期	○	◎	◎		
	古典語の基礎 B	1	後期	○	◎	◎		
	日本文学講読 A	1	前期	○	◎	◎	○	◎
	日本文学講読 B	1	後期	○	◎	◎	○	○
	日本文学史 A	1・2	集中	◎	○	○	○	
	日本文学史 B	1・2	集中	◎	○	○	○	
	日本文学特殊講義	1	集中	◎	○	○	○	
	漢文学講読 A	2	前期	◎	◎	○	○	
	漢文学講読 B	2	後期	◎	◎	○	○	
	漢文学特殊講義	1・2	集中	◎	◎	○	○	◎
	国語学概説 I	2	前期	◎	○	○	○	○
	国語学概説 II	2	後期	◎	○	○	○	○
	国語史 I	2	前期	◎	◎	○		
	国語史 II	2	後期	◎	◎	○		
	国語学講読 A	2	前期	◎	○	○	○	○
	国語学講読 B	2	後期	◎	○	○	○	○
	国語学特殊講義	1・2	集中	◎	○	○	○	
	文芸創作基礎 A	1	通年	○	○		◎	◎
	文芸創作基礎 B	1	通年	○	○		◎	◎
	文芸創作展開 A	2	通年	◎	○		◎	◎
	文芸創作展開 B	2	通年	◎	○		◎	◎

	文芸創作展開C	2	通年	◎	○		◎	◎
	国語表現法A	1	後期	○			◎	◎
	国語表現法B	1	前期	○			◎	◎
	文芸論A	2	前期	◎	○	○	◎	◎
	文芸論B	2	後期	◎	○	○	◎	◎
	アイヌ伝承 I	2	前期	◎	○	○	○	
	アイヌ伝承 II	2	後期	◎	○	○	○	
選	書道A	1	前期	◎	○		○	◎
	書道B	1	後期	◎	○		○	◎
	神道学・宗教学演習 I	2	前期	◎	○	○	○	◎
	神道学・宗教学演習 II	2	後期	◎	○	○	○	◎
	宗教学A	1・2	集中	◎	○		○	
	宗教学B	1・2	集中	◎	○		○	
	神道概論A	1・2	集中	◎	○		○	
	神道概論B	1・2	集中	◎	○		○	
	史学導入演習 I	1	前期	◎	○	○	○	○
	史学導入演習 II	1	後期	◎	○	○	○	○
	史学演習A	2	前期	◎	○	○	○	◎
択	史学演習B	2	後期	◎	○	○	○	◎
	史料講読	2	前期	○	○			○
	史学入門A	1	前期	◎	○		○	○
	史学入門B	1・2	集中	◎	○		○	○
	考古学A	1・2	集中	◎	○	○		
	考古学B	1・2	集中	◎	○	○		
	日本史特論	2	集中	◎	○	○	○	○
	史学特論	2	集中	◎	○	○	○	○

(総合教養学科)

<英語領域>

1. 英語を中心とした外国語を学ぶことにより論理的な思考力と国際的なコミュニケーション能力を身に付けることができる。

<哲学領域>

2. 哲学的な思考方法を身に付け、現実社会の諸問題に対して自ら問い合わせ立て、自ら答えを見出しができる。

<法学領域>

3. 憲法、民法、刑法など主要法律科目を学び法律学の基礎と思考方法を習得することにより問題を解決することができる。

<経済学領域>

4. 経済学及び関連基礎科目を学び、経済を分析する能力を身に付け、社会に貢献することができる。

区分	科 目 名	開講 学年	学年 期間	学習成 果			
				1	2	3	4
必修	英語リーディング演習A	1	前期	◎			
	英語リーディング演習B	1	後期	◎			
	イングリッシュライティングA	1	前期	◎			
	イングリッシュライティングB	1	後期	◎			
	英語コミュニケーションA－I	1	前期	◎			
	英語コミュニケーションA－II	1	後期	◎			
	コンピュータ情報処理	1	前期	○	○	○	○
	ゼミナールI	1	通年	○	○	○	○
	ゼミナールII	2	通年	○	○	○	○
	総合教養	1	前期	○	○	○	○
選択必修	エクステンシブリーディングA	2	前期	◎			
	エクステンシブリーディングB	2	後期	◎			
	英語コミュニケーションB－I	1	前期	◎			
	英語コミュニケーションB－II	1	後期	◎			
	ビジネス実務総論	1	後期	○	○	○	○
	ビジネス実務演習	2	後期	○	○	○	○
選択	英語基礎演習A	1	前期	◎			
	英語基礎演習B	1	後期	◎			
	英語コミュニケーションC－I	2	前期	◎			
	英語コミュニケーションC－II	2	後期	◎			
	英語表現法	1	後期	◎			
	英語コミュニケーションD－I	2	前期	◎			
	英語コミュニケーションD－II	2	後期	◎			
	ホスピタリティーイングリッシュA	1	前期	◎			
	ホスピタリティーイングリッシュB	1	後期	◎			
	英文法A	1	前期	◎			
	英文法B	1	後期	◎			
	英米文学概論 I	1	前期	◎			
	英米文学概論 II	1	後期	◎			
	日英語比較論 I	2	前期	◎			
	日英語比較論 II	2	後期	◎			
	英米の文化	2	前期	◎			
	言語学概論	1	前期	◎			
	TOEIC Bridge	1	前期	◎			
	異文化コミュニケーション論	1	集中	◎			
	海外事情	1	集中	◎			
	美学・美術史 1	1	集中		◎		
	西洋思想史	1	後期		◎		
	西洋哲学史A	1	前期		◎		

選 択	西洋哲学史B	1	後期		◎		
	倫理学A	1	後期		◎		
	倫理学B	1	集中		◎		
	法学入門	1	後期			◎	
	刑法入門A	1	前期			◎	
	刑法入門B	1	後期			◎	
	憲法A	1	集中			◎	
	憲法B	1	集中			◎	
	民法入門A	1	前期			◎	
	民法入門B	1	後期			◎	
	経済基礎演習	1	前期				◎
	日本の経済	1	前期				◎
	経営入門	1	集中				◎
	現代日本経済	1	集中				◎
	世界経済入門	1	集中				◎
	経済史入門	1	前期				◎
	経済理論入門	1	集中				◎
	会計入門	1	前期				◎
	簿記の基礎	1	後期				◎
	企業研究	1	前期				◎
	コンピュータA (プレゼンテーション)	1	後期	○	○	○	○
	コンピュータB (データ解析)	2	後期	○	○	○	○
	コンピュータC (ウェブデザイン)	2	前後期	○	○	○	○
	統計入門	1	集中				◎
	経済経営学入門	1	集中				◎

(幼児・児童教育学科)

(幼児保育コース)

教養科目の「日本語の基礎」と本コースのみに開講されている「教育と福祉の基礎」については、卒業のための必修科目としているため、学習成果1に関連する科目としてカリキュラムマップに含めている。

<知識・技能>

- 建学の精神に基づく伝統文化に関する基礎的な知識を習得することができる。
- 教育・保育の意義、理念、知識、並びに保育技能を習得し理解することができる。

<思考力・判断力・表現力>

- 獲得した知識や技能を活用し、様々な表現方法により、総合的に実践することができる。

- 獲得した知識や技能に基づき、保育に関わる諸課題を考究することができる。

<主体性・多様性・協働性>

- 習得した知識や技能をもとに、より発展的な内容について自ら学ぶことができる。

6. 保育現場における様々な課題に協働して取り組むことができる。

区分	科 目 名	開講 学年	学年 期間	学習成果					
				1	2	3	4	5	6
必修	教師論	1	後期		◎			○	
	教育原理	1	後期		◎		○		
	教育課程論	1	後期		◎			○	
	教育方法論	1	後期		○		○		○
選択	日本語の基礎	1	前期	○	○				
必修	教育と福祉の基礎	1	前期	◎					
選択	教育心理学	1	後期		◎		○	○	
	発達心理学 I	1	前期		◎		○	○	
	保育制度論	1	前期		◎			○	
	幼児理解と教育相談の基礎	1	前期		◎	○			○
	子どもの保健	2	前期		◎		○	○	
	特別支援教育論	2	前期		◎	○	○		
	乳児保育 I・II	1	通年		◎	○			
	社会福祉	1	後期		◎		○		
	子ども家庭福祉	1	前期		◎		○		
	子育て支援	2	前期		◎	○		○	
	社会的養護 I	1	前期		◎	○	○		
	ピアノ実技 I	1	前期		◎	○			
	ピアノ実技 II	1	後期		◎	○		○	
	保育内容（健康）	1	前期		◎	○		○	
	保育内容（環境）	1	前期		◎	○		○	
	保育内容（環境）	1	後期		◎	○		○	
	保育内容（言葉）	1	集中		◎	○		○	
	保育内容（表現）	1	前期		◎	○		○	
	保育内容総論	2	後期		◎		○		
選択	音楽表現 I・II	2	通年		○	○			
	造形表現 I・II	2	通年		○	○			
	音楽の基礎 I・II	1	通年		○	○			
	造形の基礎 I・II	1	通年		○	○			
	体育の基礎	1	前期	◎	○	○			
	児童文学	1	前期		○	○			
	臨床心理学	2	後期			○		○	
	子どもの健康と安全	2	前期		○		◎	○	
	発達心理学 II	1	前期			○	○	○	
	子どもの食と栄養	2	通年		○		◎	○	
	社会的養護 II	2	前期		○	○		○	
	子ども家庭支援論	2	前期		○		○	○	
	子どもの造形 I	1	集中		○	○			

選 択	子どもの造形Ⅱ	1	集中		○	○			○
	保育内容（保育英語Ⅰ）	2	前期		○	○			○
	保育内容（保育英語Ⅱ）	2	後期		○	○			○
	総合表現Ⅰ	2	前期		○	○			○
	総合表現Ⅱ	2	後期		○	○			○
	保育地域活動論	2	前期					○	○
	教職実践演習	2	後期		○	○	○	○	◎
	幼稚園教育実習	2	通年		○	○	○	○	◎
	保育実習指導Ⅰ	1	通年		○	◎	◎	◎	◎
	保育実習Ⅰ	1	集中		○	○	○	○	◎
	保育実習指導Ⅱ	2	通年		○	◎	◎	◎	◎
	保育実習Ⅱ	2	集中		○	○	○	○	◎
	保育実習指導Ⅲ	2	通年		○	○	○	○	◎
	保育実習Ⅲ	2	集中		○	○	○	○	◎

（児童教育コース）

＜知識・技能＞

- 建学の精神に基づく伝統文化に関する基礎的な知識を習得することができる。
- 教育の意義や理念、教育についての知識を習得することができる。
- 各教科内容に合わせた指導技能の習得することができる。

＜思考・判断・表現力＞

- 獲得した知識や技能を活用し、口頭、文章、身体、作品などの方法で表現することができる。
- 各教科の教育技術を活かし、教育現場において自ら判断し体系的な実践指導ができる。
- 獲得した知識や技能に基づき、論理的科学的に教育に関わる諸課題を考究することができる。

＜学びに向かう力・人間性＞

- 教育に関する基礎的な知識や技能をもとに、より発展的な内容について自ら学ぶことができる。
- 学生同士の協力や地域への支援・連携を通して社会に貢献しようとする人間性を醸成することができる。

区分	科 目 名	開講 学年	学年 期間	学習成果							
				1	2	3	4	5	6	7	8
必 修	教師論	1	前期		◎		○				○
	教育原理	1	前期		◎			○	○		
	教育課程論	1	後期		◎			○			
	教育方法論	2	前期		◎			○			
選 択	介護等体験	1	前期		◎		○				
	運動学	1	前期		◎			○			
	人間開発基礎論	1・2	集中		◎		○				
	生理学	1・2	集中		◎		○				

選 択	教育心理学	1	後期		◎				○		
	教育心理学	1	前期	◎					○		
	総合的な学習の時間	1	前期	◎			○	○	○		
	日本の伝統文化	1	集中	◎							
	国語科指導法	1	後期		○	◎					
	社会科指導法	1	後期		○	◎					
	算数科指導法	1	後期		○	◎					
	理科指導法	1	後期		○	◎					
	図工科指導法	2	前期		○	◎					
	家庭科指導法	2	前期		○	◎					
	体育科指導法	2	前期		○	◎					
	生活科指導法	2	後期		○	◎					
	音楽科指導法	2	後期		○	◎					
	外国語指導法	2	後期			◎		○			
	書写	2	前期	○		○	○				
	特別支援教育論	1	後期		○	◎		○			
	道徳教育論	2	前期		○	◎		○			○
	特別活動論	2	後期		○	◎		○	○	○	
	英語概説 I A	2	前期			◎			○	○	
	英語概説 I B	2	後期			◎			○	○	
	ピアノ I	1	前期			◎	○				
	ピアノ II	1	前期			◎	○				
	ゼミナールA	2	前期				◎		○	○	
	ゼミナールB	2	後期				◎		○	○	○
	野外実習	1・2	集中			○	◎				
	算数概説	1	前期				○		◎		
	理科概説	1	前期				○		◎		
	国語概説	1	後期				○		◎		
	社会概説	1	後期				○		◎		
	家庭（家族）概説	2	前期				○		◎		
	生活概説	2	前期				○		◎		○
	生徒指導	1	後期		○				◎		○
	教育相談	2	前期						◎		
	生徒指導とキャリア教育の基礎	2	前期		○			◎			
	小学校教育実習 I	1	後期					○	○		○
	小学校教育実習 II	2	前期						○		○
	教職実践演習（小学校）	2	後期					○	○		○
	幼稚園副免実習	2	後期					○	○		○

選 択	教育心理学	1	後期		◎				○		
	教育心理学	1	前期	◎					○		
	総合的な学習の時間	1	前期	◎			○	○	○		
	日本の伝統文化	1	集中	◎							
	国語科指導法	1	後期		○	◎					
	社会科指導法	1	後期		○	◎					
	算数科指導法	1	後期		○	◎					
	理科指導法	1	後期		○	◎					
	図工科指導法	2	前期		○	◎					
	家庭科指導法	2	前期		○	◎					
	体育科指導法	2	前期		○	◎					
	生活科指導法	2	後期		○	◎					
	音楽科指導法	2	後期		○	◎					
	外国語指導法	2	後期		◎			○			
	書写	2	前期	○		○	○				
	特別支援教育論	1	後期		○	◎		○			
	道徳教育論	2	前期		○	◎		○			○
	特別活動論	2	後期		○	◎		○	○	○	
	英語概説 I A	2	前期			○			○	○	
	英語概説 I B	2	後期			○			○	○	
	ピアノ I	1	前期			○	○				
	ピアノ II	1	前期			○	○				
	ゼミナールA	2	前期				○		○	○	
	ゼミナールB	2	後期				○		○	○	○
	野外実習	1・2	集中			○	○				
	算数概説	1	前期				○		○		
	理科概説	1	前期				○		○		
	国語概説	1	後期				○		○		
	社会概説	1	後期				○		○		
	家庭（家族）概説	2	前期				○		○		
	生活概説	2	前期				○		○		○
	生徒指導	1	後期		○				○		○
	教育相談	2	前期						○		
	生徒指導とキャリア教育の基礎	2	前期		○			◎			
	小学校教育実習 I	1	後期					○	○		○
	小学校教育実習 II	2	前期						○		○
	教職実践演習（小学校）	2	後期					○	○		○
	幼稚園副免実習	2	後期					○	○		○

各学科の単位数を定めるに当たり、短期大学設置基準第7条（単位）の規定に基づき、第2項の規定（単位数の計算基準）に従って単位数を定めている。

本学では一部の科目を除きセメスター化を完了したが、その折にセメスター化した語学の単位数を1単位のままにしていたものについて、令和3年度から2単位に改定することにし、上記の規定に基づき単位の実質化を図った。

卒業の要件として学生が修得すべき単位数の上限については、平成29年度に年次別履修単位制限（CAP制）を設け、年間の制限単位数を50単位までと設定した。ただし、集中講義・資格課程科目・実習はその対象外としている。

成績評価については、短期大学設置基準第11条（成績評価基準等の明示等）に基づき、学則第25条において「学業成績の評価」を規定している。なお、従来成績評価は、秀・優・良・可・不可のように漢字表記を用いていたが、平成29年度より、それぞれS・A・B・C・Dのアルファベット表記に改めた。また、授業出席日数不足による単位不認定の学生に対しては、これまで「不可（D）」を用いていたが、「R」に改め、評価対象外とした。成績の考查については、学則第23条で「学業成績の考查」及び第24条「試験の種類」を定めている。成績評価は、それぞれの科目において、その基準をシラバスに明示しており、学習成果（平成31年度からは「授業のテーマ及び到達目標」としている）の達成度に応じて厳正に行っている。

シラバスには、必要な以下の項目を明示している。

- ・授業科目名　・授業区分（必修・選択・選択必修）　・単位数　・担当教員名
- ・担当形態（単独・複数・オムニバス等）　・授業のテーマ及び到達目標（到達目標は実質的に科目の学習成果を表現するものである）
- ・授業の概要・授業計画（各回ごと）　・テキスト　・参考書、参考資料等
- ・学生に対する評価　・予習、復習

通信による教育については、本学では実施していない。

教育課程については、前述のように本学創設以来、時代の推移や必要性に応じて、様々な見直しをしてきた。大学における教養科目のあり方を各大学に任せるという大綱化の問題が生じたとき、自己点検評価に関する「教育課程検討委員会」を設置し、教養教育を従来通りに存続させるか、より専門教育を重視するかについて激しい議論を重ねたこともある。現在の「自由選択科目」はそのときに創られたものである。

現在も國學院大學「21世紀研究教育計画（第4次）」において、本学は「教育課程の見直しが進み、カリキュラム・ポリシーに基づく理念と教育の仕組みが確立している」ことを事業の一つとして掲げている。達成後の姿として「カリキュラム・ポリシーに基づく教養教育・専門教育課程の構築が完了している」、「国際化を見据えた英語力の強化が完了し、学生は付加価値を持った学習成果を獲得している」ことを目指している（備付-10）。同計画は平成29年から令和3年度にかけての5ヶ年事業であり、PDCAサイクルに基づき継続中である。

大綱化以降、四年制大学への志向が強まっていくが、本学では短期大学として存続していくための諸改革を行ってきた。校名を國學院女子短期大学から國學院短期大学に変更し男女共学とし、さらに現在の國學院大學北海道短期大学部として國學院大學の一教育部門とした。また、英語科を総合教養学科へと実質的な改組を行い、大規模な教育課程の改造を行った。専攻科福祉専攻の創設後に、幼児教育学科（当時）に当該専攻科に接続する介

護福祉コースを開設し新規科目を開設するなど、これまで常に教育課程の見直しを行ってきた。その過程の折々で、教養教育も常に見直しを繰り返してきたが、次に述べるように時代の要請に応えるカリキュラムの編成を行ってきた。

教養科目については、大綱化以降も建学の精神を体現する「国学」及び伝統的な教養科目を配置していたが、時代の要請を反映する科目として、「パソコン」、「インターンシップ」、キャリアサポート科目の「教養総合」を必修科目として開設した。

その他に職業教育として、「職業論」、「職業研究A・B・C」、「職場の人間関係」、「キャリア演習A・B」、北海道地域文化を知る科目として「北海道と地域文化」、「アイヌ語」、日本の伝統と文化を学ぶ科目として「日本の伝統と文化」、経済に対する基礎知識に関する科目として「経済学」、「会社経営の基礎」、母語である日本語力を強化する科目として「日本語の基礎」、国際化に対応する科目として「留学・海外研修等による単位認定科目」、「日本事情」（留学生対象科目）、「日本語IA・IB」（留学生対象科目）等々を開設している。

これらの枠組みの中で、令和3年度からは、教養科目については語学の単位数の増設、パソコンの必修科目から選択科目への変更、インターンシップの必修から選択への変更、必修科目であった「教養総合」の廃止等のカリキュラムの改定を行った。これらは、教育目的、学習成果の見地からの見直しによる改定である。外国語についてはセメスター化以後1単位としていたが、単位数が少ないとからその学習成果を2単位分に相当するとの判断による。パソコンについては、小中高で基本的なパソコン教育が実施されており、初步的、基本的な教育を必要としない学生が増えてきていることによる。さらに、従来、総合教養学科の専門科目であったコンピュータ関連の複数の科目を資格取得課程に移行し、資格取得に関わるより高度なコンピュータ教育を行えるようにした。インターンシップは本来働くことの意義を学ぶための就業体験を意味していたが、近年の大学におけるインターンシップの実体は就職活動のツールとして利用されている。選択科目とすることによって、本来の働く意義を学ぶ就業体験を経験したい学生の選択に委ねることにした。むろん就職活動として活用することもできる。キャリアサポート科目である「教養総合」の廃止は、各界の職業人の講演形式の授業であるが定期の授業時の講師の確保が困難となったこと、またキャリアサポート関係以外の授業も組まれるようになったこと、さらに他に職業教育に関する科目が増設されたことによる。

また、編入学のための専門科目教育として、編入学先の学部や学科に対応する専門科目を開設し、さらに國學院大學の学部教員による集中講義を多数開設している（法学部からの集中講義はない）が、教養科目の一部についても編入学のための必修科目としている。例えば、文学部哲学科については「哲学」を、法学部については「法学」を履修させている。これらの科目は、編入学後の単位認定科目となる。

國學院大學の「21世紀研究教育計画（第4次）」においても、国文学科や総合教養学科はカリキュラムの見直しを積極的に行っている。

以上のように、本学では、常時、カリキュラムの改定についてその必要性を検討し、必要があれば速やかに改定している。

各学科の近時の取り組みは、次の通りである。

国文学科では、平成29年度より、学生の志向の多様性に対応するため、史学・神道学関連科目の増設、セメスター化の推進、必修科目の見直しと選択必修科目の設置等を行った。

総合教養学科では、平成30年度に経済関係の集中講義を新規開設した。また令和2年度に行われる國學院大学の経済学部の改組に合わせ、本学のカリキュラム改定も令和2年度に行つた。

幼児・児童教育学科幼児保育コースでは、教育職員免許法・同施行規則改正並びに児童福祉法施行規則改正による保育士養成課程の見直しの度に、カリキュラムを編成し直し、その際より様々な問題に同時に對応している。近年では平成26年度に行われた改正で、科目名称を学生にとってよりわかりやすいものへと変更し、学生が履修しやすいうように科目をセメスター化した。

幼児・児童教育学科児童教育コースでは、文部科学省における教職課程の再認定に際して、教育課程の見直しを行い、教育効果をさらに上げるべく、平成31年度から「英語概説A・B」「教育社会学」を新設し、「特別支援教育論」「総合的な学習の時間」を必修とした。また、小学校指導要領の改訂に合わせ、本コースの教育課程の内容及び授業方法についても改善を図っている。特に、「生きる力」の重視、「道徳教育」の充実、「言語活動」の重視、「伝統や文化に関する」教育の充実、「体験活動」の充実等を核とした教育課程の見直しを行つた。さらに、教員採用試験対策講義として、平成28年度から「職業研究B・C」を開設した。

[区分 基準Ⅱ－A－3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－3の現状>

教養教育については、学科の専門科目とは別に教養科目的ジャンルを設け、幅広く深い教養を培うよう編成している。国文学科と総合教養学科については、教養科目を必修科目（6単位）、選択必修科目（2単位以上）及び選択科目（8単位以上）の三つの科目群に分けている。幼児・児童教育学科については、必修科目（6単位）、選択必修科目（2単位以上）、選択科目（6単位以上）としていた（提出－4）。しかしながら、令和3年度よりカリキュラムを改定し、「パソコン」と「インターネットシップ」を必修科目から選択科目に変更したことから、次のように単位数を変更することになった。国文学科は、必修科目2単位、選択必修科目4単位以上、選択科目10単位以上、計16単位以上となる。総合教養学科は、必修科目2単位、選択必修科目2単位以上、選択科目12単位以上、計16単位以上となる。幼児・児童教育学科は、必修科目2単位、選択必修科目4単位以上、選択科目12単位以上となる。なお、2科目の必修科目を選択科目としたことに伴い、幼児・児童教育学科にも他学科と同様に自由選択科目が設けられた。

本学では、教養教育の重要性を強く認識し教養教育を重視していることから、大綱化以後も上記の通り教養教育に相当数の単位数を割り当てている。そして、これらの教養科目は、当該科目的領域について専門的業績と学識を有する専任教員と兼任教員が担当し、そ

の実施体制を確立している。

教養教育の内容については、次の通りである。全学共通の必修科目には、建学の精神を講じる「国学」、コンピュータの基礎を取得させる「パソコン」、多様な職業に関わる外部講師による「教養総合」の3科目を配していたが、令和3年度からは「インターンシップ」と「パソコン」を選択科目に改定した。その結果、必修科目としての教養科目は「国学Ⅰ」のみとなったが、その分学生の選択の幅を広げることになる。

選択必修科目には、英語、フランス語、中国語の外国語を配置しているが、セメスター化の実施以後も、科目名称、単位数、履修方法などについて積極的な改定を行っている。令和2年度も、科目名称と単位数について見直し、令和3年度に向けて改正をした。

卒業のためには所定の単位数を履修すればよいのであるが、編入学後に相当数の教養科目の取得単位が國學院大學の単位として認められることから、編入学を希望する学生は卒業に要する単位数をかなり超えて教養科目の単位を取得している。

幼児・児童教育学科の幼児保育コースは、幼稚園教諭と保育士養成課程であるため、前述の必修科目の履修、選択必修科目「英語・英会話演習A・B」（令和3年度からは「英会話Ⅰ・Ⅱ」）の履修の他、幼稚園教諭免許取得、保育士資格取得に必要な科目を選択科目から履修をさせている。なお幼児・児童教育学科は、平成28年度まで介護福祉コースを開設していたが、平成29年度入学生より同コースを廃止し、このコースに連動していた専攻科福祉専攻も平成31年度より一時募集停止の措置をとっている。そのため、専攻科福祉専攻への学生の意識づけのために先取り科目として従来配置していた「障害者と生活」、「社会と制度」、「発達と老化」は現在休講中である。

以上のように、卒業、編入学、免許・資格取得等に向けて、幅広い教養教育の実施体制を確立している。

教養教育と専門教育の関係については、まず、教養教育については、建学の精神を担う科目、専門教育に関わる科目、資格取得に関わる科目、國學院大學編入学に関わる科目、職業教育の基礎を担う科目、実務教育、健康科学、スポーツ（体育）、外国語科目によって構成されており、教養及び基礎教育を実施している。その中で、学科の専門教育との関係が明確なものとしては、次のものがある。

国文学科については、「日本語の基礎」、「アイヌ語」（専門科目の「アイヌ伝承」との関係科目）、「日本の伝統文化」、「北海道と地域文化」、「国学Ⅱ」などがある。

総合教養学科については、「外国語文化分野」、「哲学分野」、「法学分野」、「経済分野」の4つの分野にそれぞれ関わる教養科目として、「留学・海外研修等による単位認定科目」、「哲学」、「倫理学」、「美学・美術の歴史」、「法学（日本国憲法）」、「現代と法」、「政治学」、「少年保護論」、「経済学」、「会社経営の基礎」、「会計学」、「企業論」がある。

幼児・児童教育学科に関わる科目としては、「職業研究A・B・C」、「人間開発と人間の発達」、「人と体のしくみ」、「教育と福祉の基礎」がある（提出－4）。

以上のように、相当数の教養科目は専門教育との関連があるといえる。

教養教育の効果、改善への取り組みについては、教養科目についても専門科目と同様に、新たな時代の要請や編入学先である國學院大學の学力向上要請に基づき、教養教育としての効果を分析・考察を積み重ねている。教養教育の効果という視点からは、個々の科目の効果以上に、既述のように、時代の要請に対応し得る教養教育の新たな展開が必要であり、本学では常にその改善に取り組んで今日に至っている。

本学において教養教育を重視していることは既述の通りであるが、それは時代の要請に対応して教養教育のカリキュラムの改正を行ってきたからである。大学に職業教育が求められるようになると、本学では全国の大学に先駆けて「インターンシップ」を教養科目において必修科目とした（「履修のてびき」で必修化した）。職業意識を学生に持たせるため様々な分野の職業人を講師とする「教養総合」も必修科目として開設した。さらに、キャリアサポートの見地から「職業論」、「職業研究」、「企業研究」といった科目も開設した。IT時代の到来に対しては、「パソコン」を必修科目にし、選択科目として「パソコン演習」、「情報処理論」を開設した。将来どのような職業においてもパソコン(PC)は不可欠なツールとなることから、すべての学生にPCの基礎的なスキルを確実に持たせることにしたのである。また、國學院大學への編入学についての基礎学力として「経済学」、「会社経営の基礎」、「会計学」、「美学・美術史」、「人間開発と人間の発達」、「人と体のしくみ」等の科目を開設してきた。國學院大學は伝統文化・日本文化・地域文化を重視することから、建学の精神を体する「国学Ⅰ・Ⅱ」の他、「日本の伝統と文化」、「北海道と地域文化」、「アイヌ語」を開設している。これらは、その折々に新規に開設をしてきたものである。その意味で、本学は教養教育の効果を常に考え、評価し、そのあり方に対して改善を加えているといえる。

[区分 基準Ⅱ－A－4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－4 の現状>

学科の専門教育と職業教育との接続については、職業教育の重要性から、本学では平成15年度から全国の大学に先駆けて「インターンシップ」(講義と実習)を必修科目とした。ただし、教育実習、幼稚園実習、保育所実習についてはこれをインターンシップとみなし、これらの実習を行う学生は同科目の履修を免除した。令和3年度からは、既述の理由により選択科目とした。なお、令和2年度は新型コロナ・ウイルスの感染拡大により実習の部分は中止した。

その他には、職業教育を重視する観点から、教養科目として「職業論」、「職業研究A」、「職業研究B」「職業研究C」、「企業論」等を開設している。このうち「職業研究B」及び「職業研究C」は、児童教育コースの教員採用試験に向けて開設した科目である。教養科目の「教育と福祉の基礎」は、幼児・児童教育幼児保育コースの学生の必修科目である。国文学科及び総合教養学科は専門教育が職業教育と直結するものではなく、その意味で職業教育との見地から専門教育と教養教育の関係は直接的ではない。しいていえば、「経済学」、「経営の基礎」、「会計学」は、国文学科及び総合教養学科の学生の多くが企業へ就職することから職業教育の面を有するといえる。

国文学科と総合教養学科の学生の職業との関係からいえば、最も直接的な関係は教養教育よりも専門教育としての教職課程（中学校教諭二種免許状）と図書館司書課程である。

中学校教諭二種免許状（国語、英語）の取得については、学科の専門教育及び教養教育とは別に教職課程における独自の教育課程（教職課程）を実施している。教職課程と図書館司書課程は国文学科の学生に履修者が多い。

資格取得のための課程として、教職課程（中学校国語・英語）、図書館司書課程、ビジネス実務士課程、情報処理士、レクレーション・インストラクター課程、准学校心理士課程を開設している。教職課程、図書館司書課程、准学校心理士を除く課程は、教養科目で多くを対応することができる。准学校心理士課程も開設の専門科目で取得できる。教職課程と図書館司書課程は課程独自の科目が多く、資格取得のために相応の科目を履修し単位を取得しなければならない。そのため、当該課程の運営に必要な専任教員を配置している。

職業教育の効果の測定については、資格取得率、就職状況、教員採用状況、國學院大學編入学後の就職状況などを分析し、改善に努めている。かつて開設していた秘書士課程は本学の男女共学の後に廃止し、新たにビジネス実務士課程を開設した。また、学校図書館司書教諭課程も平成31年度で廃止をしたが、これは教職希望者に学校図書館司書教諭の資格を希望する学生が減少したためである。

職業教育については、前記課程教育の他、前述の「インターンシップ」、「教養総合」、「職業論」を開設し、学生のキャリアサポートを実施してきた。これらの科目は、就職希望者はもとより、國學院大學に3年次編入学する学生の職業教育を目的としている。その結果は、國學院大學編入学生の卒業後の進路に反映されていると考えている。

しかしながら、多くの大学では「インターンシップ」を短期間の就活として位置付けており、大学におけるインターンシップの意義が本来の職業教育から乖離したことに伴い、令和3年度から本学での「インターンシップ」の位置付けも必修科目から選択科目に変えることにした。また、キャリアサポート科目として開設した必修科目「教養総合」も、前述の通り、本来の多様な職業経験者による講話形式の維持が困難となったことから、令和2年度をもって廃止した。

教職については、児童教育コースでは、平成28年度から教員採用試験の合格率を上げるために教員採用試験対策科目「職業研究B」及び「職業研究C」を開設した。その結果、近年、第一次試験及び第二次試験の合格者が増加し、國學院大學への編入学が決定していた学生の中から編入学を取りやめて教員として就職する学生もでてきた。本学は開学当初より教職のための教育に力を注ぎ、中学校教諭及び小学校教諭を学生の出身地域に送り出している（備付-22）。

卒業後に企業就職を希望する学生に対しては、キャリアセンターに所属する教職員が就職指導を行うとともに、毎年、年度当初に他大学との合同の合宿を行い就職活動に対するサポートを行っている。就職活動をした学生の就活体験記も冊子として、後輩への就活に生かしている（備付-23）。なお、目的学科である幼児・児童教育学科の幼児保育コースは、例年、高い就職率を維持している。

[区分 基準Ⅱ－A－5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ－A－5の現状＞

既述のように、本学では、建学の精神を体現すべく教育目的・目標を定め、それを達成するための学習成果を定め、その学習成果を獲得し得る教育課程を編成している。したがって、各学科・コースの教育課程に即して学習し得る学力と就学意欲を有する者を受け入れることにしている。その意味で、各学科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学科・コースの学習成果に対応するものとして定めている。各学科の入学者受け入れの方針は、次の通りである。

（国文学科）

国文学科では、古典を含めて日本語に関する基礎学力を有し、国文学・文芸創作・伝統文化への関心を人一倍抱き、自己を高める努力を厭わない人材を求めている。

（総合教養学科）

総合教養学科では、外国語文化・哲学・法律学・経済学・情報技術などを幅広くかつ専門的に学ぶとともに、多元的な価値観と多角的なものの見方や考え方を身につけ、自ら考え、判断するとともに行動する力を培うことを目指す人材を求めている。

（幼児・児童教育学科）

（幼児保育コース）

幼児保育コースでは、保育教諭を目指す強い意志と熱意をもち、保育教諭としての知識や技能を学習成果として着実に身につけることができる人材を求めている。

（児童教育コース）

児童教育コースでは、教師を目指す強い意志と熱意をもち、教師としての知識や技能を学習成果として着実に身につけることができる人材を求めている。

これらの入学者受け入れの方針は、各学科・コースの学習成果の達成が可能な学生の受け入れをするための方針である。

各学科はアドミッション・ポリシーと入試種別の関係も下記に示す通り明示しアドミッション・ポリシーの観点から入学者の選考を行っている（提出-11）。なお、令和3年度入試から、「センター試験」は「共通テスト」となった。

(国文学科)

◎：特に重視する ○：重視する（以下、同じ）

		入 試 種 別					
アドミッション・ポリシー		学 校 推荐型 選 抜	総合型 (AO) 選 抜	学科・ コース 特色型 選 抜	ありす 会・社会 人・法人 傘 下	併願型 選 抜	共 通 テス ト
1	日本語に関する基礎学力を有している。	○	○	◎	○	○	◎
2	国文学・文芸創作・伝統文化への関心を人一倍抱いている。	◎	◎		◎	○	
3	自己を高める努力を厭わない。	◎	◎		◎	○	

(総合教養学科)

		入 試 種 別					
アドミッション・ポリシー		学 校 推荐型 選 抜	総合型 (AO) 選 抜	学科・ コース 特色型 選 抜	ありす 会・社会 人・法人 傘 下	併願型 選 抜	共 通 テス ト
1	さまざまな分野に関心のある人。	◎	◎	○	◎	○	○
2	さまざまな分野を学ぶことを通して、自分がもっとも関心を持つ分野を見つけ深めたい人。	◎	◎	◎		○	○
3	さまざまな分野を学ぶことで自分が関心をもっている分野をより強固なものにしたい人。	◎	◎	○	◎	◎	◎
4	将来、社会で活躍するための複数の分野に広がる知識とそれを運用する英語と情報のスキルを身につけたい人。	◎	◎	○			

(幼児・児童教育学科)

(幼児保育コース)

		入 試 種 別					
アドミッション・ポリシー		学 校 推荐型 選 抜	総合型 (AO) 選 抜	学科・ コース 特色型 選 抜	ありす 会・社会 人・法人 傘 下	併願型 選 抜	共 通 テス ト
1	高等学校で習得する基礎的な学力を身につけている人。	◎	○	◎	○	◎	◎
2	子供の保育・教育について強い関心を持ち、保育・教育における課題について深く考えることができる人。	◎	○	◎	◎	○	

3	豊かな表現力やコミュニケーション力を身につけている人。		◎				
4	思いやりがあり、子どもとの触れ合いを大切にし、地域社会に貢献しようとする意欲のある人。	◎			○		
5	心身ともに健康で、柔軟性や協調性をもつて、主体的・協働的に課題解決に取り組むことができる人。	◎	◎		◎	○	

(児童教育コース)

		入 試 種 别					
アドミッション・ポリシー		学 校 推 薦 型 選 抜	総 合 型 (AO) 選 抌	學 科 ・ コ ラ ー ス 特 色 型 選 抌	ありす 会・社会 人・法人 傘 下	併願型 選 抌	共 通 テ 斯 ト
1	高等学校で習得する基礎的な学力を身につけている人。	○	○	◎		○	
2	児童教育について強い関心を持ち、教育における課題について深く考えることができる人。	◎	○	○	○	○	
3	豊かな表現力やコミュニケーション力を身につけている人。	○	○	○	○	○	
4	思いやりがあり、子どもとの触れ合いを大切にし、地域社会に貢献しようとする意欲のある人。	○	○		◎		
5	心身ともに健康で、柔軟性や協調性をもつて、主体的・協働的に課題解決に取り組むことができる人。	◎	◎		◎	◎	

入学者受け入れの方針は、上記の通り選抜要項（入試要項）に明記されている。

入学者受け入れの方針は、次のように入学前の学習成果を具体的な観点として把握し評価している。入学の選抜に当たっては、指定校選抜、特別指定校選抜、自己推薦選抜（総合型選抜）、センター試験（共通テスト）、國學院大學併願選抜、帰国子女選抜、社会人選抜等のすべてについて出願資格、推薦基準、出願書類及び選考方法を明示している（提出-11）。そのうえで、選考のための基準（A、B、C、D等の評価基準）、選考資料（調査書、志望理由書、入試の点数等）に基づき受験生の入学前までの学習成果を把握し、評価して合否を判定している。

本学の入学者選抜の方法は、推薦型選抜（特別指定校制学校推薦型・指定校制学校推薦型・公募制学校推薦型）、一般選抜（学科・コース特色型・國學院大學併願型・大学入学共通テスト利用型）、総合型選抜（幼児・児童教育学科幼児保育コース奨学制度・豊かな地域創生人材養成奨学制度・法人傘下高校・ありす会・社会人・総合型）である。入学者

受け入れの方針を具体化するために各試験及びその基準を定めていることから、入学者選抜は各学科の入学者受け入れ方針に対応しているといえる。さらに、各学科は、入学者受け入れの方針に従って選抜の基準を確認し、受験生の具体的な状況、志望理由などを精査し、具体的な選抜を行っている。また、従前より自己推薦（現総合型選抜）、学校推薦については、学習意欲の確認を重視するために面接を実施していたが、令和元年度より特別指定校についても学習意欲を確認するために新たに面接を導入した。社会人特別入試も、地域の人材育成をはかる目的に照らし、学習成果を上げ得る学生であることを確認するために、高校までの成績の他に志望理由、活動報告に基づき面接を重視している。

選考基準については、アドミッション・ポリシーに基づき本学所定の学習成果を獲得し得る入学者の採用について、多様な観点から設けている。出願書類を精査し、面接を実施する選抜においては出願書類を精査した面接者が多様な視点から受験生の入学の適否を判断する。筆記試験や小論文についてはその結果を踏まえて入学者に適しているかを判断している。合否判定は、選考基準にのっとり入試判定員会が合否の原案を作成し、教授会において審議の上適切に行っている。

学費等納付金（入学金、授業料、施設設備費、維持運営費、課程費等）については、入試要項・入学手続要項・学生ガイドブックに明記している。また、ウェブサイトにも掲載している。

アドミッション・オフィスについては、入試委員会とそれを補佐する事務局入試係がその役割を果たしている。

受験の問い合わせなどについては、事務局入試係が窓口になって入学志願者、受験生、保護者、高等学校の教員等からの問い合わせに対応している。メール、電話、来訪、オープンキャンパスや進学相談会など、問い合わせの形式は多様であるが、入試委員会や学科の教員と連携して必要な情報を提供し、情報の共有化を図っている。

入学者受入れの方針についての高等学校関係者の意見聴取については、既述の道内の高等学校現役教員とOBで構成される「國學院大學北海道高等学校院友会」と毎年交流をする中で行っている。同院友会の総会には、短期大学部から学長、事務局長をはじめとして毎年約10人余の幹部教職員が招待され、法人本部からも毎年理事1名と教員1名が参加する。同院友会は、法人における本学の位置付けを確認する非常に貴重な機会となっている。同会では法人及び國學院大學募集状況や活動報告が、また、本学からも編入学の状況、募集状況、今後の募集対策、新しい奨学制度等々の報告を行っている。その折、現役教員からは短大部への協力の申し出や受け入れについてのアドバイスなど活発な意見が出されており、入学者の受け入れについて貴重な参考意見となっている。

同会の年次総会の参加人数は年によって増減があるものの、直近の3年間で、平成29年度に27人（内現役教員が12人、北海道教育局から1人）、平成30年度に32人（内現役教員が17人、北海道教育局から1人）、平成31年度／令和元年度に26人（内現役教員が14人、北海道教育局から1人）と多くの教員・OBが参加している。令和2年度の総会は、新型コロナ・ウイルスの影響で、開催が中止された。

また、本学の入学アドバイザーや教職員が高校訪問時に、高校側からいろいろな意見を聴取している。地元の高等学校からは高大連携の交流において、意見を聴取している。

三つの方針は折々に確認・点検しているが、現在のところ入学者受け入れの方針について改定する必要性はないと考えている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

各学科の学習成果は、下記の通り具体的に示されている。

(国文学科)

1. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史の諸相について理解することができる。
2. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史に関する文献・資料を正確に読み解すことができる。
3. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史について、適切に調査・分析することができる。
4. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史に関する学習を通じて、自ら課題を発見し、自律的に思考することができる。
5. 我が国の古今の文学、言語、伝承、伝統文化及び歴史に関して思考したことを、口頭及び文章によって、論理的あるいは文芸的に表現できる。

(総合教養学科)

1. 英語を中心とした外国語を学ぶことによって、論理的な思考力と国際的なコミュニケーション能力を身につけることができる。
2. 哲学的な思考方法を身につけ、現実社会の諸問題に対して自ら問いを立て、自ら答えを見いだすことができる。
3. 憲法、民法、刑法など主要法律科目を学び、法律学の基礎と思考方法を修得することにより問題を解決することができる。
4. 経済学及び関連基礎科目を学び、経済を分析する能力を身につけ、社会に貢献することができる。

(幼児・児童教育学科)

(幼児保育コース)

<知識・技能>

1. 建学の精神に基づく伝統文化に関する基礎的な知識を習得することができる。
2. 教育・保育の意義、理念、知識、並びに保育技能を習得し理解することができる。

<思考力・判断力・表現力>

3. 獲得した知識や技能を活用し、様々な表現方法により、総合的に実践することができる。
4. 獲得した知識や技能に基づき、保育に関わる諸課題を考究することができる。

<主体性・多様性・協働性>

5. 習得した知識や技能をもとに、より発展的な内容について自ら学ぶことができる。
5. 保育現場における様々な課題に協働して取り組むことができる。

(児童教育コース)

<知識・技能>

1. 建学の精神に基づく伝統文化に関する基礎的な知識を習得することができる。
2. 教育の意義や理念、教育についての知識を習得することができる。
3. 各教科内容に合わせた指導技能を習得することができる。

<思考・判断・表現力>

4. 獲得した知識や技能を活用し、口頭、文章、身体、作品などの方法で表現することができる。
5. 各教科の教育技術を活かし、教育現場において自ら判断し体系的な実践指導ができる。
6. 獲得した知識や技能に基づき、論理的科学的に教育に関わる諸課題を考究することができる。

<学びに向かう力・人間性>

7. 教育に関する基礎的な知識や技能をもとに、より発展的な内容について自ら学ぶことができる。
8. 学生同士の協力や地域への支援・連携を通して社会に貢献しようとする人間性を醸成することができる。

各学科は教育目的・目標を達成するために獲得すべき学習成果を定めている。その学習成果を獲得できるように教育課程を編成し、個々の科目ごとに獲得すべき到達目標を学習成果として定め、一定の履修期間で学習成果が得られるように配慮している。最終的には、学位取得、免許取得、資格取得、就職、編入学等の状況から、2年間の修業期間で所定の学科の学習成果を獲得しているものといえる（提出－2）。

学習成果の測定可能性については、各学科の学習成果を具体化する科目の履修により測定することができると考えている。前述の通り各科目の学習成果はシラバスに明示されており、さらに明示されている評価方法により具体的に測定されている。

評価方法による測定可能性については、次のように考えている。一般に知識面については、筆記試験や質疑応答形式で学習成果の測定は可能である。技能面については、具体的な判定基準を示すことで測定は可能である。レポートによる評価も、評価の観点を事前に示し、その観点に即して学習成果を評価することができる。作品による評価についても、学習時に評価の観点を示した上で、作品づくりをさせることで、学習成果の測定と評価が可能である。態度面については、できている、できていない、という到達度評価で行なうことができるが、態度は長いスパンで考えなければならない問題であることから、途中における形成的評価として扱うことが妥当と考える。このように、本学では、個々の科目については測定ができる学習成果を「達成すべき目標」として掲げている。

個々の科目の評価が集積され、結果として学科としての学習成果が測定され評価され、学位取得や資格取得が認められる。なお、GPAはその過程における指標としての役割を果たしており、学生は自身について、教職員は学生全体についてそれを活用することで学生の学習成果の獲得状況を知ることができる。児童教育コースでは、教員採用試験の合格状況（1次合格者、2次合格者）の向上が学習成果の測定の指標の一つとなる（備付－22）。

また、国文学科、総合教養学科、幼児・児童教育学科児童教育コースでは、多くの学生が國學院大学への推薦編入学を希望している。推薦対象者になるためには、一定の成績に

関する条件を満たすことが要求されており、その条件を満たして編入を実現している学生の数は多く、國學院大學が求める学習成果の獲得を達成しているといえる。また、編入学生の卒業後の進路決定、就職状況のデータからも、間接的ではあるが本学の学習成果を推し測ることができる（備付-19）。幼児・児童教育学科幼児保育コースにおいては、保育所、幼稚園、認定こども園、障害者施設、公務員など、本コースで得られる免許・資格に関連した専門職への就職率が、学習成果の獲得を測定したものといえる。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

平成25年度から導入したGPAの活用については、これまでスプリングフィールド大学への海外短期研修者選考の評価基準として活用してきたところであり、適切な人選に効果的であった。さらに、平成30年度からは中学校教職課程履修者に対し、1年次のGPAが2.20以上の学生のみ、2年次に実施する教育実習対象者としている。GPAの活用は、単位取得状況が振るわない学生を指導する上で、有効な手段であり、適切な学修指導を期待できるものと考えている。また、単位取得した科目の平均点のみ注目する学生にとって、自分の学修状況を具体的に振り返ることができる指標となるものである。さらには、平成30年度からCAP制を導入し、年間の取得単位を適切に管理することにより、学生の意識を取得科目の数すなわち「量」よりも「学修の質」へと転換するように促している。

GPAの活用については、現在のところ、海外短期研修者の選考評価基準、教育実習への参加の選考基準、特待生・奨学生の選考等にとどまっており、その他の場面での活用は議論されているものの、実現に向けての検討段階である。例えば、國學院大學や他大学への編入学選考に用いる案も検討したが、現在の素点での平均点算出による選考と比較して、厳密な評価が可能かについては疑問が残るところである。

令和元年度の2年生について（下記「令和元年度GPA分布図参照」）、1年次の成績による全体及び学科コース別の下記GPA分布図を分析すると、GPA1.00を下回る学生が一定数おり、ここに分類される学生は留年率・退学率が高い傾向にある。成績不振の学生は、1年次からその片鱗が見受けられる傾向があり、早期対処が必要であることが見て取れる。学生にとってGPAの数値は、学習成果の獲得状況を端的に示す一つの指標として、学生個人の数値の変化の確認と、他学生との比較が可能になる。近年の学生は単位を取得できたかどうかだけではなく、どのような評価がなされたかについても意識を向けるようになっていることから、学生のさらなる学習意欲の喚起につながることを期待している。

学位取得率、資格試験については、後述のようにその成果を把握している。公務員試験については、模擬試験などの受験料を一部補助しながら進めている。

ポートフォリオについては、教育に関わる「成果物のファイル」と理解するならば、本学に導入した学生情報一元化システムであるUNIPA (UNIVERSAL PASSPORT) の今後の活用が課題となるであろう。UNIPAには、「学生カルテ」の他に「履修者名簿」(学生が直接UNIPAで履修登録を行う)、「出欠管理 (学生の出欠記録の掲示)」、「成績入力」(教員が直接成績を入力し保存する)、「学習状況」、「授業資料の管理 (授業資料の提供・掲示、記録)」、「課題管理 (課題内容の配信、記録)」、「掲示登録」(学生への伝達)、「シラバス」、「Q&A (学生教員の双方向の質疑応答)」、「アンケート作成」、「アンケート回答」、「授業評価結果照会」、学生全体への告知、教員のみへの告知、その他の機能がある。同システムは、國學院大學の「21世紀究教育計画 (第4次)」において学生の情報の一元化の事業として掲げたものであり、将来は「学生カルテ」に個々の学生の学習成果の集積をさらに進めてポートフォリオとしての機能が十分に果たせるかを検討することが必要である。

現在、ポートフォリオを作成し活用しているのは、幼児・児童教育学科幼児保育コースのみである（備付-24）。同コースでは、個々の学生のポートフォリオを作成し学習成果の達成度を判断し、教育にフィードバックしている。その他の学科・コースでは現在のところ取り組んではいないので、今後の課題としたい。

ルーブリックの活用については、令和元年（平成31年）9月19日に全教員を対象にFD研修会「ルーブリック作成法」として実施し、その重要性についての理解を深めるきっかけとなった。学生が自身の成績評価がどのような基準に基づき、また自身の答案や提出課題がどのように評価されているのかへの関心が強くなっている昨今では、教員が成績評価の根拠を学生に説明できるようにするために、より具体的で明確な評価基準を示すことが必要と考えている。今後の課題である。

本学の学位取得率、資格取得率は以下の通りである。

(学位取得率・資格取得率一覧表)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学位（短期大学士）	91.5%	91.2%	93.8%
中学校教諭二種免許状・国語	90.9%	61.5%	81.8%
中学校教諭二種免許状・外国語（英語）	50.0%	100%	66.7%
小学校教諭二種免許状	100%	100%	100%
幼稚園教諭二種免許状	95.7%	79.3%	85.3%
保育士	96.4%	78.3%	92.3%
図書館司書教諭（現在廃止）	85.0%	100%	57.1%
図書館司書	81.5%	78.8%	76.7%
ビジネス実務士	64.0%	70.0%	75.0%
情報処理士	72.2%	67.9%	70.8%
レクリエーション・インストラクター	81.8%	66.7%	100%

中学校教諭二種免許状（英語）については、50.0%から100%と数値上その幅が大きいが、これは毎年総合教養学科の学生で教員免許状の希望者が若干名であることから生じる現象である。国文学科については年度によっては60%にとどまる年もあるが、概ね80%か

ら90%である。小学校教諭二種免許状については、小学校の教員養成機関であることから100%を維持している。図書館司書教諭については、希望者が減少したことから廃止をした。図書館司書は毎年相当数の希望者がおり、学生の人気が高い資格であるが、図書館司書課程は取得が必要な課程独自の科目がかなりあることから、編入学や教職との資格取得が重なると学業の過負担が生じる可能性がある。それでも、例年75%から80%を超えて取得するに至っている。

学生調査については、平成28年8月に「学生リアル調査」という在学生へのアンケート調査を実施した。この調査結果は報告書にまとめられ、学生支援委員会で報告され、その後の委員会の議論に活用している（備付-27）。また、当該報告書は他の委員会にも配布され、その後各委員会等でこの結果を用いて各施策の基礎資料となっている。このアンケートによって、本学に対する満足度は概ね高いことが明らかになったが、一方でいくつかの課題も明らかになった。

注意を惹く課題として、「夏、教室が暑く授業に集中できない」、「学生食堂のメニューへの要望」、「窓口対応への要請」があげられる。教室の暑さについては長年の課題であり、令和2年度にはいくつかの教室にエアコンの導入を予定し予算措置を講じていたが、コロナ禍で予算を修正することになり、先送りすることになった。令和3年度には新型コロナ・ウイルスにも対処すべく、まずは3教室に換気機能付きエアコンを設置することにし、そのほかの教室については今後の課題とする。学生食堂については、運営を委託している会社との話し合いを設け改善につなげていく。窓口対応については、事務局内での改善プランを作成し、改善に努めているところである。

学生による自己評価については、科目ごとに行う授業アンケートにおいて、実施している。

卒業生に対するアンケートも折々に実施しているが、卒業後の住所などの把握が困難で十分には実施できない状況にある（備付-30）。開学してから、毎年、ありす会名簿（同窓会名簿）を作成していたが、卒業生が増えたこと、個人情報の保護のこともあり、名簿の作成は難しい状況にある。

インターンシップについては、既述のように、職業教育の重要性から平成16年度より教養科目として開設し、全学必修科目（履修上必修としている）とした。ただし、中学校の教育課程の受講生及び幼児・児童教育学科の学生については、教育実習によって就業体験を経るものとみなし履修を免除する措置を講じている。しかしながら、現在大学で一般的にインターンシップと称されているものが実際には就職活動であり、学生各自が自分の人生における職業キャリアの意味を学ぶ本来の「インターンシップ」とは異なってきていることから、令和3年度より必修科目から選択科目に変更した。

留学については、現在、本学の国際交流事業としてスプリングフィールド大学への3週間の短期の研修を行っている。短期研修者は希望者に対して選考を行うが、選考された学生には国際交流基金から研修に関わる費用の一部を補助している。短期研修に参加するのは、補助金の関係で10名以内である。近年の研修者は、平成26年度6名、平成27年度10名、平成28年度10名、平成29年度6名、平成30年度7名、令和元年5名である。研修については、事前事後の研修が行われている。帰国後、研修の成果は報告書にまとめられ、報告会も行われている（備付-26）。報告会では、報告書が配布され、直接、学生からその成果が報告される。令和2年度のスプリングフィールド大学研修は、コロナ禍により中止

した。なお、国際交流委員会では、現在、アジア圏の留学について検討課題としている。

四年制大学への編入学については、本学では国文学科、総合教養学科、幼児・児童教育学科児童教育コースの学生の多くは國學院大學への編入学を希望して入学してくる。したがって、國學院大學へ編入学させる教育をカリキュラム上でも科目授業においてもきめ細かに行っている。編入学した学生の近年の実績は以下の通りである。なお、他大学への編入学についても大学別に編入学の選考を精査して志望理由書指導、論文指導、面接指導を個別に実施している。

國學院大學への編入学は、平成28年度（3月卒業。以下同。）117名、平成29年度96名、平成30年度129名、令和元年度154名、令和2年度155名、令和3年度150名である（備付-25）。國學院大學への編入学ができなかった学生の多くは、他大学への編入学を果たしている。なお、他大学への編入学については、大学別に編入学の選考を精査して志望理由書指導、論文指導、面接指導を個別に実施している。

学科ごとの編入学率は、令和2年度編入生（2020年3月卒業生）については、以下の通りである。国文学科は、進路決定率97.6%であるが、その内訳は國學院大學への編入学率70.6%、その他の進学11.8%、就職率12.9%である。総合教養学科は、進路決定率97.7%で、内訳は國學院大學編入学率84.0%、その他の進学10.3%、就職率3.4%である。幼児・児童教育学科幼児保育コースは進路決定（就職）率100%、児童教育コースは進路決定率100%で、内訳は國學院大學への編入学率78.6%、就職率17.9%、その他の進学3.5%である。各学科の令和元年度の就職希望者における就職決定率は、国文学科90.9%、総合教養学科100%、幼児・児童教育学科幼保コース100%、幼児・児童教育学科児童教育コース100%である（提出-3）。

なお、國學院大學に編入学した学生の2年後の進路については、前述の通り國學院大學から学生個々人の進路情報の一覧表「北短編入学者進路」を受け取っている。國學院大學からの評価は、1年次から國學院大學に入学した学生と編入学生とに卒業率、進路についての差異は見られないとのことである。

こうしたデータは、それぞれの教育活動における成果を確認するうえで非常に重要なことから、教授会で報告され教職員が共有している。また、これらのデータは学生募集に大きな役割を果たすことから、データ化して入学案内に掲載し、説明会や広報（パンフレットやホームページ等）の場面で活用し、受験者への情報としている。

学習成果の量的・質的データに基づく評価とその公表については、次の通りである。学習成果の基本的な評価はまずもって個々の科目についての成績評価である。この成績評価の信頼性・妥当性を担保するため、シラバスに掲示する評価方法について検討を重ね、平成30年度から学業成績評価の対象をこれまで以上に明確にした。具体的には、試験の内容を、筆記、口述、レポート、実技、作品、発表、平常点その他の適切な考查方法によるものとしたのである。成績の評点については、学則第25条及び学生ガイドブック（「評価」）において、S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格とし、D（59点以下）を不合格としている。ここから算出する平均値（GPA）を学習指導に利用することについても学則上明記している（25条3項）。GPAの計算方法については、学生ガイドブックに明記している。成績の平均点は、特待生や奨学生の選考、編入学の順位の選考評価において活用している。各学科の研究発表会における発表と発表物も学習成果であり、各学科の機関誌に発表されたものが掲載されている。

学習成果の公表については、在籍者数、退学・除籍者数、中退率、留年者数、海外派遣学生数、卒業後の進路（卒業者数（学位授与）、進学者・就職者数（率））を、本学ウェブサイト上で基本情報として情報を公開している。進路については、入学案内に掲示している。令和2年度現在掲載している平成26年度から令和2年度までについてこれらの数値を見ると、退学者数（除籍者数を除く）は平成26年度から29年度までは10名台であったが、29年度の入学生の多かった平成30年度は33名、令和元年度は21名、令和2年度は22名である。留年者数については平成26年度から令和2年度まで、3名、11名、3名、10名、10名、6名、2名で推移している。進路決定率は95.5%から99.5%の間で推移ししており、高水準を維持している。進学と就職の比率は、進学がほぼ75%以上となっている。進学のほとんどが國學院大學への編入学である（備付-25）。

教員採用試験については、その合格状況を常に把握している。令和2年度の中学校採用試験については、国文学科第1次合格者4名、第2次合格者2名、児童教育コース第1次合格者16名、第2次合格者8名（内2名北海道にて採用）である（備付-22）。すべて現役合格である。國學院大學に編入学した児童教育コース卒業生については、國學院大學在学中の第1次合格者19名、第2次合格者12名（全員採用）である。本学も、再び「教職の國學院」を目指す國學院大學の教職養成の一翼を担っている。

これらの数値から、本学では学習成果を十分にあげているといえる。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生の進路先からの評価については、大半の学生が編入学する國學院大學から、毎年、編入学生の卒業、留年、退学、就職、就職先についての具体的なデータを受け取っている。そのデータから、本学卒業生の就職状況や就職先、大学院進学、留年や退学などの状況を知ることができる。これにより、ゼミや演習その他学生と深くかかわった教員は教え子1人1人の状況を知り得る重要なデータである。編入学後のことを心配して送り出した学生が堅実に卒業と就職をしていたり、学力優秀で心配がなかった学生が編入後に躊躇したりしていることを直接知ることにより、学生の指導法などを顧みることにつながっている。各学部学科から折々に編入学生についての基礎学力の問題点が指摘されるが、それを真摯に受けとめカリキュラムの改正や履修科目の指導など常に改善に努めている。

本学卒業後の就職者については、令和元年度（令和2年2月）にキャリアセンターが卒業生145人の就職先89件を対象にアンケートを実施した。そのうち47件から回答があり、回答率は52.8%であった。平成26年度から令和元年度までの4ヶ年間の回収率は概ね50%から60%である。アンケートの内容には、卒業生に対する評価として、基礎学力、専門知識、英語力、PCスキル、行動力、協調性、コミュニケーション力、誠実さ・まじめさについて質問をし、1「非常に優れている」、2「優れている」、3「ふつう」、4「不満」、5「極めて不満」の5段階評価で回答を得ている。一部の質問項目で、5の評価があり厳しい指摘もあるが、採用先からは概ね一定の評価を得られていると考えている（備付-29）。

國學院大學への編入学生については、上記のデータを踏まえ、学習成果の点検及びカリキュラムの改定等に活用している。また、令和元年度に國學院大學の全学部長、入学担当理事、短大部担当理事と短大部執行部との間で、編入学について詳細な意見交換、要望の交換等を行い、大学と短大部とで密接な関係を構築しながら学習成果の向上に結びつけている。しかし、これまで編入学の体制を構築してきたベテラン教員の退職が相次ぐことから、また、学部教育の質の向上により短大部と大学の学部との意思疎通と連携の強化がより重要である。

以上のように、キャリアセンターによる採用先アンケート及び学生支援課による卒業生アンケートを実施しており、その結果を学内で共有するとともに、カリキュラムの改定も含め学習成果の向上に努めている。

<テーマ 基準II－A 教育課程の課題>

- ポートフォリオについて（基準II A－7）

幼児保育コース以外の学科及びコースにも、ポートフォリオの作成が課題である。

- ループリックについて（基準II A－7）

ループリックの有効性に対する理解を深め、ループリックの活用に取り組む必要がある。

<テーマ 基準II－A 教育課程の特記事項>

特はない。

[テーマ 基準II－B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料12 シラバス

備付資料9 News CATY

備付資料25 ウェブサイト「情報公開」（教育研究上の情報）

備付資料28 学生満足度調査

備付資料33 オリエンテーション資料

備付資料36 FM放送番組表

備付資料38 父母会個人面談記録

備付資料－規程集009 学生支援委員会規程

備付資料－規程集017 国際交流基金運営委員会規程

備付資料－規程集070 長期履修学生制度規程

備付資料－規程集101 情報ネットワーク利用規程

備付資料－規程集102 情報ネットワーク不正利用者処分手続細則

備付資料－規程集206 学生会規約

備付資料－規程集207 サークル連絡協議会規約

備付資料－規程集211 ありす会規約

[区分 基準II－B－1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ－B－1の現状＞

成績評価基準による学習成果の獲得状況の評価については、平成30年度にシラバスの評価に関する項目を改定し、「授業のテーマ及び到達目標」において到達目標を実質的に学習成果の掲示とすることにした。さらに評価方法（試験種別）と評価割合を明示することにより評価基準をより明確にした（提出-12）。各科目担当者は、これに基づき所定の学習成果を獲得しているか、どの程度獲得しているかを査定し、成績評価を行っている。なお、令和2年度のシラバスについては、令和2年度前期からオンライン授業にしたため、相当数の科目で成績評価（試験種別）の方法について課題提出やレポートその他に変更がなされた。

個々の学生の学習成果の獲得状況については、学科会議において成績を含めた学生の状況を把握するとともに、その改善策について協議している。とりわけ、成績不良者、欠席が増えている学生、心身に問題を抱える学生、編入学の希望学科を変更する学生については、詳細な学習成果の獲得状況を把握し、それにに基づき指導を行っている。欠席が継続受験資格を喪失するような学生については、必要に応じて事務局職員や科目担当教員などが直接学生を訪問することもある。特にゼミなどにおいては、担当教員は、学生の進路を常に念頭に置いて学生の成績状況、出欠状況、問題行動等を把握している。また、ゼミなどにおいては、前期の終了時、新年度の開始後、学生の成績表を見ながら、進路に対するアドバイスを行っている。また、毎年8月末から9月には父母会の9支部（道央第一部（滝川）、道央第二支部（札幌）、道北支部（旭川）、道東第一部（帶広）、道東第二支部（釧

路)、道東第三支部(北見)、道南支部(函館)、道外第一部(東北)道外第二支部(東京))において総会とともに保護者との個別面談を実施し、学生の成績表を提示して、編入学、就職、卒業の可否などの話を行っている(備付-38)。

令和2年度は、コロナ禍により支部総会は書面総会とし、保護者との面談はオンラインで行った。

学生による授業評価については、学生による授業アンケートを毎年実施している。そのアンケート結果を教員に提示し、それに基づいて授業改善計画書を作成している。令和元年度より、学習支援システム・学生情報化一元化システムとしてUNIPAを導入したことから、授業アンケートをアンケート用紙方式から学生がオンラインでUNIPA上で直接行う方式に変更した。それに伴いアンケートデータの処理と教員への提示が行われるようになったが、転換の前後に授業改善計画書の作成が一時不十分となった。そこで、授業改善計画書もUNIPAにおいて行うことにして、現在はUNIPAの「授業評価紹介欄」の中の「教員コメント」において令和2年度の授業改善計画書記述をできるように進めている。なお、授業改善計画書の作成においては、学習成果の獲得状況である担当科目的単位取得率、成績評価率(S、A、B、C、Dの比率)を参照しながら記述することが必要であろう。UNIPAにおける担当科目的授業アンケート結果に単位取得率、成績評価率を掲示し、それを参考できるよう課題として検討する。

授業内容に関する担当者間での意思の疎通、協力・調整については、次の通りである。まず、同一科目と語学や情報関係などの関係の深い科目については、専任教員と非常勤教員との打ち合わせのための交流会を行い、あるいは個別に、教育目的・目標、三つの方針、学習成果、内容、レベル、評価方法、編入学、授業等における留意点などを説明し意識の共有をはかっている。兼任講師からの意見や要望についても、真摯に聴取している。学科によっては、カリキュラムなどの大きな改定時以外は交流会を実施せず関係する専任教員との間で意思の疎通、授業のやり方・進め方などの調整を行っている。令和2年度は、国文学科は、コロナ禍のため非常勤教員との交流会をオンラインで行ったが、他の学科はメール等で個別に意思疎通等を行った。

國學院大學の教員による集中講義については、事務局の担当者及び学科の編入担当者が集中講義担当教員と必要事項について情報提供し、情報共有をはかっている。また、授業内容、授業における学生の反応、受講上の問題点などについて、懇親の場を設けるなどして意見交換を行っている。

「国文総論」(国文学科必修科目)や「総合教養」(総合教養学科必修科目)などのオムニバスの科目については、担当教員間で意思疎通等を十分にはかっている。

学科に特徴的なものを幾つか掲げておく。

国文学科の漢字検定(令和2年度は中止)や総合教養学科のTOEIC Bridgeの試験結果については、学科の全教員が協力し合い情報共有をしている。

各学科ともメーリングリストを作成し、情報の共有、意思疎通を図っている。児童教育学科幼児保育コースでは、平成22年度より、専任教員がアクセスできる学科の共有フォルダーをウェブ上に作成し、複数教員が担当している保育実習指導、教育実習指導、教職実践演習等の授業内容について全員で情報共有をし、また変更などについても迅速に把握できるようにしている。児童教育コースにおいても、平成28年度から共有フォルダーを作成している。

本学では、既述のように建学の精神から各学科の教育目的を具体化し、教育目的を達成するために必要な学習成果を導き、その学習成果の獲得のために三つの方針を定めている。この体系において、各学科の教育の目的・目標は学位取得によって達成されることになる。その意味で、学位取得率は教育目的・目標の達成状況のバロメーターであるといえる。また、達成状況の評価は進学（編入学）や就職をその指標とすることができる。

本学では、秋以降より編入学の状況と就職状況のデータが教授会で配布され、さらに3月上旬の卒業判定教授会においては、学生履修科目と取得単位の有無の具体的な資料に基づき、卒業の状況、資格取得の状況、進路の達成状況等を確認している。

特に留年者の数については、教育目的・目標の達成状況に関する重要な数値であることから、留年者が増加した年度の翌年には留年者を抑制するように教学上、学生生活上の指導に留意をしている。

単位不足の学生については、卒業判定教授会において単位不足の詳細を一覧表で確認をしている。単位不足がわずかな学生については、2科目4単位を上限として、2年次通年科目又は2年次後期科目に限定して、科目担当者の判断で再々試験を可能としている。

学生の成績表はゼミ（国文学科、総合教養学科、児童教育コース）や少数教育体制（児童保育コース）を介して学生に交付している。また、保護者にも交付し、後日の学生との個人面談、父母会での保護者との面談において個々の学生の学習成果の達成状況を把握し評価している。なお、UNIPA導入後は、UNIPAを通して成績表を学生及び保護者に交付している。

学生に対する履修及び卒業に至るまでの指導は、次のように行っている。

新入生に対しては入学式直前の数日間をオリエンテーション期間としており、学生ガイドブックや学科独自の資料を用意して、履修ガイダンスをきめ細かく実施している（備付-33）。卒業、履修取り消し・履修追加、資格取得の他に、編入学についての履修指導をとくに詳細に行わなければならない。というのも、編入学は希望学部・学科ごとに履修する科目が異なり、編入学の条件に関する履修上の規則がかなり複雑であることから、十分に履修指導を行うことが欠かせないからである。とりわけ、総合教養学科は多様な学部・学科に対する編入学を担っていることから、総合教養学科では入学直後の宿泊研修においても個別の履修指導を行っている。ここでも編入学に遗漏がないよう、履修指導を改めて行っている。なお、令和2年度及び令和3年度の宿泊研修は、新型コロナ・ウイルスのため中止した。

2年生に対しても、1年生とは別に、年度当初のオリエンテーション期間中に、履修指導をしている。卒業年であることから、進路相談や進路に応じた履修指導も行っている。前期と後期の成績が出てから行う学生との個別面談においても、成績の状況や希望先の変更に伴い、卒業や編入学、資格取得に関する履修指導を行うことがしばしばある。

また、学年を問わず、オフィスアワーに限定せず、研究室において学生対応をしており、履修に関する質問も常時受け付けている。学生支援課も常に学生からの質問に応じている。このように本学では、大半の学生が編入学をすることから、常時履修指導を実施する体制を整えている。

学生支援課の事務職員（特に教務担当者）は、2年生については、4月の履修指導において、単位取得状況と必要な単位数を確認した後、適宜、卒業や編入学に必要な授業科目を履修するよう促している。1年生については、卒業後の進路希望に応じて、適切な科目

が履修できているかをアドバイスしている。必要に応じて、職員は成績不良者や不登校の学生を呼び出し、状況を確認後、関係部署や学科と連携して、卒業に向けてアドバイスを行っている。図書館職員は、知的財産である図書の利用方法について、4月～5月に各学科・コース向けに説明会を行い、利用を促して、学習の成果に結びつけられる活動を行っている。それぞれの職分・職責において、学生の学習成果を認識し、学習成果の向上と獲得に貢献している。

事務職員は教員と積極的な協力関係を構築しており、とりわけ学生支援課の事務職員は、学生の成績状況、出欠状況、進路希望、怪我・疾病、退学希望、学生の性格面等について教員と情報を共有し、教育目的・目標の達成状況を把握しながら、卒業に向けての支援を不斷に行っている。兼任講師との連絡・問題調整等についても、きめ細かく対処し、責任を果たしている。特に細心の注意を払うのは、4月の履修登録時及び10月の履修追加・変更時には、単位修得状況に応じ、学生に的確な指導を行っている。とりわけ2年次後期の履修については、卒業が可能な履修がなされているかをチェックし、教員と共に履修指導を行っている。学生の履修間違いによる留年を極力回避する措置である。

教務担当職員は、平成29年度まで、紙媒体で教員から提出された成績表及び出欠簿を年度ごとに金庫を使用して保管するとともに、提出された成績資料は、学内の成績管理システムに入力し成績票としての出力や、成績を分析する際に用いるデータを出力していた。これらの電子化したデータは、ポータブル用のHDを用意し、バックアップをとって、金庫に保管している。

令和元年度よりUNIPAにより新しい成績管理システムを導入しており、成績資料の紙媒体での提出はなくなり、各教員に配布されたアカウントからウェブ上で成績入力を行うように変更した。従来は教員から提出された成績票を事務職員がシステムに入力していたが、教員が直接入力することに変更することで省力化が図られた。

成績は教員が成績を入力し確定すると、教員は成績の変更を行うことができない。変更するには、一定の手続きが必要であるが、その手続きについては明確な規程は設けていない。現在、成績記録の保管及び成績の修正に関する規程は設けてないので、規程の整備を行う必要がある。

図書館職員は、新入生に対して、図書館の利用促進事業として、4月から5月にかけて図書館の紹介と利用ガイダンス（図書館利用の基本ルールの説明、分野別の書架の案内、図書の検索方法の指導等）を行っている。以前は図書館内において少人数グループで実施していたが、近年、入学者が増加したことから、オリエンテーション期間に教室で行うようになったため、実際に書架案内をしながら探索方法を指導する機会がなくなった。そのため、資料を探すことに苦手意識のある学生の足が遠のきやすいことから、今後はガイダンスの場所や内容を改善し、図書館により親しめるようなガイダンスにする必要を感じている。

本学は國學院大學本校への編入学を目指す学生が多いため、編入学事前準備として、國學院大學の教員から「予め読んでおいてほしい図書」としてリストアップされた書籍を購入し、編入学支援コーナー図書として配架場所を設けていたが、特定の学部に偏っていたことから、令和元年度からはコーナーを拡大して、本学の教員が「編入学前に一読すべき図書」を指定することとした。また、国文学科の教員は、「卒業論文」、「国文基礎演習」等のゼミにおける研究論文などの資料として、図書館の蔵書を紹介している。学生は図書

館職員のサポートを受けて文献を検索している。

図書の選定については、図書紀要委員会が月例会議で購入する図書の選定を適宜行っている。また、図書館において、学生スタッフによるイベントや展示企画を毎年行っている。学生が考案したイベントを開催することによって、利用しやすい雰囲気づくりをねらいとしたもので、平成30年度と令和元年度は、図書館の魅力を再発見してもらうことと、普段図書館を利用しない学生にも気軽に訪れてもらうことを目的とした「フォトコンテスト」を開催した。第一回のテーマは「図書館内でお気に入りの場所」、第二回のテーマは「北海道内で撮影した写真」とし、併せて関連図書の展示も行った。令和元年度には図書館や本に関するすることをより深く楽しく学んでもらえることを目的とした「トショカンクエスト」(ワークスタディの学生による図書館利用率を上げるための企画を行い、令和2年度にはその様子を収めた展示を滝川市立図書館に貸し出し展示した。

学生の就職活動を支援するためにキャリアセンターを、仕事の体験をサポートする産学連携研究所を設けている。

コンピュータの活用については、職員は事務局内で各自使用する専用のパソコンを配備されており、日常の事務作業や資料作り、オンライン会議で使用している。教員は各自研究室及び自宅にパソコンを備え、学科や委員会の業務、学生指導の業務、教材の作成、会議資料等の作成に使用している。パソコンが普及し始めた当初は校費でパソコンやプリンターその他の付属品を研究室に配備したが、現在は研究費で購入している。なお、現在、専任・兼任問わずすべての教員にタブレットを配備し、教室での出席確認をタブレット上の名簿で行い、即時UNIPAの出欠簿に送信記録することを可能とした。

授業におけるパソコン使用については、多くの教員がパワーポイントや動画、映像等も活用している。

なお、令和2年度はコロナ禍により専任教員、非常勤教員の全教員がテレビ会議システムZoomを利用したオンライン授業で教材や資料の画面掲示を経験したことから、この経験が授業におけるパソコンの活用を促進するものと思われる。

本学では、学生にパソコン使用の基本的な習熟を目的として、「パソコン」を全学必修科目としてきた。情報処理室には、常時約50台のパソコンを設置している。授業のない時間帯、学生は自由に情報処理室のパソコンとプリンターを使用することができる。図書館、学生食堂、一部の教室に学生が使用できる学内LANを設置している。

パソコン使用の管理については、令和2年度に「國學院大學北海道短期大学部情報ネットワーク利用規程」及び「情報ネットワーク不正利用者処分手続細則」を制定し、令和3年4月1日より安全な情報ネットワークの利用に向けて管理を強化することになった（備付一規程集101、102）。

教職員は授業や校務で日常的にコンピュータを使用しており、使用に不明なことがあればコンピュータ関係の科目担当者、コンピュータに熟達した同僚、さらには学内の情報機器の保守を行う会社の社員（コンピュータ関係の授業の非常勤教員も兼務）からの専門的なサポートを受けている。特に職員は、日常の業務で膨大な事務処理のために、利用技術の向上に努力を続けている。新規採用の事務職員も、1年で業務に関連する利用技術を身に付けて、年々その技術を向上させている。また、今回のコロナ禍でパソコンを苦手とする専任教員や非常勤教員もオンライン授業を短期間で展開できるようになったのは、日頃の協力関係、サポート関係によるものである。

[区分 基準Ⅱ－B－2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ－B－2の現状>

入学手続者に対する情報提供として、「新入生のみなさまへ」を送付し、学生生活をするうえで必要な情報（履修・授業・生活・奨学金等）を入学前に提供している。また、リメディアル教育（不足している基礎学力の補習教育）を視野に入れ、入学前に各学科の特色を活かした課題を課して（例、国文学科は古文の問題集を事前に勉強させている）、入学後の授業に必要な知識を修得するよう指導している。授業内容については、シラバスを本学のウェブサイトに掲載しているので入学前に閲覧することができる。

学習、学生生活のためのオリエンテーションについては、既述のように年度の初めに入学者全員を対象としたオリエンテーション期間を設け、履修ガイダンス、学生支援ガイダンスを行っている。また、学科、コースごとでも履修指導を行っている。前述のように、本学では編入学の希望者が大半を占めていることから、編入学についての複雑な仕組みを理解させるために、履修指導には十分な時間と指導体制をとっている。履修登録後も、学生からの進路相談に応じ、履修変更などの指導や助言を与えていた。

学習の動機づけを観点にしたガイダンスについては、卒業後の進路別に対処している。卒業後の進路は、大きく國學院大學への編入学か就職に分けることができ、進路別にどのような科目を履修すべきかをガイダンスや履修指導で学生に教示して学習の動機づけをさせている。編入学であれば、進学したい学部学科ごとに履修すべき科目を指導している。多くの編入学希望学生は、推薦編入学をより確実にするために、第一希望の学部以外にも第二希望の学部へ編入学できるように科目の履修をする。その場合、第二希望の編入学のための履修についても、適切な方法や留意点を詳細に教示している。就職については、職業への理解を深める必要から「職業論」や「職業研究」などの職業教育に関わる科目を履修させるように指導している。

令和3年度からはこれまで必修科目から選択科目に変更した「インターナンシップ」も、就職希望者には必ず履修するよう指導している。資格取得については、取得したい資格ごとに、履修すべき必修科目や選択科目の説明についてのガイダンスを行っている。個々の科

目については、担当教員が授業において学習の方法について折々に教示している。学科ごとの特性に応じた学習の方法については、各学科がオリエンテーション時や授業及び個別指導において学生に教示している（国文学科「国文総論」、総合教養学科「総合教養」、「TOEIC Bridge」等）。

また、幼児・児童教育学科幼児保育コースの学生は、幼稚園教諭及び保育士を目指して入学しているので、その目的を常に自覚させることで学習の動機づけに結びつけている。学生便覧、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）等については、本学では、毎年、学生ガイドブック（学生生活の手びき・履修の手びき）をつくり、入学生全員に配布している。具体的な記載内容は「大学プロフィール（建学の精神、校歌、学校法人國學院大學略年譜、法人設置の教育研究機関図）」・「履修要項（入学から卒業まで、教養科目、国文学科、総合教養学科、幼児・児童教育学科、資格取得課程、國學院大學への編入学）」・「図書館利用案内（図書館利用規則、図書館利用案内、コーナー紹介）」・「規程集（学則〈抄〉、長期履修学生制度規定、科目等履修生規程、研究生に関する規程、学生心得、休学者に対する授業料減免規程、特待生制度規程、奨学生制度規程、特例給費制度規程、特別奨学生制度規程〈ワーキング・スカラシップ：令和3年度入学生より廃止〉、学長賞規程、学生金庫利用案内・自家用自動車等利用内規、学生が研究活動を行う上で身につけておくべき心得〈研究倫理〉について、障がい学生支援に関する基本方針）」・「キャンパスノート（校舎配置図、教室配置図）」となっている。学生ガイドブックの他にオリエンテーション時に必要な書類を配布している。また、UNIPAを通して、学生支援の様々な情報を提供している。なお、令和2年度までの学生ガイドブックには学習成果と三つの方針を掲載していなかったことを反省し、令和2年度の学生ガイドブックにはこれらを掲載した。

平成30年度までは講義概要（シラバス）についても冊子として学生に配布していたが、平成31年（令和元年）度よりUNIPAを導入したため一時ウェブ上ののみでの公開とした。しかしながら、履修指導上の利便性に支障を生じたことから、現在ではウェブ上の公開とともに冊子としても配布している。

基礎学力が不足する学生に対しては、学生個々により状況が異なることから一律の補習授業の形式ではなく、教員が学習や学科における活動についての質問や相談に応じている。また、学習方法についてアドバイスをしたり、参考図書を紹介するなど、もっぱら個別指導によって対処している。各研究室は廊下を挟んで教室と対面しており、学生が常時来訪できるようになっている。その意味でオフィスアワーは一応決めているが、教員が教室や研究室に在室しているときは実質的にほぼオフィスアワーとなっている。学習面以外のことについても、ゼミ担当教員や問題解決に適した教員を中心として対応している。また、学生支援課においても隨時相談や質問に応じている。発達障害を抱えるような学生に対しては、学科教員と学生支援課職員が連携して支援に努めている。

学科としての活動の比重が高い児童教育コースでは、より具体的に履修担当、編入・就職担当、学生生活全般、ボランティア担当、初等教育研究会担当を定め学生の相談指導に当たっている。

補習授業ではないが、すべての学習の基礎となる日本語の理解を深めさせるために、教養の選択科目に「日本語の基礎」を開設している。また、国文学科は、専門科目の理解を深めるための科目として、「古典語の基礎A」及び「古典語の基礎B」を開設している。

本学には通信による学科はない。

進度や理解度の速い学生に対する学習支援については、国文学科では講義中あるいは講義後に積極的に質問をする学生や意欲的に研究課題に取り組んでいる学生には、適宜、参考となる資料や文献を紹介・貸与・配布したり、学習方法について助言したりする等、学習意欲のさらなる向上に向けて教員各自が個人指導を行っている。学習をさらに深めたい学生を対象に、放課後や授業の空き時間を活用して個別に補習等の学習支援を行う教員もいる。専門的な研究法を学びたい学生のための勉強会や、教職希望者に対する採用試験対策の勉強会等も行っている。それらの勉強会の中には、サークル化したものも複数ある（近古文書研究会・古代文化研究会・神社まつり研究会・句歌会等。国文学科の専任教員が指導している）。総合教養学科は前述の個人指導において、科目の理解を深めたい学生や研究テーマを模索する学生に対して、図書や文献の紹介や貸与をし、あるいは研究テーマについて適切な指導を行っている。児童保育コースでは、公務員試験を受験する学生に対して、教員が個別対応して支援を行っている。児童教育コースにおいては、学生をコース内の教育活動に関する企画と実行の責任者として、その能力を発揮させる場を設定している。このように、学生個々の状況に応じて、学力、能力、意欲の向上を促進すべく支援をしている。

留学生の派遣については、平成22年7月にアメリカ合衆国マサチューセッツ州のスプリングフィールド大学と教育促進宣言を交わし、平成24年10月に教育連携協定を締結した。この協定に基づき、スプリングフィールド大学国際交流センターの協力を得て、毎年継続的に短期研修生を派遣し、高い学習成果を上げている。研修生には、国際交流基金から費用の補助が支給される（備付一規程集017）。既述のように、研修生は、帰国後、報告書を作成し、報告会を行ってその成果を発表している。平成28年度からは、より内容を充実させた研修プログラムとするためスプリングフィールド大学の短期留学プログラムを秋季に開催されるホームカミングの日程に合わせた全行程3週間として実施している。また研修生は各学科・コースから選ばれており、その選考は国際交流委員会による書類審査、面接、GPAを選考基準として設けている。この他にも、國學院大學が実施している短期留学プログラムへの参加が可能である。留学生の受け入れについては、平成27年度までモンゴル国立人文大学の留学生を受け入れていたが、現在は協定が終了している。現在、モンゴルからの受け入れ再開について、調査を予定しているところである。

学習成果の獲得状況については、学位取得率、退学率、資格取得率、就職率、編入学率などを、折々に学科レベル及び教授会レベルで把握している。

学習成果の獲得状況のデータにおいて顕著な問題が生じた場合、または新たな学習成果が必要となった場合、常にその原因を探り学習成果の獲得の向上を図っている。例えば、特定の専門必修科目での単位取得率が低くなった場合、卒業延期者の数が増えることになるが、そうした場合には科目担当者と学科でその原因を究明し、対処して改善をすることもある。学習成果の見地から、必修から選択必修へカリキュラムを改定することもある。従来の学習成果の獲得に向けて学習支援をする必要がある場合には、近年の児童教育コースにおけるように、教員採用試験に向けて「職業研究B」及び「職業研究・C」を新設するなどカリキュラムの強化なども行ってきた。

本学における教育の柱は進路別に就職、専門職の養成（保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭）、國學院大學への編入学の3つである。職業教育についていえば、かつ

ては四年制大学において職業教育は軽視されており、國學院大學の学統を継承する本学も短期大学として一定の実務教育を担いつつも、卒業後のキャリア形成をサポートする職業教育については秘書士課程を置くにとどめていた。しかしながら、次第に大学での職業教育の重要性が認識されはじめ、本学においても卒業後就職する学生には無論のこと、編入学する学生も編入学後すぐに就職活動を始めなければならないことから、職業教育を拡充してきた（拡充した職業教育科目として、「教養総合」、「インターンシップ」、「パソコン」「職業論」、「職業研究A」、「職業研究B」、「職業研究C」、「職場の人間関係」、「キャリア演習A」、「キャリア演習B」、「企業論」）。

令和元年度より、編入学において語学力や専門科目の基礎力の強化、新たな専門科目の開設などが必要になると、令和2年度には学生の語学力の強化策や、科目の見直し、新規科目の開設、より強化が求められる分野への新規専任教員の採用などを講じてきた。科目担当者も、担当科目の成績や不合格者数の状況を見て、次年度のより効果的な授業の実施方法や指導方法を模索している。

教養教育重視の見地から、教養科目についても、大綱化以前よりも多様な科目を開設してきた。

[区分 基準Ⅱ－B－3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 獎学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ－B－3の現状>

学生の生活のための組織として、事務局に学生支援課を置き、委員会組織として学生支援委員会を組織している（備付一規程集009）。

両者は学生支援のための業務を日常的に協働して、学生生活を支援している。学生に問題行動があれば、情報を共有し、適切な指導をしている。

学生が主体となる活動を支援する組織として、学生が役員を務める学生会が組織されている（備付一規程集206）。また、サークル活動についても、学生によるサークル連絡協議会が組織されており、サークル活動の活動方針や予算の配分等の運営に当たっている（備付一規程集207）。学生会は、学生総会で事業計画を立案し、6月に開催しているありす祭（学園祭）や11月の体育祭等を運営している。また、各種サークル・団体の代表で構成するサークル連絡協議会が組織されており、サークル活動の運営や学園祭の運用をフォローしている。卒業生による同窓会組織として、「ありす会」が組織されており、年報「ありす会会報」を発行している（備付一規程集211）。各学科の研究発表会については、学生による運営組織がつくられ教員の支援のもとで準備作業を進め発表会を行っている。

学生食堂は、平日と土曜の10:30から13:30まで営業している。現在、人数制限等、新型コロナ・ウイルス感染防止の措置を講じている。売店の設置については検討した時期もあるが、小規模な短期大学部であり、夏休み、冬休み、春休みと長期の休暇があることから、業者の採算がとれないため売店の設置は行っていない。キャンパスから徒歩1分ほどの距離にコンビニエンス・ストアーがあり、学生のニーズに十分対応できている。学生の健康増進のためのトレーニングルームも設けている。

本学所有の学生寮はなく、市内の学生会館（西町）に若干名の学生が入居するが、開学時から地元在住外の学生のほとんどはアパートに入居している。本学の学生が主たる入居者であるアパートの家主有志により、家主連絡協議会が組織されており、親元を離れてきた学生を生活面で有形無形に支援している。同協議会と本学は常に緊密に連携している。かつて、「滝川にホームステイ」との標語を掲げたこともあり、家主の皆さんは学生の親代わりを務める気持ちで日頃接している。家主連絡協議会に加盟しているアパートは学生にとってより安心できることから、本学としては優先的に学生に紹介をしている。特に現在のコロナ禍においては、家主連絡協議会の存在は本学としても極めて心強いものである。家主連合協議会と本学は年に一度会議を行い、問題を協議する。同会の会長は入学式、卒業式等の式典の来賓でもある。

滝川駅から本学まで、平日のみ無料のスクールバスを朝夕2便ずつ運行している。また、敷地内には十分なスペースの駐車場と駐輪場を設けている。学生の8割は自転車を利用し、若干名が自家用車を利用している。

学生への経済支援については、特別指定校制学校推薦奨学制度、豊かな地域創生人材養成奨学制度、幼児・児童教育学科幼児保育コース奨学金制度、社会人入学者奨学制度、特待生制度、奨学生制度、ワーキング・スカラシップ制度など整備している。また、災害に際しての見舞金制度も設けている。緊急かつ短期的に学生に少額を貸し出す学生金庫の制度も設けている。なお、ワーキング・スカラシップ制度は、働きながら学習する学生に対して所定の奨学金を給付する経済支援制度であるが、近年、希望者が減少したため令和2年度をもって廃止を決定し、令和3年度は制度が適用されている最後の2年生のみを対象としている。

学生の健康管理については、健康相談室を設置し、平日10:30から16:30まで看護師資格を有する常勤者1名を配置して対応している。メンタルな問題を抱える学生にも対応しているが、適切な人材や経費上の問題から、専門的なカウンセラーを配置するには至っていない

ない。健康相談室の常連となる学生もあり、健康相談室は一部の学生の憩いの場となることもある。なお、本学の校医は滝川市立病院の院長であることから、滝川市立病院から必要なサポートが受けられるようになっている。

学生の意見、要望の聴取については、短大部としては年1回、学生を対象に学生満足度調査を行っており、情報収集している（備付-28）。

また、各学科とも年間二回以上の個人面談を行っているほか、適宜、ゼミや授業、オフィスアワー等で学生は教員とコミュニケーションを持てる環境にあることから、学生の意見や要望は常に聴取し得る状況にある。学生の意見や要望はさまざまであるが、ときに意見や要望の当事者である他の教員や事務局に直接述べることを勧める場合も少くない。

留学生の受け入れについては、平成14年度にモンゴル国立人文大学（後に私立大学となり、モンゴル人文大学と名称変更）と留学生受け入れ協定を締結し、留学生に対する日本語教育の科目新設や奨学金制度などを整備して数年間モンゴルからの留学生を受け入れた実績がある。現在はスプリングフィールド大学と協定を締結しているが、短期研修者を送るだけにとどまっている。留学者を受け入れたときのために、教養科目の中に留学生用の「日本事情」、「日本語ⅠA」、「日本語ⅠB」、「日本語ⅡA」、「日本語ⅡB」の科目を用意している。現在、アジア圏への留学も検討しており、モンゴルについて調査予定であったがコロナ禍により調査の着手には至っていない。

社会人学生の学習支援については、各学科教員や学生支援課で、履修相談等に対してオフィスアワーもしくは常時面談等で対応できる状況を整えている。しかし、これまでの社会人入学者は例外なく明確な目的・目標を持ち学習意欲が非常に高く、勤勉な学習態度で成績も優秀であり、その学習態度は他の学生の模範となってきた。したがって、特別の学習支援を必要とする社会人入学者はいまだ経験していない。個別の科目について必要がある場合には、科目担当者が個別に対応している。社会人入学者は、滝川市立病院の看護師、企業早期退職者、校長職退職者、主婦、資格取得希望者、國學院大學への編入希望者等々多彩である。過去5年間の社会人入学者は、平成29年度1名、平成30年度1名、令和2年度1名である（備付-25）。

本学では、「障がい学生支援に関する基本方針」を設け環境づくりに努めている。障がい者の受け入れの施設整備については、エレベーターや障がい者専用のトイレ、車いす用のスロープを整備しバリアフリー化を進めている。学習支援については、教務委員会がその環境を整えてきた。授業に関しては、聴覚障がい者や視覚障がい者に対するノートテイクサービスやパソコンを使用した個別指導などを行ってきた。現在のところ、重度の障がい者を受け入れるだけの設備や人的資源はない。

長期履修生の受け入れについては、学則第14条第2項（修業年限）に基づき「長期履修学生制度規程」を定め、受け入れできる体制を整えている。修業年限は3年以上とし、在学期間は6年を超えることができないものとしている（備付-規程集070）。但し、制度利用の実績はない。

学生のボランティア活動等については、すでに多様な活動を記述説明している（基準I-A-2）。それらについての積極的評価として、前回の第三者評価において、ボランティア活動を科目化・単位化することを検討課題としたが、科目化や単位化をすると、活動内容、実施時間、移動等により活動がかえって制約される可能性もあることから現在のところ単位化は行っていない。単位化よりも、地域活性化活動としての位置づけを積極的に

行っているところであり、地域活性化の活動をより積極的に展開するかが今後の課題であると考えている。

なお、単位認定に係るものとして、「留学・海外研修等による単位認定科目」（教養・選択科目）については、留学・海外研修を行った学生が社会貢献活動・ボランティア活動等を行うことがシラバスにおいて求められている。

[区分 基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係 己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ－B－4 の現状>

就職担当の教員1名を配置し、インターンシップを担当する产学連携研究所、各学科のゼミ担当教員、学生支援課の職員によってきめの細かい就職支援を行っている。また、学科会議等により教職員間の情報共有を強化している。特に国文学科は3割前後の学生が就職希望であることから、月例の学科会議において就職活動の進捗状況を学生支援課職員より報告を受け、それに基づき教員からも必要な支援がなされている。

就職支援施設としては、キャリアセンターを設け、就職担当教員をセンター長とし、専従の職員を配置し支援を行っている。求人情報や編入試験情報、キャリアガイダンス等の情報を掲示して、誰でも見られる環境作りをしているほか、インターネット環境やWi-Fi環境を整備して、就職情報をインターネットから取得できる環境も整備している。キャリアセンターは、他大学の編入学資料収集室も兼ねており、就職希望者以外の全学生に開放している。学生への利便性を考え、就職支援室に冷蔵庫や電子レンジ等も設置している。これらの備品は、社会人基礎力を培うための実践活動として、就職希望者が大学祭での出店した売上金で購入したものである。

キャリアセンターの他に、产学連携教育研究所を設置し、学生の仕事体験を促進している。具体的には、インターンシップの実施、空知プレスの紙面を使ってのNews CATYの制作、FMラジオ番組制作・放送などを手掛ける（備付－9、36）。

さらに学内ワークスタディの制度を使い、学生によるキャリアサポーターを配置した。学内ワークスタディとは、教員や他の学生たちと交流しつつ業務に従事することを通して、職業意識や勤労観を涵養し、経済的な支援を行うことを目的とした学内における就業体験である。令和2年度のキャリアサポーターは2名である。

キャリアサポーターは、求人票の受付やポスター掲示、授業の補助、1年生への就活ガイダンスの企画、イベント用ポスターの作成等を業務内容としている。

就職のための資格取得については、本学では通常カリキュラム内の科目を修めることで、就職のための資格であるビジネス実務士、情報処理士、レクリエーション・インストラクター、准学校心理士などの資格を取得することができる。また、中学校教諭（国語、英語）

教員免許のための教職課程、図書館司書の資格を取得できる図書館司書課程を開設している。教職課程と図書館司書課程は学科の正規カリキュラムの科目の他に資格課程のために開設した科目を修得することが必要である。修得状況については、情報公開資料に掲示している。

正規科目以外にも日商簿記検定2級・3級の資格取得を支援する講座を開講している。この講座は本学の学生以外にも市民も受講可能であり、事務職を中心に経理スキルを求められることも多く、一定の受講者を得ている。

就職のための資格取得についての問題は、学生の希望と企業からのニーズのミスマッチである。本学の就職希望者は図書館司書を希望する学生が少なくないが、直接図書館司書を求める求人は少なく、一定数の内定者を得ることができない。公務員試験を経て図書館勤務というのが最も現実的である。例えば現在、滝川市役所職員として採用された卒業生が滝川市立図書館に勤務し、本学と企画の協働などを行っている。企業は簿記検定などの実用的な資格を求めているが、本学の就職希望の学生の簿記検定への関心は高くない。本学の就職希望者をより社会的なニーズのある資格に向けて関心を持たせることが必要である。

就職試験対策については、本学では公務員試験対策として公務員模試、企業による民間就職試験対策演習講座（作文試験の基礎ポイント講習）、履歴書などの応募書類の添削、グループディスカッション、模擬面接を実施している。本学開学後に滝川市役所に就職した学生で、現在も市役所の職員として活躍している卒業生も複数いる。

また、一般企業向けの対策としては履歴書などの応募書類の添削、模擬面接などの対策を行っている。さらに、就職後のミスマッチによる早期離職を防ぐため、企業研究に力を入れている。企業研究の一環として、「キャリア演習」では企業から講師を招いている。平成30年度ではキャリアサポーター企画による1年生の市内企業の訪問なども行っている。この企業の訪問は、キャリアサポーターや1年生に大変好評であった。また、企業側にも企業を知ってもらうというメリットがあるため、今後も続けていく予定である。

この他に、1年生には「就活ガイダンス」を数回行い、毎年3月に1泊2日で「就活合宿」を実施し、就職活動に向けての意識とスキルの向上を図っている。「就活合宿」は、他大学と合同で行われ、本学教員や外部のキャリアカウンセラーが講師を務め、就職活動に向けての心構えやコミュニケーション能力の向上を図ることや厳しい就職活動を共に乗り切る仲間意識を醸成することが目的である。この取り組みは学生からも好評を得ているが、めまぐるしく変動する現在の就職活動状況を考えると更なる改善が必要となる。なお、令和2年3月はコロナ禍により「就活合宿」を中止した。

就職試験対策についての問題は、筆記試験の対策として日常的なインプットができないことがある。現状では予算の制約上その機会を十分に提供できていないが、今後、予算の制約内でインプットの機会を増やす工夫をする予定である。

なお、中学校及び小学校の教職の資格取得希望者については、教員採用試験の受験が義務づけられているが、受験会場が遠方になることもあります。前述のように令和元年度から第一次試験合格者に対して第二次試験のための交通費、宿泊費の一部補助をして受験に便宜を図っている。これにより、第二次試験の受験を促し、合格率を向上させている（令和元年度受験者18名中、13名合格、令和2年度受験者11名中10合格）。また、公務員希望者に対しては、就職試験筆記試験対策として東京アカデミー札幌校実施の教養試験の受験に対し、

本学が経費の一部負担を行っている。

就職支援については、就職が決まる後期から、教授会資料として学科別の進路状況・就職状況が提出され、担当者から説明がなされ、最終的には学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

平成29年度以降の進路（就職・進学）決定状況は、次の通りである。

卒業生の進路決定状況（平成29年度卒業生～令和2年度卒業生）

各年学校 基本調査	卒業者数	進 学 者		就 職 者		進 路 未決定者	進 路 決定率
		他大学を 含 む	進学率	決定者／就 職 希 望 者	就職率		
H29年度	187	139	74.3%	45／46	97.8%	1	99.5%
H30年度	228	172	75.45%	47／49	95.9%	4	98.2%
R元年度	225	172	76.4%	44／44	100%	4	98.2%
R2年度	198	172	76.2%	33／34	97.1%	7	96.5%

本学の卒業者の進路は、上記の表から明らかなように、四年制大学への進学（主に國學院大學）が大半を占めている。しかしながら、國學院大學の編入学の受け入れには限度があり、したがって入学者の確保をより安定させるには、他大学への編入学を含め進学先を確保する一方で、就職実績を質量とともに地域の人材育成をより一層向上させることが必要である。

近年、売り手市場といわれてきたが、企業への就職は四年制大学の学生と競合することから、短期大学生にとって希望する業種への就職は容易ではなく、非常に厳しい状況にあるといつてもよい。このため、キャリアセンターをはじめ、インターンシップを担当する産学連携教育研究所、各学科のゼミ担当教員、学生支援課によってきめの細かい就職支援を行ってきたところである。

毎年の就職状況については後期より月例の教授会で報告され、その状況について情報共有がなされている。それらのデータを踏まえつつ、前述のように就職支援の強化策を持続的に展開している。

就職希望の学生には、本学の近隣市町村での就労を希望している者も多い。本学内においても「なかそらち合同企業説明会」を実施している。「21世紀研究教育計画（第4次）」の事業の1つが地域リーダーとなれる人材を育成することにある。地元滝川市役所への就職や、地元滝川市での教員採用を果たす学生もあり、近隣にある企業との連携をさらに深め、求めている人材像に沿った教育内容の充実化や学生側の希望と企業側の希望をマッチングすることが地元への就職を促進させることになる。今後も地元企業との連携の強化を図っていく。幼稚園教諭・保育士については、地元滝川市に限定していた授業料半額相当の奨学金制度を全国に拡大することで、人材が不足している地域への学生の就職を促している。

本学では、上記の表に示した通り、進学率が7割台半ばで推移している。そのほとんどが國學院大學への編入学である。換言すれば、本学の幼児・児童教育学科幼児保育コースを除くと、そのほとんどが國學院大學への編入学を希望して受験し入学してくるのである。したがって、國學院大學への編入学の実績を維持することは、本学の学生確保において

て最も重要な政策である。そのため、既述の通り編入学の観点から常にカリキュラムの点検と改正を行い、学科においても学習成果の観点から学生の編入学のための基礎学力の確保と向上を常に実施している。年度当初にアンケート調査を行い、前期中に第一希望と第二希望の編入学希望学部・学科を答えさせて、学生の編入学先の希望に合わせた履修指導や学習指導を行っている。希望先を絞り切れない学生には適切なアドバイスをしている。2年生の前期までの成績をもって、10月に國學院大學への推薦候補者の選考を行っている。

なお、國學院大學への編入学には推薦枠があり、推薦の選考から漏れた学生には、他大学への編入学を実現させるために、志望理由書の書き方指導、小論文指導、口頭試問のリハーサルなどきめ細かい指導体制をとっている。現在、推薦編入の協定を結んでいる他大学の数は、26校である。

編入学で問題となるのは、國學院大學が編入学の推薦者の合格を決定した後に、教員採用試験の最終結果が発表され、一部の合格者が編入学を辞退して教員採用を希望する場合である。この点については、現在國學院大學と交渉課題となっている。

留学に対しては、前述のスプリングフィールド大学との間で協定を締結して、毎年、10名以内ではあるが、国際交流基金から補助金を支給して短期研修生を派遣している。現在、受け入れている留学生はいない。

＜テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の課題＞

○授業改善計画書作成時における当該科目の単位取得率、成績評価率の活用について（基準Ⅱ－B－1）

授業改善計画書の作成においては、学習成果の獲得状況である担当科目的単位取得率、成績評価率（S、A、B、C、Dの比率）を参照しながら記述することが必要であろう。

○成績記録の保管等に関する規程について（基準Ⅱ－B－1(2)(3)）

成績記録の保管、修正等については慎重かつ適切に行っているが、現在、規程は定めていない。手続きを厳格にするために、規程の整備を行う必要がある。

○ボランティア活動等の評価について（基準Ⅱ－B－3）

ボランティア活動等についての積極的評価については、単位化よりも、地域活性化活動としての位置づけを積極的に行っているところであり、地域活性化の活動をより積極的に展開するかが今後の課題であると考えている。

＜テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の特記事項＞

特はない。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価報告書における行動計画として、次の7項目を示した。

- (1) 卒業生による評価の調査を「自己点検・評価報告書」発行年度ごとに行う。
- (2) 事務職員の能力向上のためにSD規程が必要であるので、できだけ早く整備をする。
- (3) 図書館については、AVルームの設置、書庫の狭隘化、盗難防止装置等で対処すべき問題があるが、財政的に優先度が低いといわざるを得ない。
- (4) 国際交流については、多様な大学との提携が望まれることから、モンゴル人文大学との交流も再開させる必要がある。

- (5) ボランティア活動の希望者と受け入れる側とのミスマッチを解消するために、大学の窓口を整備し、ボランティア活動の啓発を促進する。
- (6) 卒業生の地元就職希望者に対して、「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会」(市・商工会議所・本学の協議会)が具体的な検討を行う。
- (7) やや煩雑になった入試制度については、検討を要する時期に差し掛かっていることから、見直しを検討する。

これらの行動計画については、次の通り実施した。

- (1) については、令和元年度に「卒業生アンケート」を実施したが、令和2年度に作成した自己点検・評価報告書は危機管理に関するテーマに特化したことから、学生アンケートについては掲載をしていない。
- (2) については、平成27年度に「事務局職員研修（SD）規程」を制定し、それに基づき職員研修を行っている。
- (3) については、平成24年にAVルームを設置した。書庫の狭隘化は書架の増設で対応している。盜難防止装置の設置は、図書の管理上、また財政的にも引き続き検討すべき課題であるが、費用対コストの面で見送られている。
- (4) については、アジア諸国の大との交流や連携について国際交流委員会にて検討している。かつて交流のあったモンゴルの大学との連携や、留学プログラムの可能性を探るための調査研究についても検討しているが、学生のニーズの面から具体的な連携や派遣には至っていない。むしろ、短期大学部の独自の制度よりも國學院大學の留学制度に参加できるよう改めて検討していくことも視野に入れて考えていきたい。
- (5) については、コミュニティカレッジセンターに窓口の一元化をはかっているが、単位化については、単位化するためにはボランティアの実施時間を増やすなければならず、また、移動の問題もあり、かえって現在の多様な活動を制約する可能性があることから今後とも検討課題とすることにしている。
- (6) については、地元就職希望者の地元企業の受け入れ対策については、平成26年3月に組織した「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会」(本学・滝川市・滝川商工会議所)において課題の一つとして具体的に取り組んでいるところである。平成28年度からは本学の所在地である滝川市と学校法人國學院大學との間で協定を結び、新たに「豊かな地域創生人材養成奨学制度入試」を発足させた。具体策としては、「豊かな地域創生人材養成奨学制度入試」を発足させ、また令和3年度入試から、幼児・児童教育学科保育コース専用の道内外の人材育成奨学制度を創設した。
就職についての問題は、学生の希望と求人する企業とのマッチングの難しさにあるといえる。なお、教員採用については、滝川市出身の卒業生が教員採用試験に合格した後、地元の学校への就職を希望する場合、その希望を教育長に伝えるなどして地域へ積極的に人材提供を行っている（令和元年度1名）。
- (7) については、一般入試として従来Ⅰ期・Ⅱ期と2回実施してきた「日本語に関する基礎知識を問う入試」を、平成28年度入試からⅠ期だけの実施とし、単純化をはかった。さらに、令和3年度の入学生の試験より、学科ごとに試験方法を変えて実施することにした。平成28年度からは前述の「豊かな地域創生人材養成奨学制度入試」を（発足させた。さらに、令和2年度入試から、幼児・児童教育学科保育コース専用の人材育成奨学制度による入試制度を発足させた。入試制度の数は減少していないが、煩雑

な入試制度からより適切な入試制度への模索を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) ポートフォリオについて（基準II-A-7）

学習支援システム、学生情報一元化システムとして導入したUNIPAを利用し、ポートフォリオのシステムづくりが可能かを検討する。可能であれば、UNIPA内に作成をする。

(2) ルーブリックについて（基準II-A-7）

どのようなルーブリックが本学において適切なのか、また、実効性があるのかを今後FD委員会を中心に学科及び全学的に議論・検討しモデルづくりを行う。

(3) 授業改善計画書作成時における当該科目の単位取得率、成績評価率の活用について（基準II-B-1）

授業改善計画書の記述に参照できるよう、UNIPAにおける授業アンケート結果に当該科目の単位取得率、成績評価率を加えて掲示する。

(4) 成績記録の保管に関する規程について（基準II-B-1(2)④）

規程に基づく厳格な成績記録保管等のために、令和3年度内に規程を整備する。

(5) ボランティア活動の評価について（基準II-B-3）

本学のボランティア活動等について、単位化が適切か否かについては、その内容が多様化していることから、また、時間数や回数、移動等について単位化にはなじまないと考えている。既述のように、令和元年度に地域活性化委員会を発足させ、社会活動・地域活動としての取り組みを行っているところである。今後は、単位とは切り離した地域社会への貢献という視点から、委員会による活動の発展を模索していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

- 備付資料15 学生による授業評価アンケート
備付資料21 現任教員の配置と根拠基準及び基準数
備付資料46 國學院大學北海道短期大学部紀要 [平成30（2018）年度～令和2（2020）年度]
備付資料47 滝川国文 [平成30（2018）年度～令和2（2020）年度]
備付資料50 外部研究資金の獲得状況一覧表
備付資料52 FD活動記録一覧 [平成30（2018）年度～令和2（2020）年度]
備付資料53 職員研修（SD）活動記録一覧 [平成30（2018）年度～令和2（2020）年度]
備付資料－規程集011 教員資格審査委員会規程
備付資料－規程集012 教員資格審査基準
備付資料－規程集013 FD委員会規程
備付資料－規程集016 国際交流委員会規程
備付資料－規程集017 国際交流基金運営委員会規程
備付資料－規程集035 教員個人研究出張旅費規程
備付資料－規程集037 教員個人研究費規程
備付資料－規程集068 公的資金の運営・管理に関する規程
備付資料－規程集069 公的資金の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程
備付資料－規程集073 不正防止基本方針
備付資料－規程集074 不正防止計画
備付資料－規程集080 事務局規程
備付資料－規程集081 事務局運営規程
備付資料－規程集082 事務局事務処理に関する内規
備付資料－規程集083 就業規則
備付資料－規程集084 嘱託職員就業規則
備付資料－規程集085 専任教職員育児休業規程
備付資料－規程集086 専任教職員介護休業規程
備付資料－規程集087 専任教職員看護・介護休暇規程
備付資料－規程集088 日直規程
備付資料－規程集089 出向規程
備付資料－規程集100 事務局職員研修（SD）規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準III－A－1の現状＞

本学は、短期大学及び三学科につき、教員組織を編成している。また、中学校教職課程及び図書館課程についても教員を配備している。教員数については、短期大学設置基準第22条・別表第1（第22条関係）に定める数を充足している（備付－21）。

専任教員新規採用及び専任教員の昇格については、短期大学設置基準第23条ないし第25条の2の規定を充足する本学の「資格審査基準」に基づいて、資格審査委員会が審査を適切に行っている（備付－規程集011）非常勤教員の採用についても、「資格審査基準」に基づき審査している（備付－規程集012）。

専任教員の配置については、短期大学設置基準第20条の2及び教育課程編成・実施の方針に基づいて、各学科に基幹科目・主要科目を担当する専任教員を配し、その他の科目については専任教員の兼担及び非常勤教員に委ねている。補助教員は、現在、配置していない。教員の昇任は、学長の諮問に基づき、資格審査委員会が「資格審査基準」に基づき審査し、教授会の審議を経て行われている。新規に採用された教員には、就業規則第4条ないし第6条（提出書類、試用期間、他に本務を有しない者の採用に関する規定）が適用されている（備付－規程集083）。

[区分 基準III－A－2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ－A－2の現状>

本学において、専任教員の研究活動は、研究論文の発表、学会の大会参加、研究会への参加、学会の役職による学会活動、科学研究費に基づく研究、芸術系の創作や活動、海外の学会大会での研究発表等々多岐に及んでいる。これらの研究活動は教育目的・目標及び学習成果達成に向けてのものであり、教員はそれらの研究活動を通じて各自の専門領域の研鑽に励み、その研鑽の成果を日常の授業や指導に還元し、教育課程編成における成果を上げている。なお、本学は平成30年度に教職課程につき再課程認定の審査を受け、教員の担当科目と研究業績の整合性も確認されている。

科学研究費については、令和2年度において、科学研究費補助金を受けている者が3名いる。内訳は、共同研究の代表者1名、共同研究1名、個人研究1名である。これらはすべて異なる研究分野である（備付－50）。

専任教員の研究費については、「教員個人研究出張旅費規程」及び「教員個人研究費規程」を整備している（備付－規程集035、037）。

研究活動については、「公的資金の運営・管理に関する規程」、「國學院大學北海道短期大学部公的資金の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程」、「不正防止基本方針」、「不正防止計画」、「公的研究費に関する相談窓口・不正に関する告発窓口」を設けている（備付－規程集068、069、073、074）。専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みは、上記の規程や行動規範に基づき行っている。

研究成果を発表する機関誌として、開学当初より毎年、國學院大學北海道短期大学部紀要を発行している（備付－46）。また、国文学科は学科の機関誌・滝川国文を公刊しており、教員と学生の研究論文を発表する場としても活用されている（備付－47）。総合教養学科及び幼児・児童教育学科も、機関誌を発行しているが、これらはもっぱら学生の学習の成果を発表する機関紙である。

専任教員には、すべて個室の研究室が与えられている。専任教員の授業日は3日、研修日が2日とされており、研究、研修等の時間は確保されている。

国際会議出席等については、学会出張の規程を準用している。学生の海外派遣への引率については、「国際交流委員会規程」及び「国際交流基金運用委員会規程」に基づき行われている（備付－規程集016、017）。専任教員の留学に関する規程は未整備である。

FD活動はFD委員会規程に基づきFD委員会が推進している（備付－規程集013）。FD委員会は、教職員に対する研修会を毎年実施している（備付－52）。令和2年度は、コロナ禍のため、教員に対する外部講師を招聘しての研修はせず、オンライン授業に関する研修会を実施した。職員研修（SD）については、國學院大學での研修をオンラインで受講した。

FD活動による授業改善については、既述のように学生による授業アンケートを実施し、アンケート結果に基づき授業改善計画書を作成して取り組んでいる。

FDに関する授業改善についての主な活動を記述しておく。

(1) 授業改善について

授業改善の目安として「授業満足度」を重視している。令和元年度については、常に「そ

う思う」が59%、「ややそう思う」が27%であることから、「授業満足度」については高い評価が得られていると考えている（備付－15）。その理由としては、修学動機の強い学生ほど授業への取り組みが真剣であり満足度が高い傾向があり、本学の多くの学生が、卒業、資格取得、就職、編入学について明確な修学動機に基づき真摯に授業に取り組んでいるからであるといえる。

一方、平成20年「学士課程の構築に向けて」、平成24年「大学教育の質的転換に向けて」の二つの答申で提起された確かな「学修成果」を考えると、受講者の意識調査である「授業評価アンケート」に基づく授業改善だけではなく、実質的な学習成果に基づく授業改善を図る必要性が増大してきた。そこで、平成23年度から授業改善に関する研修費を予算計上し、まずは担当者が國學院大学等との連携を模索しながら、授業改善の道程として次の2点を推進した。

①平成25年度シラバスの書式を変更し、特に「学習成果」を明示することによって授業の到達点を指導者と受講者が共有することにしたが、平成30年度にはUNIPA掲載につき再度書式を改定し、それまでの「学習成果」の項目を「授業のテーマ及び到達目標」項目に変更しそこに学習成果を明記することになった。

②学習成果を客観的なデータで把握するために、GPAの導入が不可避となつたため、平成25年度に導入した。これにより、受講者は自己の学習に臨む姿勢を振り返り、教員はその授業の在り方、受講者支援の在り方を見直すことになる。

(2) 学内外研修について

学外研修については、平成30年度研修に職員を派遣した。また、学内研修を平成30年度に2回、令和元年度に1回開催した（備付－53）。

専任教員は、教学について、教務委員会及び学生支援課や図書館と連携している。また、教務については、学生支援課（教務係）と連携して、教学の成果・学習成果の向上に努めている。教務担当職員もまた日頃より教員との連携を密接に行い、必要な情報の提供や課題についての提言を行い、課題解決及び学習成果の向上に積極的に取り組んでいる。

令和2年度は、コロナ禍により、Zoomによるオンライン授業を導入することになり、急遽プロジェクトチームを立ち上げ、専任教員及び非常勤教員の研修を3回実施した。専任教職員及び情報機器専門業者一体となったプロジェクト推進により、きわめて短期間で双方向保持の遠隔授業を実施できた。教職員の日頃の協力関係の結果である。

[区分 基準Ⅲ－A－3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ－A－3の現状>

本学に事務局を設置し、事務局組織を構成している。事務局には事務局長、事務局部長、総務課長、学生支援課長、主任、各課職員、計10名の専任職員が在職している。その他に、8名の嘱託職員を配置している。教育研究活動等に関して、各部署の責任体制は職階により明確になっている。

事務職員は、所管学務に関する学外研修に参加し、各業務に必要な知識を修得しており、また、適宜配置換えをし、様々な研修を受講し、大学事務運営に必要な多様なスキルを身につけている。

職員の能力や適性を把握し、業務の分掌及び配置をしている。必要に応じて、職場、職務について聞き取り等を実施している。

事務関係諸規程については、「事務局規程」、「事務局運営規程」、「事務局事務処理に関する内規」を整備し、折々の状況に合わせて改正している（備付－規程集080～082）。

事務部署には、事務室ごとに必要な情報機器、備品を整備しており、PCなどの情報機器は定期的に買い替えを行っている。防災対策、情報セキュリティ対策については、施設管理の委託業者や専門職のアドバイスをもらいながら対策を講じている。

SD活動については、「事務局職員研修（SD）規程」に基づき基本方針を作成し、予算を確保して実施している（備付－規程集100）。

事務局職員は、お互いに他課の業務を理解し、協力しながら職務を遂行している。

事務部署は、定期的（毎週金曜）に主任以上の職員にて打合せを行うことで、業務の見直しやスケジュール確認等を行い、他課の情報共有を図りながら、日常的に改善を行っている。上司への報告・連絡・相談も怠りなく行っている。学則及び諸規程との調整も確認をしながら行っている。

事務職員と教員等の連携については、事務職員は日頃より教員、委員会、学科と連携を密にして、学習成果の向上に努めている。学習に障害が生じた学生や、欠席が続く学生には、情報を共有しながら共同して解決に向けて協力している。就職希望者が少くない国文学科は学生支援課職員やキャリアセンター職員に学科会議への参加を要請し、学生に関する課題を共有している。事務職員は教学に関しては常に教員と協力して学生の学習成果の獲得向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ－A－4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ－A－4の現状>

教職員の就業については、「就業規則」を定めている。「就業規則」は教員代表と職員代表で原案を取りまとめ、法人の決済を得て平成12年4月1日より施行し、滝川労働基準監督署に届出をしている。その他、「嘱託職員就業規程」、「専任教職員育児休業規程」、「専任教職員介護休業規程」、「専任教職員看護・介護休暇規程」、「日直規程」、「出向規程」等

を整備している（備付－規程集084～089）。

就業規則は、学則その他の規程とともにUNIPA及びウェブ上で閲覧・確認できるようになっている。教職員は、必要に応じて、就業規則を確認している。

教職員の就業については、タイムカードおよびUNIPA等によって管理している。法令に従い有給の取得についても適正に管理している。教職員の出張についても、「旅費規程」など関係規程に基づき行っている。また、職員は、「事務局規程」、「事務局運営規程」、「事務局事務処理に関する内規」により就業している。

＜テーマ 基準III－A 人的資源の課題＞

○役職定年制度の見直しについて（基準III-A）

本学では法人職員の制度に合わせ60歳で役職定年制度を設けて適用してきたが、短大部では職員の数が少ないとことから、役職定年制の適用が必ずしも現実的でない場合がある。令和2年度には、役職定年の例外を初めて適用した。今後も弾力的な運用が必要である。今後の課題としては、役職定年制度を組織の実体に見合った制度に見直しをする必要がある。

＜テーマ 基準III－A 人的資源の特記事項＞

平成31年4月に、かつて滝川市役所在職中に本学に一時期出向していた定年退職者を事務局長として採用した。外部からの登用により活性化に大いに寄与している。

[テーマ 基準III－B 物的資源]

＜根拠資料＞

備付資料54 國學院大學北海道短期大学部校地・校舎図

備付資料－規程集076 図書館利用規則

備付資料－規程集078 育児相談室規程

備付資料－規程集079 子育てサロン実施要綱

備付資料－規程集103 開学記念館宿泊室利用規程

備付資料－規程集104 開学記念館宿泊室利用規程細則

備付資料－規程集304 学校法人國學院大學経理規程

備付資料－規程集305 学校法人國學院大學固定資産及び物品管理規程

[区分 基準III－B－1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指

導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準III－B－1の現状>

校地・校舎については次の通りである（備付－54）。

本学の校地面積は、短期大学設置基準（第30条）の定めによる基準面積4,500m²をはるかに超える166,383m²である。運動場は41,691m²を有している。

校舎の面積については、基準面積の4,150m²以上に対して、10,933.14m²を有し短期大学設置基準を満たしている。

障がい者対応としては、正面玄関・図書館玄関には車いす用スロープを設置し、インターホン・障がい者用駐車スペースも備えている。エレベーター2基、障がい者用トイレ、階段手摺を備えている。

講義室については、教育課程編成・実施の方針に基づいて、受講者数に応じた広さの講義室、小グループの演習に対応した演習室、資格等に関連した実習室、理科実験室、情報処理室を備えている。

本学では通信による教育は行っていない。

機器、備品については、教育課程編成・実施の方針に基づいて、プロジェクターやマイク設備等も設置している。情報処理室にはPCを56台設置している。ピアノレッスン室は防音の個室を20室設けており、幼児保育コースの学生数に十分に対応している。令和2年度には、新型コロナ対策として、教室授業とオンライン授業を同時に行うハイブリッド授業のための設備も整えた。

図書館は、919m²の面積を備え、その他に資料室、第二書庫を備えている。図書館の他に、学生が就職や編入学に利用できるキャリアセンターを設けて、専任職員を配置している。

学術図書及び学術雑誌については、開学以来継続的に購入しており、質及び数量ともに十分である。他方、書庫の収容が厳しくなっている。購入図書の選定は、図書紀要委員会が月例の委員会で行っている。選書リストについては、すべての教員に配布されている。受け入れ・廃棄処理は学校法人國學院大學経理規程に基づき行っている（備付－規程集304）。

図書館には学生が使用する図書や教員の研究用の図書、短期大学として配架が必要な蔵書を整備している。演習室などにも関係図書が配架されている。また、学生の勉学に供する図書を教員が選書し、図書館が購入して館内に配架している。図書館の蔵書は、学生が直接閲覧し、借り出すことができる。図書館予算に、教員が選書する予算が毎年組まれて

いる。

図書館は1階と2階で構成されており、書架に蔵書が分野ごとに系列的に配架されており、両フロアには学生が勉学する机と椅子を配置している。学術図書、学術雑誌、AV資料は充実している。

体育館は1,223m²の面積を有し、トレーニングルーム、更衣室、器具庫、男女トイレ等の設備を整えている。

Wi-Fi設備を教室以外に学生食堂、図書館、学生玄関ホールに設けている。令和2年度には、コロナ禍のためオンライン授業を導入したが、教室の他に図書館等でもオンライン授業を受講できるようした。なお、学生が持参したPCを使用できるよう、電源工事も行った。

[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準III-B-2の現状>

固定資産管理、消耗品管理等については、國學院大學経理規程、同固定資産及び物品管理規程により管理している（備付一規程集305）。

施設設備の維持管理については、図書館に関しては「図書館利用規程」、育児相談室に関しては「育児相談室規程」を、子育てサロンに関しては「子育てサロン実施要領」を定めて、適切に運営管理している。学内の宿泊施設については5部屋のシングルルームを整備しており、その利用については「開学記念館宿泊室利用規程」及び「開学記念館宿泊室利用規程細則」を定めて運営管理している（備付一規程集076、078、079、103、104）。

施設の保守については業者に管理委託をしており、エレベーター、暖房設備、温水設備その他施設の維持・点検と必要な修理・修繕を行っている。校費や研究費による購入のPC、各種機器、機材については、事務局で一元的に管理をしている。また、北海道は、平成30年（2018年）9月8日に日本で初めてのブラックアウトを経験したことから災害時用に自家発電機を購入し、水及び食料の備蓄の増強を行っている。今後とも、非常事態が続くことを想定して、物品の購入を増やしていく。

火災、地震対策、防犯対策は「危機管理規程」（平成21年10月制定）により対応している。

火災・地震対策については、消防設備、エレベーター、ボイラー、高架水槽等の点検は、法令にのっとり定期検査を行い、指摘事項については直ちに修理修繕を行っている。火災及び地震を想定した避難訓練は、学生参加のなか毎年実施している。また、消防や警察署の協力を得ながら、防災等の学生指導も実施している。令和2年度のコロナ禍における入

校、教室授業、サークル活動等については、感染防止のマニュアルを作成し、それに基づき感染防止に努めた。不審者の入校や防犯対策としては、図書館および事務局に防犯カメラを設置している。今後、順次数を増やすべく計画中である。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、専門の委託業者により常時情報機器の管理及びセキュリティ対策を講じている。

省エネルギーへの対応は、施設設備計画に基づき対応している。体育館照明や学生ホール等でLED化が施行済みである。ボイラーの更新を図り、燃料の消費量を減らした。トイレの洋式化を進めるとともに水の使用量を減らしている。

＜テーマ 基準III－B 物的資源の課題＞

○冷房設備の整備について（基準III-B）

北海道も夏場は30度を超える夏日、真夏日が続くことから、夏の講義対策として教室への冷房設備を導入する必要がある。本学では夏休みにかなりの日数の集中講義が行われることから、教室に冷房設備を整えることは長年の課題であったことから、令和元年度に冷房設備の設置に着手する予定で予算組みをした。しかしながら、新型コロナ・ウイルス感染防止対策のために急遽予算を組み換え、令和2年度の冷房設備の設置を見送った。令和3年度以降の冷房設備の設置が必要である。

＜テーマ 基準III－B 物的資源の特記事項＞

特はない。

[テーマ 基準III－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

備付資料34 遠隔授業に関する包括資料

[区分 基準III－C－1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ－C－1の現状＞

教育課程編成・実施の方針に基づく技術サービス、専門的な支援、施設設備については、次のように取り組んでいる。児童保育コースの学生の保育実習の実践の場として、育児相談室を設け子育てサロンを実施している。児童教育コースの学生のための理科室も設け必要な機材を常にそろえている。コンピュータ技術の向上のために必要な情報処理室を設けている。令和2年度には遠隔授業の実施のために、自宅・自室での通信環境が整っていない学生のために、情報処理室のコンピュータにテレビ会議システムZoomを使用することができるようとした。コンピュータ関係の授業には、情報機器の管理を委託している専門業者から非常勤教員を派遣してもらっている。また、同専門業者による教職員及び学生の遠隔授業の技術指導や講習を行い、円滑に遠隔授業を実施した。また、令和2年度後期には教室での授業を同時にオンラインでライブ配信する、いわゆるハイブリッドの設備も整え学習支援を行った（備付-34）。

コンピュータスキルの習得は社会人として必須の条件の一つとなっていることから、本学では必修科目（教養科目）や学科の選択科目としてコンピュータ関連科目を開設してきた。しかしながら、入学生のスキルの習熟度に違いがあることから、令和3年度より、「パソコン」を必修科目から選択科目に変更し、コンピュータ関係科目を学科の選択科目から資格取得科目へ移行することにした。

学生のコンピュータ関連の授業のために情報処理室には56台のPCを設置し、授業を行っている。その他、事務局・研究室に必要な数のPCを設置している。学内のコンピュータについては、管理を委託している専門業者からセキュリティ、保守点検、専門的なサポート受けている。教職員のコンピュータ利用については、情報処理室の保守管理を委託している専門業者から常にサポートを受けられる体制が整っており、必要に応じて技術指導や助言を受けている。情報処理室は必要に応じて改修を行っている。一部の授業には、電子黒板を導入し学生の教育に活用している。

技術的資源の分配については、事務局内には職員すべてに1台のPCを配備しており、教員は研究費等で研究室と自宅にPCを有している。複数のプロジェクター、各教室へのプロジェクタースクリーンの設置、電子黒板の設置、教室での授業をライブ配信する機器の設置、コンピュータの入れ替えは計画的に行っている。理科教育に必須の理科室も必要な実験器具をそろえている。専任教員全員にタブレットが貸与されており、出欠などの授業管理等に活用されている。非常勤教員には貸し出しを行っている。

教員は研究室に授業や校務のためにPCを有している。PCや周辺機器は、個人研究費で購入することができる。令和2年度には、オンライン授業に必要なPCや機材の整備のために、個人研究費規程と教員研究出張費規程の弾力的な運用を行った。これにより、研究出張費を研究費に組み込み、出張費も研究費として使用できるようになった。

学習支援のために教職員用の学内LANとWi-Fiを、教職員及び学生が利用するUNIPAを整備している。また、学生食堂、図書館、学生ホール、一部の教室にWi-Fi設備およびPC用のコンセントを整えている。

教員の多くがパワーポイント、プロジェクター、ビデオなどを使用している。とりわけ、令和2年度には、約1か月の短期間で双方向の遠隔授業（UNIPAを活用したZoomによるオンライン授業）を構築し、全教員（専任・兼任）がオンライン授業を実施した。加えて、教室での授業をオンラインでライブ配信するハイブリッド授業のための新技術等を確立し

実施した。今後は、遠方の大学とオンライン授業を提携して行うことが可能となったことから、集中講義などで効果的な活用を検討していく必要がある。

情報処理室の他、幼児・児童教育学科の教育課程運営のためにピアノレッスン室、理科室、図工室、子育て相談室、保育実習室を整備し、学生の教育に使用している。

<テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

○遠隔授業・オンライン授業の今後の活用について（基準III-C）

令和2年度、コロナ禍により初めての遠隔授業・オンライン授業を実施し、その短所と長所を経験したが、今後その利点をどのように活用するかが新たな課題といえる。本学は國學院大學への編入学を教育の柱の一つとしていることから、國學院大學からの集中講義を毎年夏冬の休暇中に相当数行っているが、令和2年度はすべての集中講義をオンラインで行った。オンライン授業の長所短所を踏まえて、今後の集中講義などをどのように運用していくのかが課題といえる。

<テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特にない。

[テーマ 基準III-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料15 事業活動収支計算書の概要 [書式2]

提出資料21 貸借対照表 [平成30（2018）年度～令和2（2020）年度]

備付資料10 國學院大學21世紀研究教育計画（第4次）

備付資料－規程集304 学校法人國學院大學経理規程

備付資料－規程集313 学校法人國學院大學資金運用細則

[区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準III－D－1の現状＞

計算書類等に基づき、財的資源を次の通り、把握し分析している。
本学の資金収支及び事業活動収支の状況は下記表の通りとなっており、適切に均衡している。

	単位：百万円				
資金収支	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当年度収入計	857	962	981	927	753
当年度支出計	744	964	895	775	746
<hr/>					
事業活動収支	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業活動収入計	635	751	778	681	768
事業活動支出計	548	648	643	552	617

収支の状況については、国庫補助金収入が減少しているが、収容定員充足率の増加により学生生徒納付金収入が増加している。支出においては、学生数の増加による変動費が増加していること、また、國學院大學21世紀研究教育計画（第4次）に基づく施設整備計画により施設の改修を行っているため、施設関係支出が増加していることによる。

貸借対照表及び財務状況については、本学及び法人は、計算書類等に基づき、財的資産を把握・分析している。特定資産構成比率が9.9%⇒10.9%⇒12.2%と少ないが、施設設備準備資産への計画的な積立と流動資産構成比率が30%以上を維持しており、財政支出への備えは充実している。債務状況は長期・短期ともに構成比率は低く安定している。運用資産余裕比率で2.37年、流動比率で438.4%と短期的な支払い能力も十分保持している（提出-15、21）。

学校法人國學院大學の財務状況は健全に推移している。平成30年度においては、定員管理の厳格化や社会情勢の変化により、厳しい状況下ではあったが、法人全体で基本金組入前当年度収支差額が1,781百万円の収入超過となるなど堅調である。法人全体における短期大学部の財政も予算・決算について理事会、評議員会で毎年報告されている。

短期大学部の財政状況については、存続可能な財務状況である。財的資源の管理については、國學院大學財務部経理課との連携のもと、円滑に実施している。資産運用において

も法人傘下校と連携し、スケールメリットを活かした運用を行っている。校舎等の改修を目的とする施設設備準備資金として年5,000万円を積み立て備えている。

退職給与引当金については適切に算出し、日本私立学校振興共済事業団の積立額により賄えるため、積み立ては行っていない。

資産運用については、学校法人國學院大學経理規程に基づき、学校法人國學院大學資金運用細則を定めており、同細則により資金運用委員会において対応している（備付－規程集304、313）。

教育研究経費については、平成30年度は30.5%、令和元年度は27.5%、令和2年度は27.3%と各年度とも20%を超えていている。

施設設備については、令和元年度に老朽化したエレベーターの改修で16,524千円、学修環境の整備のため、空調設備の改修に平成30年度は音楽室で2,255千円、令和2年度は体育館等で16,788千円の投資を実施した。研究図書費は、入学生の増加に伴い、平成30年度1,200千円、令和元年度1,400千円、令和2年度1,800千円と財政状況を反映し整備している。短大部維持のために計画的かつ適切に予算組をしている。

公認会計士の監査意見については、法人本部及び國學院大學財務部経理課と連携のもと適切に対応している。

寄付金については、他の傘下校とともに法人ウェブサイトにて寄付を募集している。学校債の発行は行っていない。

入学定員及び収容定員の充足率については、次の通りである。18歳人口の減少及び短期大学への入学者の減少に伴い、開学時600名の収容定員、300名の入学定員（各学科100名）であったが、平成19年度に300名の入学定員を維持しながら、三学科の入学定員を改定した（国文学科115名、コミュニケーション学科（現総合教養学科）75名、幼児・児童教育学科115名）。さらに、平成21年度に収容定員500名、入学定員225名（各学科75名）に改定した。されに令和2年度には、学科の入学定員を、国文学科85名、総合教養学科85名、幼児・児童教育学科55名に改定している。

以上のように、収容定員600名を450名に、入学定員300名を225名に改定したのは、未利用用地を商業施設へ賃貸借することで、年間約5,000万円の収入を得られているからである。そのため、収容定員450名の充足率約90%の400人が損益分岐点となっている。したがって、入学定員は225名であるが、経営上200人の入学者確保が必要である。そのために、各学科の入学定員についても見直しをしている。現在、入学定員充足率、収容定員充足率は妥当な水準にある。

財務体質の維持については、収容定員450人の90%の400人が必要学生数であり、平成28年以降6年間、400人を超えていている。収容定員を基準に予算組をするが、財務体質の弱体化を招かないように入学者数の動向を分析し予算を決めている。

財的資源の管理については、次の通りである。

本学は、國學院大學の短期大学部として、法人の基本方針に基づき、「國學院大學21世紀教育研究計画（第4次）」において5か年の中期計画のもと毎年度の事業計画を策定し予算を執行している（備付－10）。

年度ごとの事業計画は及び予算案は、12月末を目途に作成するよう法人本部から指示がある。事務局長は9月下旬に学科、委員会等の責任者に対して、10月末までに次年度の事業計画書と予算案を提出するよう依頼し、提出された内容を必要に応じ精査したのち内容

を学長に報告し、再調整を行っている。その後、学長と短大担当理事との調整により法人本部に提出している。

この事業計画及び予算案は、3月下旬の理事会において審議され、理事会の承認を得たのち評議員会に諮られる。承認を得た事業計画と予算は理事長の指示により速やかに学長に伝えられ、学長から各学科等に予算執行について指示している。

年度ごとに事業計画の報告書の提出が義務付けられており、事業ごとに適正に予算の執行を確認している。

日常的な出納業務は、短大部の経理において必要な書類を作成し学長の決裁を得て法人に送付され、法人の短大部担当理事及び理事長の決裁を得て行われている。

資産および資金の管理と運営は、國學院大學財務部経理課との連携のもと、円滑に実施している。資産運用についても、法人傘下校と連携し、スケールメリットを活かした運用を行っている。法人において、短大部に関する必要な事項は担当理事と理事長に報告されている。

[区分 基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

<区分 基準III-D-2 の現状>

本学は滝川市を中心とした5市5町の要請に基づき開設した高等教育機関であることから、「地域立大学」を標榜してきた。将来像としては、現在と同様に、地域と緊密に連携した地域立大学であり続けることである。しかしながら、都内の大規模大学の定員厳格化の終了及び少子化の進行を考えると、現在の形で短期大学部として存続していくことについては楽観視できない。短大部が新たなステージに上がるためには、國學院大學とより一体化する必要がある。令和4年度には國學院大學が観光学部街づくり学科（仮称）を開設すべく文部科学省に申請を行っているところである。この新学部との関係の構築を、今後の短大部の新たなステージへの第一歩とすることを考えている。

地域立大学として、滝川市を中心とする5市5町の支援を受けていることが、すなわち誘致した自治体の強力な支援が強みの一つである。また、國學院大學と一体になった國學院大學への編入学が多くの学生の魅力となっている点も大きな強みである。とりわけ、四年制大学への編入学を推進するための基礎学力を習得せしめるカリキュラムとそれを支える

教職員スタッフが、同じ目標の下、教学の向上に向けて強い協力関係を築いていることは極めて大きな強みといえる。

強みは同時に弱点でもある場合がある。編入学を柱とした入学者の確保は、少子化の進行やコロナ禍のような不測の社会状況の変化等により編入学希望者が減少した場合に弱点となる。令和3年度の学生募集はコロナ禍によりその弱点が露呈したといえる。それゆえ、10年後の将来像として、地域立の短期大学部であり続けるとともに、國學院大學の四年制の学部との一体化も進めていく必要があると考えている。

短大部の経営安定には、定員確保が不可欠であることから、常に学生募集を柱とした学納金の計画を明確にしている。学生募集対策は、入試ごとに入学者数を示し、入学試験の特性に応じて入学者確保のための必要な対策を講じている。

本学の特色の一つは、東京にある國學院大學への編入学希望者を受け入れていることから、國學院大學への受験生が多い関東圏からの入学者が多い。また、東北圏からの入学者も少なくない。関東圏や東北圏は本学から離れているので、入学アドバイザーを複数配置している。アドバイザーは、担当地域の高校を訪問して本学に入学した学生又は卒業生の動向等について報告し、また、本学の情報や入試の特色などを直接説明する。関東圏は受験生が多いことから、複数のアドバイザーを置いているが、東北圏も本学への受験生が少なくないことからアドバイザーを1名配置している。道内にも複数のアドバイザーを配置していたが、令和2年度末にアドバイザーが不在となつたことから、現在、適任者を募集中である。

また、東京、東北、道内には父母会支部を設けており、各支部での父母会総会時に各学科の教員が高校訪問を行い直接入学生や卒業生に関する情報を提供している。

道内については、就職希望者と編入学希望者の両者を対象としたアドバイザーと教職員が高校を訪問するなどして情報発信をしている。令和2年度は、入試説明会もオンラインで行うことが多かったことから、広域をカバーできるオンライン説明会と会場設営による対面の説明会の両方を実施することにしている。編入学に関しては、編入学の説明会を、國學院大學を会場として行っており、保護者と受験生に直接編入学に関する情報提供と質疑応答により受験を促している。

なお、消費税の値上げにより、令和2年度入学生より、国文学科及び総合教養学科の授業料を各5万円上げた。

教職員の人事計画は、担当理事と学長の協議により長期・中期につきおおよその計画を立てている。基本的には定年退職者の後任を順次補充していく計画を実施している。職員については、令和2年度をもって退職する職員1名について大卒者を採用している。ベテラン職員が退職することに伴う業務の円滑な継続のため、退職職員を嘱託職員として継続して雇用する措置も講じている。教員については、設置基準をベースに将来計画の視点から、専任と兼任のバランスをとりつつ決めている。令和2年度には3名の教員が退職することに伴い、令和3年度には後任者3名を採用している。また、退職教員の補充とは別に、総合教養学科の教員として法律科目担当の若手教員を採用した。今後数年間、教員の退職者が続くことから、計画的に順次後任の補充人事を行う。

開学から40年を迎え、老朽化が進んで来ていることから、先ずは50年使用できるよう修繕計画を立て進めている。施設設備については、耐震工事、エレベーター、暖房用ボイラー、屋根の防水工事を適宜計画的に行い、外壁の補修等については、長期的な修理費の積み立

てにより、修理修繕を行っている。目下の大きな設備費用は教室の冷房設備の設置費用であるが、これも令和3年度には複数の教室について計画的に進めていく。

未使用の校地の一部を商業施設として賃貸しを行っている。5,000万円の収入は少子化に対応した収容定員の削減を可能としている。滝川市のふるさと納税に本学の教育振興を使途目的とした寄付項目があり、本学を含め法人及び法人傘下校からもふるさと納税が行われている。多いときで、900万円前後に及んだこともある。この寄付金により、滝川市内地元入学者への奨学金が貯められている。本学独自の寄付募集は周年事業に際して積極的に行うが、通常は折々個人からの寄付を受け入れているにとどまる。

定員管理については、先に詳述したように、収容定員と学科ごとの入学定員を改定している。その上で、入学者数により、年度ごとに人件費や設備費の予算を立て執行している。予算と決算は法人の承認のもとに適切に行っている。

収容定員数600人から450人に減らしたことに伴い、専任教員数はそれに応じて若干減少しているが、教学の強化に必要な教員は維持している。職員については、専任職員も若干減少しているが、その分嘱託職員を増やしている。現在では、教職員とも専任者の退職については専任教職員の補充人事を行っている。学科ごとについては、学科のカリキュラムに対応する適切な数の専任教員を配置し、設置基準に基づき適切な定員管理を行っている。定員の適切な管理を行いながら、入学者の確保に努め、年度ごとに收支のバランスの中で人件費、施設設備費、その他の運営費の均衡を維持している。

経営情報の公開と危機意識の共有については、予算と決算についてはウェブサイトに掲載し経営情報を公開し、教職員において状況の共有化が行われている。また、理事長、担当理事から教授会等の席で説明をしている。

学内では常に入学者の動向、編入学などを通じて、短大部の定員確保の重要性について言及しており、定員確保ができない事態についての危機意識を共有している。したがって、入試の合否判定と入学手続き者の数については、入学者の定員確保及び経営安定化を視野に入れて行っている。なお、近年、定員に対して志願者が3倍前後と増加していたが、令和3年度の入学者は新型コロナ禍により198名にとどまり入学定員に至らなかった。これに対して、理事長、担当理事、法人事務局長と短期大学部の学長、副学長、学科長、コース長、事務局長らとの間で、来年度の募集強化策について協議し、短期大学部の将来についても言及された。今後の少子化の進行等に鑑みれば、本学の将来計画の立案が課題である。

＜テーマ 基準III-D財的資源の課題＞

○将来計画について（基準III-D）

財的資源の最大の課題は、いうまでもなく入学者の確保をいかに安定させるかである。本学は、國學院大學への編入学制度で現在経営基盤を支えている。しかしながら、少子化の進行の中で編入学の制度により将来が楽観できる状況にはないと考えている。編入学に依存した体質からの脱却と北海道内からの入学者割合を増やすことを検討することが課題といえる。そのためには、短期大学部と國學院大學の学部との融合に向けた将来計画の着手が必要である。

＜テーマ 基準III-D財的資源の特記事項＞

特はない。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回報告書記述したものは以下のものである。（26年度報告書p. 95に概要記述）

- (1) 「学生による授業アンケート」の結果分析の多角化により、効果的な授業改善に結びつける。
- (2) 授業アンケートに対する「授業改善計画書」の提出を、FD委員会の指示のもと確実なものにする。
- (3) 就職支援室をキャリアセンターに改組し、キャリア教育の充実をはかる。
- (4) 留学制度の整備をすることが望ましいが、経営の安定化を前提とする。
- (5) 防災については、オリエンテーション期間に学生の避難誘導を行う必要がある。わかりやすい防災マニュアルを各教室に配置し、防災意識を高める。令和2年度は、コロナ禍によりオリエンテーションをオンラインで実施したため、後期に学生の避難訓練を行った。
- (6) 研究室のパソコンの配備について、教員の個人研究費の複数年の利用ができるようになる。
- (7) 経営安定化のための課題である定員確保について多様な取り組みをより強化する。

上記課題に対する行動計画は、次の通りである。

- (1) 授業アンケートについては、アンケート項目の改定を行い、それに伴う分析内容もより分かりやすいものに変更した。
- (2) 平成30年度後期にUNIPAを導入し、令和元年度からのシステムの全面的な稼働を始めた。令和元年度から授業アンケートをUNIPAで行うこととしたため、システム移行に伴いその前後の授業改善計画書については一時滞りが生じたが、令和2年度の授業改善計画書もUNIPAにおいて作成することができるようとした。これにより、授業改善計画書の提出をより確実なものにしていくことができる。
- (3) 就職支援室をキャリアセンターに改組して、キャリア教育の充実を進めている。
- (4) 留学制度については、少子化の進行や短期大学離れ、コロナ禍の影響などで短期大学の安定化の見通しが不透明なところがあるため、また、留学教員の代替講師の用意などの困難な問題があり、継続して検討していく。
- (5) 防災対策について、学生を動員した避難訓練を行っている。また、避難経路や防災マニュアルを各教室に配置し、学生の防災意識の向上に努めている。
- (6) 研究室のパソコンについては、オンライン授業の必要性などの状況に応じて研究出張費（15万円）と教員個人研究費（10万円）を合算してPCを購入できるよう規程を整備した。これにより、25万円を研究費として使用することができるようになり、PCの購入を容易にした。
- (7) 経営安定化のため、多様な取り組みとして次の取り組みを行っている。

保護者の過剰な負担にならない範囲で、授業料の改定を行った。

学科ごとの志願者状況の変化に対応し、学科の収容定員を変更して、各学科の収容定員の確実な確保に努めている。

福祉人材の養成、高齢者施設への人材供給については、希望者の激減から、平成30年度

に専攻科福祉専攻の募集を停止した。

希望者の減少により幼稚園教諭や保育士の人材供給不足が進む中、これらの人材育成に向け地域人材育成奨学制度を拡充し、人材不足の自治体と連携した奨学制度をつくるなど人材育成の仕組みを構築すべく着手している。地域のニーズと学生の就職希望とのマッチングについての対策として有望と考えている。また、幼児保育コースは実践的な保育英語に力を注ぎ、他大学との差別化に取り組んでいる。

図書館司書や中学教員の採用は、現実には狭き門であり、また合格のハードルが高い面もある。本学卒業生で現在滝川市立図書館に勤務し意欲的な企画を立案実施し活躍している者もいるが、図書館司書での直接の就職はそもそも受け入れ数が少なく難しいといわざるを得ない。卒業後、中学校の教員採用希望者についても合格採用に至らない学生もいる。そうした学生には、卒業後も就職サポートを行っている。

編入学希望者の増加については、國學院大學との連携を強化し、道外（首都圏）からの編入学希望の受験生を増加させてきた。ただし、令和3年度の学生募集では、コロナ禍により首都圏からの受験生が減少した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 専任職員の役職定年について（基準III－A）

役職定年制度の改正の必要性は当面生じないが、将来的には弾力的な運用が必要となることから、例外措置ではなく、組織の実情に適した運用を可能にするよう見直していく。

(2) 教室の冷房設備の整備について（基準III－B）

令和3年度の予算で、大教室及び2つの中教室に換気機能付き冷房設備を整える予算を講じたが、今後も冷房設備の整備を進めていく。

(3) 遠隔授業・オンライン授業の将来の活用について（基準III－C）

遠隔授業の将来の活用につき、集中講義の在り方を、教学上の長所・短所を踏まえながら、國學院大學と協議をしていく。遠隔授業は編入学を超えて國學院大學や他大学の教員の多様な講義を受けることができることから、将来は教育内容の多様性を向上させる可能性が広がるであろう。その意味でも、まずは集中講義から今後の活用を検討していく。

(4) 将来計画について（基準III－D）

本学は、國學院大學の編入学によって、多くの入学者を確保し、経営基盤を支えているが、将来も編入学に依存したまま入学生を安定的に確保し続けることができるかについては楽観できない。短大部の在り方及び法人における役割について、今後、短大部と法人とで検討をすることが課題である。改善計画としては、國學院大學「21世紀研究教育計画（第5次）」（令和4年度～令和8年度までの5ヶ年計画）において、将来計画委員会を発足させ、将来計画を法人とともに課題解決に向けて検討していく予定である。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料26 学校法人國學院大學寄附行為

備付資料10 國學院大學21世紀研究教育計画（第4次）

備付資料一規程集303 学校法人國學院大學常務理事会規程

備付資料一規程集304 学校法人國學院大學経理規程

備付資料一規程集305 学校法人國學院大學固定資産および物品管理規程

備付資料一規程集306 学校法人國學院大學固定資産および物品調達規程

備付資料一規程集307 学校法人國學院大學収益事業経理規程

備付資料一規程集308 学校法人國學院大學21世紀研究教育計画委員会規程

備付資料一規程集309 学校法人國學院大學内部監査規程

備付資料一規程集310 学校法人國學院大學危機管理本部規程

備付資料一規程集311 学校法人國學院大學個人情報の保護に関する規程

備付資料一規程集312 学校法人國學院大學公的資金の運営・管理に関する規程

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
- ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準IV-A-1の現状＞

平成31年4月に就任した現理事長佐柳正三は本法人國學院大學の出身であり、大学事務職員として採用されてから、平成15年本法人評議員、國學院大學事務局長、平成16年4月本法人理事、平成22年2月同常務理事を経て現職に至っている。常務理事では財務を担当し、北海道短期大学部担当理事も兼務していた。前理事長坂口吉一も、國學院大學を卒業し、大学事務職員から大学事務局長、常務理事を経て平成22年に理事長に就任している。両理事長とも本法人の建学の精神・教育理念に精通し、教育目的・目標の具現化に深く関与し、発展に寄与している。特に本法人創立120周年（平成14年度）を機にスタートさせた中期計画「國學院大學21世紀研究教育計画」における國學院大學渋谷キャンパスの大規模再開発を初めとした記念事業において強力なリーダーシップをもって遂行に当たり、それが現在の本法人の発展に大きくつながっている。その21世紀研究教育計画は、その後5年毎に國學院大學の中期計画として進めてきており、平成29年4月には本法人傘下の全設置校における中期計画「國學院大學21世紀研究教育計画（第4次）」としてまとめられ、現在進行している（備付-10）。

理事長は、学校法人國學院大學寄附行為第12条の「この法人を代表し、この法人の行う業務を総理する」との規定に基づき、業務を総理している。理事会の下に常務理事会が置かれ（寄附行為第18条）、常務理事会は週1回の定例会議で理事会の意思決定及び本法人の業務執行が適切且つ円滑に行われるよう職務を遂行している。具体的には、理事会で決定すべき基本的経営方針、理事会に付議すべき重要事項及び法人の常務処理について、審議している。理事会も常務理事会も理事長が招集し、議長を務めている。年次事業計画及び予算に関しては、常務理事会、理事会の議を経たのち、評議員会において意見を徴している（提出-26）。短大部担当理事には常勤理事が任命されており、定例の常務理事会に必ず出席し、本法人内での意思疎通を十分に図りながら法人としての意思決定に参画している。

理事長は、毎年度の事業報告及び収支決算について事前に監事の監査を受け、5月に開催される理事会で財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支計算書を提示し、各担当から詳細な報告を行っている。理事会終了後、同日に開催される評議員会において意見を聞き、同様に事業報告書及び収支計算書について審議を行い、その審議結果を受け再度理事会に諮っている。

寄附行為第17条に「この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の遂行を監督する。」と定めており、理事会は同条第2項及び第3項に基づき、議長である理事長が招集し、年8回開催される。

認証評価については、短大部担当理事を介して、逐次状況を報告・説明し、適宜、援助や助言を得ている。

理事会は、各担当理事、当該学校機関長、事務局長から常に情報を収集し、法人本部を通し共有している。文部科学省等監督官庁の通知に対しては、大学総務課がその所管であり、法人傘下各校への連絡、情報共有に遺漏のないよう努めている。本法人北海道短期大学部の運営に係る学則、諸規定の改廃については、寄附行為第3条内規の定めにのっとり適切に理事会に諮り、承認を受けている。本法人及び北海道短期大学部の運営に係る諸規程は次の通り整備されている。

学校法人國學院大學寄附行為（提出-26）、常務理事会規程、経理規程、固定資産およ

び物品管理規程、調達規程、収益事業経理規程、21世紀研究教育計画委員会規程、内部監査規程、危機管理本部規程、個人情報の保護に関する規程、公的資金の運営・管理に関する規程等を整備している（備付一規程集303～312）。北海道短期大学部についても、理事会の指導の下、学則その他の規程を整備している。本学の規程の少なからずは、國學院大學の規程を範としている。

本法人の理事は、寄附行為第7条第1項にある國學院大學学長を含め、第2項により評議員から7名が選任され、それ以外の理事は第2項によって選任された理事の過半数の議決をもって選任される。現在の理事会を構成する理事のうち7名は、本法人以外の学識経験者、経済界、神社界等から慎重に選任されている。理事会の構成員は、いずれも本法人の建学の精神・教育理念について理解したうえで、各人が有する豊かな学識経験や知見をもって本法人の健全な運営に務めている。

寄附行為は第11条に役員の欠格事由を定めている。欠格事由は、学校教育法における校長及び教員の欠格事由を準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

常務理事会、理事会、評議員会、監事との意見交換を行う監事會等を通し、理事長としての強いリーダーシップの下、常に諸規程及び関係法令にのっとり円滑且つ適切に法人運営を行っている。特に原則週1回定例で開催される常務理事会の役割を重く位置付けており、理事長は組織としての法人ガバナンスのあり方を常に意識したうえで意思決定を図っていることから、特記すべき課題はない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長が毎年来滝して、地域連携協議会に出席し、滝川市長、滝川商工会議所会頭らと短大部の運営について意見交換している。

昨年新型コロナ・ウイルス感染拡大によって、令和2年4月から本法人傘下の各教育機関は遠隔授業や時間短縮授業などの対応を余儀なくされた。その際に理事長が「コロナ禍による退学者は一人も出さない。」との強いメッセージを法人傘下の各教育機関に発し、遠隔授業への環境整備と共に大学・短大部の学生への緊急修学支援金の支給を理事会に提案し、コロナ対策費として法人の基金から総額66,400万円（うち短大部分5,000万円）の取り崩しを行った。このことにより各校とも迅速に環境整備を行うことができ、学生生徒の修学に支障を来たすことなく乗り切ることができた。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料5 國學院大學北海道短期大学部学則

備付資料64 教授会議事録 [平成30（2018）年度～令和2（2020）年度]

備付資料一規程集002 教授会運営規程

備付資料一規程集009 学生支援委員会規程

備付資料一規程集032 学長選出に関する規程

[区分 基準IV－B－1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV－B－1の現状>

理事会は、設置基準第22条の2（学長の資格）の規定に基づき、短期大学部学長選考に関する規程により学長を選任している（備付－規程集032）。

学長は、学則第11条及び教授会運営規程に基づき、教授会を招集し、議長として審議事項を審議している（提出－5、備付－規程集002）。審議事項について、教授会の議を経ている。

現学長は、國學院大學法学部を卒業後、大学院を経て短期大学部開学時から就任している。現学長は、短期大学部の教員出身者として初めての学長である。学位は博士（法学）である。長年の研究・教育活動の他、主要委員会委員長、本学の将来計画座長、地域と一体となった本学活性化委員会委員長、副学長等を歴任しており、建学の精神に基づき、教育研究を推進し、本学の向上・充実に努力をしている。学校法人國學院大學の評議員も務めている。なお、令和2年度に、文部科学省より短期大学功労者として顕彰されている。

学長は、学則第54条に基づき、学生支援委員会に学生の懲戒処分につき審議させる。学生支援委員会は学生支援委員会規程第2条第1第2号により学生の懲戒を審議し、懲戒に理由があるときは懲戒処分案を教授会に上程する（備付－規程集009）。

教授会の審議を経て、学生支援委員会は学生の処分を実施する。

学長は、学則第5条に基づき、本学を統率し、本学を代表し、校務をつかさどっている。とりわけ、カリキュラムの改定、編入学、認証評価について指導的役割を果たしている。

学長は、学則第11条及び教授会運営規程にのっとり教授会を開催し、教育研究における開かれた審議機関として適切に運営している。

教授会の議案は、教授会の1週間前に議長への通告が義務づけられており、議案書は、教授会前々日にメールの添付資料として配信されている。

学生の入学、卒業、課程の修了、学位授与等は学則第10条により教授会の審議事項とされており、学長はこれらの事項について常に教授会の議決を要する審議事項としている。

教授会の議事は議事録として記録している（備付－64）。定例の教授会開催時には、必ず前回教授会の概要報告が行われその内容が確認されている。

学習成果と三つの方針は、学科ごとに作成された原案をALOが中心となって調整し、教授会において審議可決されたものである。各学科は常に学習成果と三つの方針について見直しを検討している。とりわけ、カリキュラムの大きな改定に際しては、具体的な検討を行っている。学習成果については、改定が行われている。

本学におく委員会は学則第7条の2において規定されており、各委員会についてはそれぞれ規程が定められている。各委員会は規程に基づき、委員会を開催している。学長は、必要に応じて、委員会に審議事項を指示する。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題＞

特はない。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特はない。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

＜根拠資料＞

提出資料26 学校法人國學院大學寄附行為

備付資料66 監査状況報告書〔平成30（2018）年度～令和2（2020）年度〕

備付資料67 学校法人國學院大學評議員会議事録〔平成30（2018）年度～令和2（2020）年度〕

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

本法人では3名の監事をおいている。理事会・評議員会には必ず同席しており、寄附行為の定めるところにより、本学を含む法人全体の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、毎会計年度の監査報告書を作成している。5月に開催される監事会において監査報告に基づいた意見を述べると共に、理事長・担当理事との意見交換を積極的に行っている（備付-66）。

当該会計年度終了後2月以内となる5月に開催される毎年度決算・事業報告に関する理事会において、監事は監査報告を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

寄附行為第5条第1項第1号で理事の定数は13人以上16人以内、第21条第1項で評議員定数は59名以上65名以内と定められており（提出-26）。令和2年5月1日現在で理事16名に対し評議員65名であり、私立学校法に定められている要件を充足している。

私立学校法第42条にのっとり、寄附行為には、①予算、借入金、重要な資産の処分、②解散、③合併、④寄附行為の変更について評議員会の議決を要する事項と定め、⑤事業計画、⑥中期計画、⑦役員報酬、⑧収益事業については評議員への諮問事項を定めている。評議員会は寄付行為の規定に基づき適切に運営され、議事録が作成されている（備付-67）。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3の現状>

学校教育法施行規則及び私立学校法に定められた情報を、ウェブサイトで公表・公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特はない。

<テーマ 基準-C ガバナンスの特記事項>

特はない。

＜基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学長選考規程が未整備であったが、前回認証評価後に規程を整備し、現在の学長はその規程に基づいて選考されている。

中断した「國學院大學北海道短期大学部教育研究・経営基盤整備計画」の中・長期計画の策定への取り組みは、現在、國學院大學「21世紀研究教育計画（第4次）」において推進している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし。

自己点検・評価報告書

令和 3 年度

発行日 令和 4 年 3 月 31 日

編 集 國學院大學北海道短期大学部

自己点検・評価委員会

発行者 國學院大學北海道短期大学部

北海道滝川市文京町三丁目 1 番 1 号

TEL (0125) 23-4111(代)